

<付属資料1> 「新しい公益法人制度施行までの経緯」

- 14年3月29日
「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
 - ・ 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
- 14年11月
「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成15年1月まで計7回開催）
- 15年6月27日
「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- 15年11月～
 - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春(株)資生堂名誉会長）を開催
 - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
- 16年11月19日 「有識者会議報告書」
有識者会議26回、非営利法人WG14回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- 16年12月24日
「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- 17年12月24日
「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成18年通常国会に提出することを明記
- 18年3月10日
「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- 18年5月26日
「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- 18年6月2日
「公益法人制度改革関連三法」の公布

- 18年10月26日
「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸
日本公認会計協会常務理事）立上げ（全10回開催。平成19年3月29日検討結果取りまとめ）
- 19年1月19日
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見
善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）
- 19年2月21日（衆議院本会議）・22日（参議院本会議）
公益認定等委員候補が衆・参両院において同意
- 19年4月1日
 - ・ **内閣府公益認定等委員会設置**
 - ・ 7名の初代公益認定等委員が内閣総理大臣から任命
- 19年4月2日
 - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男氏、委員長代理に佐竹正幸氏が就任
 - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
- 19年4月13日
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- 19年6月15日
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定
について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- 20年4月11日
「公益認定等に関するガイドライン」、「公益法人会計基準」、「公益法人会計基準の運用指
針」の決定
- 20年12月1日
新制度が施行

<付属資料2> 「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

(第一期) 平成22年3月31日まで

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| | あめみや たかこ | |
| | 雨宮 孝子 | 元 明治学院大学大学院法務職研究科教授 |
| | いけだ もりお | |
| ◎ | 池田 守男 | 株式会社資生堂相談役 |
| | おおうち としみ | |
| | 大内 俊身 | 元 東京高等裁判所民事部総括判事 |
| | さたけ まさゆき | |
| ○ | 佐竹 正幸 | 元 日本公認会計士協会常務理事 |
| | そでい たかこ | |
| | 袖井 孝子 | お茶の水女子大学名誉教授 |
| | でぐち まさゆき | |
| | 出口 正之 | 国立民族学博物館教授 |
| | みずの ただつね | |
| | 水野 忠恒 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |

(第二期) 平成22年4月1日から

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| | あめみや たかこ | |
| ○ | 雨宮 孝子 | 元 明治学院大学大学院法務職研究科教授 |
| | いけだ もりお | |
| ◎ | 池田 守男 | 株式会社資生堂相談役 |
| | かいとう ひでかず | |
| | 海東 英和 | 元 財団法人日本青年館理事 |
| | かどの いずみ | |
| | 門野 泉 | 清泉女子大学長 |
| | きたち たつあき | |
| | 北地 達明 | 公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー |
| | でぐち まさゆき | |
| | 出口 正之 | 元 国立民族学博物館教授 |
| | ほり ゆたか | |
| | 堀 裕 | 弁護士、千葉大学理事・副学長 |

◎：委員長 ○：委員長代理

<付属資料3> 「委員会運営規則」

平成19年4月2日
公益認定等委員会決定第1号

(総則)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(資料提出その他の協力)

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第4条 委員会に対する諮問は、内閣総理大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が内閣総理大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第43条第1項、第2項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議

- 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第133条第2項、第3項第1号及び第2号並びに第4項に掲げる事項に関する審議
- 2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。
- 4 会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月2日から施行する。

<付属資料4> 「審議の基本方針」

平成 19 年 4 月 13 日
公益認定等委員会

「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」、当委員会の運営によって、「公益を増進し活力ある社会の実現に資する」という考え方を全員で共有し、意識してこれを目指すものとする。審議に当たっては、以下の諸点に十分配慮するものとする。

- ① 各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組む。
- ② コンプライアンスを前提としつつも、常に改革の本旨に立ち帰り、柔軟性をもって判断する。
- ③ 審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。

注 柱書の記述は、公益認定法第 1 条（目的）から抜粋

<付属資料5> 「審議の中立性・公正性の確保について」

平成 19 年 10 月 19 日
公益認定等委員会決定第2号

- 1 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。
- 2 上記の場合、委員は、委員長に申告するものとする。また、委員会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。

<付属資料6> 「監督の基本的考え方」

平成20年11月21日
内閣府

今回の公益法人制度改革により①監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、国の監督機関（行政庁たる内閣総理大臣及び法律で内閣総理大臣の権限を委任された公益認定等委員会）は、次のような考え方で新公益法人（新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいう。以下同じ。）の監督に臨むことを基本とする。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

なお、移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般社団法人及び一般財団法人をいう。以下同じ。）については公益目的支出計画の履行を確保する観点から監督を行うこととされており、移行法人が公益の目的のための支出（整備法第119条第2項第1号各号の支出をいう。）を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として新公益法人の監督に準じた考え方で監督を行う。

注 監督の具体的措置の範囲

「監督」は、公益認定（新規、移行）、移行認可の登記終了後、行政庁及び法律で行政庁の権限を委任等された合議制の機関が、新公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、また、移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、行うものである。

新公益法人については、公益法人認定法では第2章第3節に「公益法人の監督」が設けられ、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認定の取消し等の規定が置かれているほか、他節に規定されている変更の認定、定期的な事業報告等も新公益法人の事業の適正な運営を確保するための措置であり、これら全体を監督の具体的措置として捉えることとする。

移行法人については、整備法第123条第2項に監督の根拠規定が置かれ、更に公益目的支出計画の変更の認可、公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可の取消し等の規定が置かれており、これらを監督の具体的措置として捉えることとする。

<付属資料7> 「組織・事務に係る法令の概要」

公益認定等委員会の組織、権限等は、認定法・整備法の以下の条項により規定されている。

〔認定法〕

条項	規定の概要
第 32 条	設置及び権限
第 33 条	職権の行使
第 34 条	組織
第 35 条	委員の任命
第 36 条	委員の任期
第 37 条	委員の身分保証
第 38 条	委員の罷免
第 39 条	委員の服務
第 40 条	委員の給与
第 41 条	委員長
第 42 条	事務局
第 43 条	委員会への諮問
第 44 条	答申の公表等
第 45 条	内閣総理大臣による送付等
第 46 条	委員会による勧告等
第 47 条	資料提出等の要求
第 48 条	事務の処理状況の公表
第 49 条	政令への委任
第 59 条	権限の委任等

〔整備法〕

条項	規定の概要
第 133 条	委員会への諮問等
第 134 条	答申の公表等
第 135 条	内閣総理大臣による送付等
第 136 条	委員会による勧告等
第 137 条	資料提出その他の協力
第 143 条	権限の委任等

行政刷新

公益法人の皆さまへ



内閣府特命担当大臣 蓮舫

蓮舫です。内閣府特命担当大臣（行政刷新）として新公益法人制度を担当しております。

公益法人は、「民」の立場で公益活動を担う主体として、これまでもさまざまな分野で民間ならではの創意工夫に富む活動に取り組み、国民生活のサポートや文化の発展などに大きな役割を果たしていただいています。そのような活動に日々従事している皆さんに心から敬意を表したいと思います。

すでに皆さまもご存じのように、公益法人制度については、民法制定以来100年以上を経て初めての大改革が現在進められています。従来の公益法人（特例民法法人）は、2013年11月末までに新しい制度に移行していただくことになっています。また、新たな制度の下で生まれた「一般社団・財団法人」は、「公益認定」にチャレンジすることができるようになっています。

私は、公益認定等委員会と協力して、「柔軟かつ迅速」をモットーとしてこの移行等の審査を行いたいと考えています。各法人の活動を十分に理解した上で、法人の皆さまの協力も得て、申請から4か月を目安としてスピーディーに審査を進めることを目標にしています。

その結果、新制度に合わせて衣替えした新しい公益法人がすでに誕生していますが、現在申請に向けた準備、検討を進めていただいている法人の皆様への相談などのサポートの充実にも取り組んでいきたいと考えています。外部の専門家の協力を得た相談会の開催や、申請に役立つ情報提供などにより、申請に当たっての皆さまの疑問や心配にお答えできるよう、取り組みを進めています。

各法人の内部手続などの都合もおありでしょうが、2013年の期限ぎりぎりではなく、できるだけ早めにご申請いただくと、審査がスピーディーに進みます。ぜひこの機会に早期の申請をご検討いただければ幸いです。皆さまの積極的な取り組みをお願いいたします。

政府は現在、事業仕分けを通して国からの補助金や天下り役員などを受け入れている一部の法人に対しては厳しくそのあり方を問い直していますが、一方、公益法人に本来期待される「民」による公益の増進については、これを積極的に応援し、その取り組みを加速させていきたいと考えています。どうか、皆さまのご理解とあっという間のご活躍を心からご期待申し上げます。

早めの移行申請をお勧めします

2010年7月22日

＜付属資料9＞ 「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の取組状況」（平成22年10月27日）（抄）

1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備

(2) 非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し

提案	政府の対応	概算要求、税制改正要望その他の対応状況	概算要求額	担当府省
公益法人等の公益認定プロセスの迅速化・透明化	公益法人の認定等については、事後チェックを適正に機能させ、柔軟でメリハリのある審査へと転換することにより、平成22年度以降の申請について、原則として、認定等までの期間は4ヶ月以内とし移行期間内にすべての認定作業が完了することを目指す。また、外部の有識者・経験者を活用した法人向け相談会、業態別説明会への講師派遣、公益認定等の典型的な論点についての応答集の充実などにより、公益認定等に関する情報発信を推進する。	＜予算＞ 【①早期申請に向けた新公益法人制度の理解を深めるための相談会、②専門的非常勤職員の増員】	①24百万円 （新規） ②121百万円 （継続）	内閣府公益認定等委員会事務局総務課



Government Revitalization



内閣府特命担当大臣 蓮舫

公益活動を応援いたします！

明けましておめでとうございます。内閣府特命担当大臣（行政刷新）として、新公益法人制度を担当している蓮舫です。

内閣府では、平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されて以来、法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重した審査を行い、これまでに 396 法人の認定等を行ってきました。今後とも多様で良質な公益の担い手を積極的に世に送り出していきたいという考えのもと審査を進めてまいります。

公益認定等を受け活動されている法人が、文化の普及・発展や環境問題の改善など様々なニーズに対して、社会に貢献したいという志のもと、それぞれの特性を活かし取り組まれていることに敬意を表するとともに慶びを感じています。

一方で、公益法人には社会的な責任を果たすことも求められており、その活動実績や運営状況について、社会へ明らかにしていくことが必要だと考えています。また、こうした情報提供は、法人にとっても、公益活動への賛同者を増やす契機となり、寄附やボランティア活動などの支援の充実に繋がることで、新たな公益活動の原動力になるものと考えております。

国民の皆様には、これらの情報に触れていただくことで、自らが共感できる活動に出会い、自らの選択でそういった活動との関わりを模索し、自らの居場所と出番を発見されることを期待しています。

従来の公益法人からの移行期間（平成 25 年 11 月末まで）が残り3年を切りました。これから申請される法人も数多くあると思います。内閣府では、法人サポートに取り組んでおり、今年からは申請の検討のポイントとなる動画コンテンツの配信や民間の専門家を活用した相談会の地方開催を始めるほか、審査終了の際に希望される移行の日程をお伺いし、認定日等の調整も行っております。こうしたサポートをご活用いただき、できる限り早期に申請していただきますようお願いいたします。

本年も引続き、民間による公益活動を応援する立場から、公益認定を通して、「民」による公益の増進に積極的に取り組んでいきますので、それぞれの立場からのご協力をお願いするとともに、国民の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

2011 年1月1日

平成21年9月18日

公益認定等委員会だより（その1）

公益認定等委員会事務局

（はじめに）

新しい公益法人制度が施行されてから9か月が経過しました。この間、国の公益認定等委員会は7人の委員、事務局職員共々、諮問案件の審査等事務の適正な処理に努力してきました。

この段階での内閣府における申請・審査・処分の件数、審査に要している日数等、申請の傾向、審査に時間がかかる原因、申請書類に関する注意事項などについて、お知らせします。

I 申請・審査・答申等の件数、審査に要している日数、申請の傾向

1 申請・審査・答申等の件数（平成21年8月末現在）

① 申請の件数

申請の総件数は、延べ172件（社団53、財団119）となっています。
内訳は、表のとおりです。

② 審査中の件数

審査中の案件総数は、126件（社団33、財団93）となっています。
内訳は、表のとおりです。

③ 答申の件数

答申の総件数は27件（社団9、財団18）となっています。内訳は、
表のとおりです。

④ 取下げ件数

取下げの総件数は19件（社団11、財団8）となっています。内訳は、
表のとおりです。

表 申請・審査中・答申等の件数（平成21年8月末現在）

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	105(27/78)	82(18/64)	14(4/10)	9(5/4)
移行認可	36(13/23)	24(6/18)	6(3/3)	6(4/2)
新規認定	30(13/17)	19(9/10)	7(2/5)	4(2/2)
変更認定	1(0/1)	1(0/1)	0(0/0)	0(0/0)
合計	172(53/119)	126(33/93)	27(9/18)	19(11/8)

注 カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

⑤ 認定・認可後の法人からの変更届出等の件数

変更届出の総件数は10件(公益法人8、移行法人2)となっています。

(注) 移行法人とは、公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人をいいます。

2 審査(申請受付から処分まで)に要した日数(平成21年8月末までに処分が終わったもの)

① 平均所要日数

移行認定申請が131.1日、移行認可申請が121.8日、新規認定申請が119.6日となっています。

② 最長・最短所要日数

移行認定申請は、最短で91日、最長で201日となっています。

移行認可申請は、最短で87日、最長で182日となっています。

新規認定申請は、最短で69日、最長で223日となっています。

3 申請の傾向

全般的にまだ様子見

国所管の特例民法法人は7千弱ありますが、申請件数がなかなか伸びてこない状況が続いています(平成21年6月から8月までの各月とも20件台)。新制度の施行後間もないこともあり、全般的にまだ様子見の法人が多いようです。

II 審査に時間がかかる事情など

1 制度説明の実施

委員会は、1つでも多くの志にあふれた公益法人を世の中に送り出すことを目標としています。一方で、新制度に対応するために法人が理解しなければならない事項は数多くあります。このため、申請書類に不十分な点がある場合(**V 申請書類に関する注意事項**参照)には、事務局から法人に対して所要の説明を行っています。不十分な点が多い場合などには、法人に制度を理解していただき、申請の内容を、認定基準等に適合するかどうか判断できるようなものとしていただくために相当の時間がかかっている事例があります。

2 法人の対応

申請の中には必要な申請書類の一部が実質白紙の申請が見受けられる

ところでは、申請の手引き等の公表資料をよく読んでいただいた上で申請書類の作成を進めていただくことが、このようなことをなくすために有効です。

また、申請内容を確認させていただくため申請後においても様々な照会や追加資料の提供をお願いすることがあります。その際に適切な対応をとっていただけない場合には、申請内容が不明確であるために不認定・不認可という結論を出さざるを得ないこともありえますので、御注意ください。

Ⅲ 不認定・不認可について

これまでの審議の中で、特定の認定基準への適合性が議論された案件のうち、委員会の議論等を踏まえて事実関係を法人に確認する中で法人が自発的に事業の内容等を変更した結果、問題なく認定基準等に適合すると認められたものがあります（注）。法人が、自分たちの事業の内容等をより多くの公益を世の中に生み出すよう自発的に変更していくことは、決して悪いことではないのですが、申請の取下げを行う法人もあることと相俟って、現在まで、結果的に不認定・不認可は出ていません。

今後は、法人が事業の内容等からみて個別の認定基準を満たさないことを理由とする不認定・不認可が出てくるとも考えています。また、公益認定等ガイドラインでも示したように、個別に説明を求めても、法人からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために認定等の基準を満たしていることが判断できず、結果として不認定・不認可となる事例も出てくると考えています。

（注）例えば、次のような事例があります。今後こうした事例についても紹介していきます。

資格付与を行う事業について、従前は対象者を会員及び会員施設の勤務者等に限定していたが、これを見直して会員等限定を行わないこととしたことにより、問題なく公益目的事業と認められた事例

Ⅳ 内閣府から法人関係者へのメッセージ

1 制度改革に伴い法人の自主的な判断が求められます。

主務官庁制の廃止に伴い、新制度の法人の運営は自主性が重視されることとなり、法令の範囲内でこれまでよりも自由に事業を行うことができるようになりました。その裏返しとして、法令による法人のガバナンス等の規律は詳細なものとなっています。こうしたことを前提に、新制度の法人として、どのような目的を持って、どのような体制で、どのよう

に事業活動を行っていくかの判断を、法令を十分に理解した上で自主的に行うことが求められています。

2 移行を法人の在り方、事業の見直しの絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょう。

今回の制度改革に対して、「自分たちはきちんと法人運営を行ってきた。迷惑千万」という思いをお持ちの関係者の方もいらっしゃるかと思います。しかし、今回の改革は100年以上経って様々な制度疲労が見られた旧民法の制度を「民による公益の増進」の観点から抜本的に見直したものです。「すべての特例民法法人は認定又は認可を受けなければ新制度の法人に移行できない」ことについて発想を転換して、移行を法人の在り方や事業の見直しの絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。これまで変えたいと思ってもなかなか変えられなかったことを変えることが出来る可能性は大きく高まっています。今後寄附を受ける見込みがある法人など寄附税制のメリットのある法人については、新制度の公益法人への移行は大きなチャンスです。

3 移行申請は3年先でも方針の早期検討は重要です。

移行申請はかなり先だから方針の検討開始ももう少し先でいいだろうという発想では、法人の在り方や事業の見直しのための時間が十分に確保できないおそれがあります。また、法人としての正式の意思決定に時間を要する場合もあり、関係者に大きな負担をかけてしまうことも考えられます。早期に検討を済ませておくことが重要です。

4 相談窓口の活用と早期の申請をお願いします。

方針の検討が終わった法人の皆さんは、相談窓口を活用しつつ早期の申請をお願いします。

申請書類の作成に当たっては、まず申請の手引き等を参照しながら、御自分でどれくらい書き込むことができるか確認してみてください。様式については、電子申請の登録をすると計算機能のついた便利な様式を使うことができます。書き込んでみて、分からないところがあれば、国又は都道府県の公益法人制度改革に関する相談窓口にご相談ください。

また、国及び一部の都道府県の面接相談では、定款の変更の案についての相談も可能です。国の場合、事前に定款の変更の案を送っていただければ、内容を確認した上で、当日説明させていただきますので、ぜひ活用してください。

V 申請書類に関する注意事項

I 移行認定申請（公益認定申請）関係

1 別紙2：公益目的事業関係

<p>○事業の概要欄の記載が事業名だけになっており、どのように事業を行うのかが明確でない例が見受けられます。事業の概要には、事業の具体的な内容を記載していただく必要がありますのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○複数の事業をまとめた場合において、まとめた理由が記載されていない例が見受けられます。事業をまとめることができるのは、類似・関連する場合であり、まとめた理由を記載して頂く必要がありますのでご注意下さい。（公益認定等ガイドライン52頁、FAQⅧ-2-②、申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○事業を行うに必要な財源が記載されていない例が見受けられます。財源を記載して頂く必要がありますのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○「事業の種類」の欄にはチェックポイントの事業区分の番号が記載されている例が見受けられます。同欄には別表各号の号を記載することになりますのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）</p>
<p>○個々のチェックポイントに対応した説明がされていない例が見受けられます。該当する事業区分の個々のチェックポイントに対応した説明が必要ですのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）</p>
<p>○複数の事業をまとめた場合、一部の事業しか説明がされていなかったり、事業区分（18）で全ての事業を一括りで説明されている例が見受けられます。まとめた各事業についてそれぞれ事業区分を適用して説明して頂く必要がありますのでご注意下さい。（公益認定等ガイドライン52頁、FAQⅧ-2-②、申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）</p>
<p>○該当する事業区分（例：（5）相談、助言）があるのに、事業区分（18）で説明がされている例が見受けられます。該当する事業区分がある場合は当該事業区分を用いて説明して頂く必要がありますのでご注意下さい。（申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）</p>

○助成事業について、非応募型でも(13)助成(応募型)のチェックポイントで説明されている例が見受けられます。応募による助成でない場合には、事業区分(18)で説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(公益認定等ガイドライン47・48、50・51頁、申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)

○助成・表彰等の選考を伴う事業について、選考プロセスが具体的に記載されていない例が見受けられます。選考プロセスを記載の上、根拠となる選考基準や選考規程等を添付していただきますようお願いいたします。(申請の手引き(移行認定編)16頁、(公益認定編)19頁、(移行認可編)23頁参照)

2 別紙D：他の団体の意思決定に関与可能な財産関係

○申請する法人が株式等を保有している場合には、議決権の過半数を有していない場合でも、別表Dへの記載が必要になりますのでご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)46頁、申請の手引き(公益認定編)49頁参照)

3 別紙F(1)：役員報酬及び給料手当の状況関係

○法人の中には、役員の中で無報酬であるような場合も見受けられますが、このような場合には、別表F(1)を白紙のままとするのではなく、報酬の支給を受けている役員はいない旨を明記して下さい。(申請の手引き(移行認定編)48頁、申請の手引き(公益認定編)51頁参照)

4 滞納処分に係る納税証明書

○申請書に添付していただく納税証明書は、滞納処分を受けたことがないことの証明書ですのでご注意ください。なお、証明書で証明されている期間の末日が、申請日の直近3か月以内であるものを提出していただく必要がありますので、申請の準備を進める際にはこの点についてもご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)51頁、(公益認定編)54頁参照)

II 移行認可申請関係

- | |
|---|
| <p>○ 公益目的支出計画を実施するためには、資産を取り崩していかなければならないと誤解している例があります。公益目的支出計画は、法人の純資産を消費して零にすることを要求するものではありません。(FAQ問X-1-②参照)</p> |
| <p>○ 従前から実施してきた事業について、規模の拡大や実施手法の変更を行うことをもって公益目的事業とする例があります。法人が従来から実施している事業で、旧主務官庁が公益に関する事業と認めれば、原則として継続事業として公益目的支出計画の対象事業とすることができます。(公益認定等ガイドライン 27 頁、FAQ問X-2-③参照)</p> |
| <p>○ 公益目的支出計画の終了前に、法人の赤字額の累計が保有する正味財産額を上回り、債務超過になる例があります。法人活動全般について、財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないの見込まれる必要があります。(公益認定等ガイドライン 31 頁参照)</p> |
| <p>○ 公益目的財産額の算定において、保有する土地について固定資産税評価額が付されていない、または固定資産税評価額が零表示されている場合に、当該土地の時価を零とする例があります。固定資産税評価額が付されていない場合（固定資産税評価額が零表示されている場合を含む。）の土地については、法人自らが他の公正妥当と認められる評価指標を用いた時価評価を行うことも一つの方法と考えられます。(申請の手引き（移行認可編）12 頁参照)</p> |
| <p>○ 公益目的財産額の算定から除くことができる「貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」について、法人の内規に基づき積み立てている資産を該当させている例があります。この「支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」とは、法令等（通達又は通知を含む。）により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているものとしています。(公益認定等ガイドライン 29 頁、FAQ問X-3-①、申請の手引き（移行認可編）20 頁参照)</p> |

(注) 公益目的事業に関しては、「I 移行認定申請（公益認定申請）関係 1 別紙 2：公益目的事業関係」をご参照ください。

公益認定等委員会だより(その2)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから 1 年が経過しました。この間、国の公益認定等委員会は 7 人の委員・事務局職員共々、諮問案件の審査など事務の適正な処理に努めてきました。

「公益認定等委員会だより」(その 2)では、「内閣府から法人関係者へのメッセージ」「内閣府からのお知らせ」のほか、池田委員長のコラムを掲載しています。

I 池田委員長から ‘ひとこと’

～民による公益の増進を～

豊かな社会を築き、守っていくためには、自らが未来を切り拓いていく「自助」の精神と、国や地方自治体等による支援を必要とする方々への「公助」の仕組みのほかに、もう一つ、多くの人々が集まって、共に「社会のため」に力を発揮する「共助」の存在が欠かせません。新政権では、「新しい公共」や「支え合って生きていく日本」など、「共助」をこれからの日本にとって重要な概念として示しました。その「共助」を実現するためには、民間の力、すなわち「公益法人」の力が重要となります。

現在のような厳しい経済情勢であるからこそ、公益法人には、社会の多様なニーズに機動的に対応していくことが期待されています。

企業は、営利活動だけではなく、CSR活動や公益活動(公益法人の設立とその支援)に取り組み、個人も、仕事だけではなくボランティア活動や寄附活動に積極的に取り組む。そのように、営利活動と公益活動が融合し渾然一体となった社会が望ましいと思っています。そのためにも、公益法人のミッションに共鳴し活動を推し進める皆様には、社会変革に結びつくような情熱を持ち、公益活動に取り組んでほしいと思います。

公益認定は、公益法人として活動するためのスタートラインです。民が主体である公益法人により、それぞれの自主性と創意工夫を大切にして、柔軟で個性的な活動が展開されることを期待しています。新しい時代の新しい公益を担うために、そして、温かみと深みのある社会の実現のために、多くの領域で、多様な新公益法人が生まれることを期待しています。

Ⅱ 内閣府から法人関係者へのメッセージ

1 制度改革の意義を改めて見直してはいかがでしょうか。

今回の公益法人制度改革は、民間非営利活動の促進が、日本を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要であることを背景として行われました。すなわち、個人の価値観が多様化するなど社会情勢が変化する中、民間の非営利部門は柔軟で機動的な活動を展開することが可能であるため、画一的対応が重視される行政部門や収益を上げることが前提となる営利部門では、満たすことのできない社会のニーズに対応することができると考えられます。そのため、民法制定から100年以上経って様々な制度疲労が見られた旧制度を、「民による公益の増進」の観点から抜本的に見直す改革が行われました。

また、「すべての特例民法法人は、認定又は認可を受けなければ新制度の法人に移行できない」ことについて、発想を転換して、移行を、これまで変えたいと思っけていてもなかなかできなかった、法人のあり方や事業を見直す絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。

加えて、今後寄附を受ける見込みのある法人などにとっては、制度改革にあわせて、寄附税制の充実など寄附を促す環境整備を行っているので、法人の財政基盤を充実させる良い機会になると考えられます。

2 まずは国・都道府県への相談をお勧めします。

移行認定などの申請に際し、どのような目的の法人とするか、公益法人とするか一般法人とするか、どのような事業を行ってゆくかなど、今後の法人運営方針を決めることになります。これらは、新制度について正しい知識と理解に基づいて法人自らが行うことが望まれます（なお、申請に際し、何が検討のポイントか迷ったときには、例えば「公益認定等委員会だより」（その1）のⅢとⅣをご参照ください）。また、認定などを受け新制度の法人となった後は、これまでの主務官庁はなくなり、法令に基づいて従来以上に強力なガバナンスに支えられた法人が、申請の参考とした今後の方針に基づき自主的に運営を行うこととなります。

従って、法人を継続的にしっかりと運営してゆくためには、何といたっても正しい知識を得る必要があります。新制度に最も詳しい国や都道府県はその手助けをすることができると思いますので、まずは、国または県への相談をお勧めします。

以下は、内閣府における電話相談・窓口相談の案内です。

資料を見てもわからないといった場合など、制度の内容や申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の相談専用ダイヤルをご利用下さい。専門相談員による電話相談を実施しております。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時～16時45分

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しております。
受付のご案内につきましては、毎月、公益法人information
(<https://www.koeki-info.go.jp/>) で掲載しています。

(予約受付番号) 03-5403-9526 又は 9989

(相談内容) ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

なお、都道府県でも窓口相談等を行っているので、申請を都道府県に予定されている場合はご利用下さい。

3 各種の公表資料を活用してください。

ここでは、申請に至る各過程における検討・疑問の解決に役立つ資料を紹介しています。

(1) 制度改革にあわせて、法人の将来展望を検討する場面

- 制度改革とはどんな内容か？
- 申請をするに当たり必要な手続は？
- 公益法人と一般法人とは何が違うのか？
- 公益目的事業とは？・・・ 等

⇒ 『パンフレット』・『FAQ』問Iが有効です！

制度改革の概要や移行に当たっての法人の選択肢(公益法人と一般法人の違い等)を紹介するとともに、「公益目的事業」・「公益目的支出計画」といった重要概念について簡潔に解説しています。

(2) 具体的な事業・機関設計・財務等を検討する場面

- 現在実施している事業が公益目的事業に該当するのか？・・・
- 収支相償とはどのようなもので、どうやってクリアするのか？・・・
- 定款の変更の案は、どのように作成したらいいのか？・・・

等

⇒ 『公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)』

『FAQ』

『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』

等が有効です！

『公益認定等ガイドライン』には、「遊休財産額の保有の制限」、「収支相償」について等、認定基準の詳細が、また、個別の事業が公益目的事業に該当するか（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか）」の事実認定に当たっての留意点としてチェックポイントも記載しています。

『FAQ』では、例えば、認定基準（機関設計や財務・会計等）について、多数寄せられる質問についての考え方を示しています。疑問が生じた場合には、まず、目次を参照し、関係しそうな質問を探してみてください。

『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』では、定款の定め方の例やその解説を記載しているほか、定款を作成する際に特に留意して頂きたい事項を取りまとめた「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」も収載しています。

（３）実際に申請書類を作成する場面

- 申請書類の記入方法が分からない。
- 作成は終わったが、チェックする方法がなく不安。

等

各手続について、『申請の手引き』を公表しています！

『申請の手引き』では、書類ごとに作成手順、記入事項等を掲載しています。一見、その分量から手にとることを躊躇してしまうかもしれませんが、一から全て読むのではなく、例えば、申請書類の書き方で分からないことがあった場合に該当箇所だけを参照する、という使い方が有効です。

申請に当たっては、電子申請を推奨しています！

電子申請のIDを取得すると、自動計算機能や別の書類間の自動転記機能等が付いた様式で申請書類を作成することができます。また、記入漏れがあるとエラー表示がされるといった申請書類のチェックも自動的に行われます。

※ 公益法人information (<https://www.koeki-info.go.jp/>) では、ここで紹介した資料のほか、紹介しきれていない資料も多数掲載しております。各種資料は、こちらから入手してください。また、電子申請のID取得もこちらから行うことができます。

4 申請書類に関する留意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項については、巻末の**別表（7頁）**をご覧ください。

Ⅲ 内閣府からのお知らせ

1 国における申請・答申等の概況（平成 21 年 11 月末現在）

(1) 申請・審査・答申等の件数

- ① 申請の総件数：8 月末の延べ 172 件から 262 件となっています。そのうち、移行認定・移行認可関係は 228 件で、国所管の特例民法法人数（平成 20 年 12 月 1 日現在）6,625 の 3.4%にあたります。
- ② 審査中の件数：8 月末の 126 件（申請件数の 73.2%）から 170 件（同 64.9%）となっています。
- ③ 答申の総件数：8 月末の 27 件（申請件数の 15.7%）から 59 件（同 22.5%）となっています。うち、不認定とするものが 1 件ありました。また、認定のうち、移行認定・移行認可関係は 48 件で、国所管の特例民法法人数の 0.7%にあたります。
- ④ 取下げ総件数：8 月末の 19 件（申請件数の 11.0%）から 33 件（同 12.6%）となっています。

申請・審査中・答申等の件数

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	171(51/120)	112(35/77)	38(7/31)	21(9/12)
移行認可	57(23/34)	39(15/24)	11(4/7)	7(4/3)
新規認定	33(14/19)	19(10/9)	9(2/7)	5(2/3)
変更認定	1(0/1)	0(0/0)	1(0/1)	0(0/0)
合計	262(88/174)	170(60/110)	59(13/46)	33(15/18)

(注) カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- ⑤ 認定・認可後の法人からの変更届出等の件数：8 月末の 10 件から 25 件（公益法人 21、移行法人 4）となっています。

(注) 移行法人とは、公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人をいいます。

(2) 審査に要した日数

① 平均所要日数

移行認定申請が 153.4 日（8 月末で 131.1 日）、移行認可申請が 146.9 日（同 121.8 日）、新規認定申請が 144.6 日（同 119.6 日）となっています。

② 最短・最長所要日数

移行認定申請は、最短で 61 日、最長で 356 日となっています。

移行認可申請は、最短で 87 日、最長で 207 日となっています。

新規認定申請は、最短で 69 日、最長で 264 日となっています。

(注) 所要日数は申請受付から処分に要した日数

(3) その他

平成 21 年 9 月から 11 月までに答申された案件の中に、移行認定申請に対する不認定と変更認定申請（公益目的事業の種類の変更）に対する認定が 1 件ずつありました。な

お、移行認定申請などが不認定となった場合も、移行の場合は移行期間中に再度の申請は可能ですし、また移行認可など別の申請もできます（FAQ問I-4-②をご参照ください）。

2. 立入検査の考え方

公益法人及び移行法人の監督についてとりまとめた「監督の基本的考え方」（平成20年11月21日）を踏まえて、このたび、立入検査についての原則的な考え方を示しました。

立入検査の考え方（概要）

1 公益法人の立入検査

立入検査は、法令で明確に定められた公益法人としての遵守事項に関して、公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行います。

公益認定後最初の立入検査は、事業の実施状況の早期確認の意味から、認定後1～3年以内のできるだけ早期に、第2回以降は、原則として直近の立入検査実施後3年以内に実施します。これらは行政庁で毎年作成する計画に従って実施し、検査対象法人へは、立入検査実施予定日の概ね1か月前に実施通知を行います。

立入検査のなかで、法人関係者からの要請や必要に応じて、制度の詳細について説明などを行います。この機会を利用して新制度に関する理解を深め、適切な法人運営に努めてください。

実際の検査においては、公益認定審査等の際に経過を注意することとされた点、定期的に行政庁へ提出する書類、法令で提出することとされている変更の届出書、一般の方から提供された情報等を活用し、法人の事務所等で確認すべき事項を中心に、メリハリのある検査を行います。また、法人の運営は、自主性を重んじられるようになる一方、法令による法人のガバナンス等の規制が詳細なものとなっていることから、法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から直接お話を聞かせていただきたいと思います。

2 移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般法人）の立入検査

移行法人の立入検査は、法令の規定上、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由がある場合に実施することになりますので、事前に計画を立てて立入検査を実施することにはなりません。定期提出書類等により、立入検査の実施を検討し、必要があれば行うこととなります。

3. 最近の公表資料

平成21年9月以降、委員会から公表した主な資料をご紹介します。内容など詳細は、公益法人 information(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。

- ・ FAQの追加（定款の変更の案の作成）（平成21年12月2日追加）
- ・ 新公益法人制度施行後一年を迎えての池田委員長の談話（11月27日掲載）
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部改正について（11月2日掲載）
- ・ 「公益法人会計基準」の運用指針及び公益法人会計基準の一部改正について（10月26日掲載）
- ・ 「電子申請の手引き（基本作業編）」を改訂（10月1日掲載）
- ・ FAQの修正（移行をまたぐ任期の取扱い）（9月28日修正）
- ・ FAQの追加（特定の学校の在学学生への奨学金、医療事業）（9月8日追加）

(別表) 申請書類に関する注意事項

* : 今回初掲の注意事項です。

I 移行認定申請（公益認定申請）関係

1 別紙2：公益目的事業関係

○ 複数の事業をまとめた場合において、まとめた理由が記載されていない例が見受けられます。事業をまとめることができるのは、類似・関連する場合であり、まとめた理由を記載して頂く必要がありますのでご注意ください。

なお、構成する個々の事業の費用の内訳を求める場合がありますので、ご注意ください。（*）（公益認定等ガイドライン52頁、FAQ問Ⅷ-2-②、申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）

○ 施設を貸与することを公益目的事業として申請する場合において、どのような活動に貸与するのかが記載されていない例が見受けられます。

施設を貸与する場合には、

- ・当該施設の設置目的
- ・公益目的ではどのような活動に貸与するのか、又、その日数
- ・公益目的以外ではどのような活動に貸与するのか、又、その日数

等を記載してください。

なお、定款で定める目的又は事業に根拠がない事業は、公益目的事業とは認められないことがありますので、ご注意ください。（公益認定等ガイドライン46頁、FAQ問Ⅸ-③、申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）（*）

○ 事業を外部委託する場合において、事業のどの部分を委託するのかが明確でない例が見受けられます。事業を外部に委託する場合、どのような業務について委託するのかがわかるように記載して頂く必要がありますので、ご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）（*）

○ 事業を行うために必要な財源が記載されていない例が見受けられます。財源を記載して頂く必要がありますのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）

○ 「事業の種類」の欄にはチェックポイントの事業区分の番号が記載されている例が見受けられます。同欄には別表各号の号を記載することになりますのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）16頁、（公益認定編）19頁、（移行認可編）23頁参照）

○ 個々のチェックポイントに対応した説明がされていない例が見受けられます。該当する事業区分の個々のチェックポイントに対応した説明が必要ですのでご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）17頁、（公益認定編）20頁、（移行認可編）24頁参照）

- 複数の事業をまとめた場合、一部の事業しか説明がされていなかったり、事業区分(18)で全ての事業を一括りで説明されていたりする例が見受けられます。まとめた各事業についてそれぞれ事業区分を適用して説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(公益認定等ガイドライン52頁、FAQ問Ⅷ-2-②、申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)
- 該当する事業区分(例:(5)相談、助言)があるのに、事業区分(18)で説明がされている例が見受けられます。該当する事業区分がある場合は当該事業区分を用いて説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)
- 助成事業について、非応募型でも(13)助成(応募型)のチェックポイントで説明されている例が見受けられます。応募による助成でない場合には、事業区分(18)で説明して頂く必要がありますのでご注意ください。(公益認定等ガイドライン47・48、50・51頁、申請の手引き(移行認定編)17頁、(公益認定編)20頁、(移行認可編)24頁参照)
- 助成・表彰等の選考を伴う事業について、選考プロセスが具体的に記載されていない例が見受けられます。選考プロセスを記載の上、根拠となる選考基準や選考規程等を添付していただきますようお願いします。(申請の手引き(移行認定編)16頁、(公益認定編)19頁、(移行認可編)23頁参照)

2 別表C(1)：遊休財産額の保有制限の判定関係

- 「1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成」欄は、申請書に添付された収支予算書の期末貸借対照表を表しています。したがって、例えば14欄一般正味財産の額には、前期末貸借対照表の一般正味財産額+収支予算書の当期一般正味財産増減額の数値が記載されます。(認定法16条、認定法施行規則22条3項)(*)

3 別表C(2)：控除対象財産関係

- 基本財産のうち、公益目的保有財産の表示をして公益目的事業の用に供する財産、管理業務やその他の必要な活動に使用するために合理的な範囲で保有する財産は控除対象財産となり得ますが、定款で基本財産としての定めを置くことのみをもって当該財産が控除対象財産となるものではありません。(認定法施行規則22条3項1・2号、ガイドラインI8.(1)(2)、FAQ問V-4-③、問VI-3-①)(*)

4 別紙D：他の団体の意思決定に関与可能な財産関係

- 申請する法人が株式等を保有している場合には、議決権の過半数を有していなくとも、別表Dへの記載が必要になりますのでご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)46頁、(公益認定編)49頁参照)

5 別紙F(1)：役員報酬及び給料手当の状況関係

- 法人の中には、役員の中で無報酬であるものも見受けられますが、このような場合には、別表F(1)を白紙のままとするのではなく、報酬の支給を受けている役員はいない旨を明記して下さい。(申請の手引き(移行認定編)48頁、(公益認定編)51頁参照)

6 滞納処分に係る納税証明書

- 申請書に添付していただく納税証明書は、滞納処分を受けたことがないことの証明書ですのでご注意ください。なお、証明書で証明されている期間の末日が、申請日の直近3か月以内であるものを提出していただく必要がありますので、申請の準備を進める際にはこの点についてもご注意ください。(申請の手引き(移行認定編)51頁、(公益認定編)54頁参照)

II 移行認可申請関係

- 公益目的支出計画を実施するためには、資産を取り崩していかなければならないと誤解している例があります。公益目的支出計画は、法人の純資産を消費して零にすることを要求するものではありません。(FAQ問X-1-②参照)
- 従前から実施してきた事業について、規模の拡大や実施手法の変更を行うことをもって公益目的事業とする例があります。法人が従来から実施している事業で、旧主務官庁が公益に関する事業と認めれば、原則として継続事業として公益目的支出計画の対象事業とすることができます。(公益認定等ガイドライン27頁、FAQ問X-2-③参照)
- 公益目的支出計画の終了前に、法人の赤字額の累計が保有する正味財産額を上回り、債務超過になる例があります。法人活動全般について、財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれる必要があります。(公益認定等ガイドライン31頁参照)
- 公益目的財産額の算定において、保有する土地について固定資産税評価額が付されていない、または固定資産税評価額が零表示されている場合に、当該土地の時価を零とする例があります。固定資産税評価額が付されていない場合(固定資産税評価額が零表示されている場合を含む。)の土地については、法人自らが他の公正妥当と認められる評価指標を用いた時価評価を行うことも一つの方法と考えられます。(申請の手引き(移行認可編)12頁参照)
- 公益目的財産額の算定から除くことができる「貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」について、法人の内規に基づき積み立てている資産を該当させている例があります。この「支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」とは、法令等(通達又は通知を含む。)により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているものとしています。(公益認定等ガイドライン29頁、FAQ問X-3-①、申請の手引き(移行認可編)20頁参照)

(注) 公益目的事業に関しては、「I 移行認定申請(公益認定申請)関係 1 別紙2:公益目的事業関係」をご参照ください。

III 「定款の変更の案」関係

「定款の変更の案」について、特にお問い合わせの多い点や、注意していただきたい点について、考え方や、法令・公益認定等ガイドライン・FAQ等のどこを参照したらいいかなどを、FAQ問I-3-⑩として取りまとめましたのでご参照ください。(*)

公益認定等委員会だより(その3)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

平成 22 年 4 月 1 日から第二期がスタートした公益認定等委員会では、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人への積極的なサポートを行っています。

今号では、新委員からのご挨拶のほか、このような委員会の取組みの紹介を中心にお届けします。

I 第二期公益認定等委員会がスタート！ ～柔軟かつ迅速な審査を目指して～

公益認定等委員会は、平成 19 年 4 月に発足し、以降 3 年間にわたり、法施行型委員会として、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対する答申、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議、等を行って参りました。

今般、第一期委員の任期満了に伴い、委員の改選が行われ、平成 22 年 4 月 1 日から新メンバーによる第二期委員会がスタートしました。

そこで今回の委員会だよりでは、新委員から皆様へのご挨拶を紹介させていただきます。

新委員からのご挨拶

いけだ もりお

【池田 守男委員長】

私たち公益認定等委員会の役割は、民間の立場で公益活動を行いたい、という志を持つ法人の創意工夫や自主性を尊重し、多様な公益の担い手をひとつでも多く積極的に世に送り出すことだと思っています。そして、政府、企業、そして非営利の公益法人やNPO法人、そして志のある個人等が補完しあうことで、成長から成熟に向かう日本社会は、深みと厚みのある全員参画型の社会に進むことができると信じています。そのような社会を造る為に、第二期の委員会では、制度改革の基本精神と、法人の目線を忘れることなく、柔軟で迅速な審議に努めるため、これまでの受身の姿勢を一步前に進め、申請法人の積極的なサポートを進めて行こうと考えています。

あめみや たかこ

【雨宮 孝子委員長代理】

常勤委員。元明治学院大学大学院法務職研究科教授。元職では、民法、信託法、NPOと法などの授業を行ってきました。また、公益信託を世に出す研究会をきっかけに(公財)公益法人協会にかかわり、以来30年以上公益法人、公益信託、NPO法人の設立、運営、税務の相談に携わってきました。民間公益活動は、画一的な公による活動でも、営利を目的とする経済活動でもない、自発的な民による非営利活動で、多彩な価値観にもとづく市民社会の構築には欠かせません。第二期の委員就任に当たり、私のこれまでの経験や研究が、民による公益の増進のために少しでもお役に立てればと願っています。

かいとう ひでかず

【海東 英和委員】

このたび常勤委員に任命されました海東英和です。これまで地方自治の現場で町長、市長として10年間働いてきました。合併自治体の財政再建の経験から、第一期の事業仕分けでは評価者に用いて頂きました。また、青年団や地域の人々と郷土を錦に織りなそうとする活動では、大小でない貴い活動や、掛け替えのない人々の姿を心に刻んできました。今回、これまでかかわって来た法人の役職を全て辞し、民の力による公益の増進のお手伝いに飛び込んで参りました。温かく迅速に、忠恕で働きます。よろしくお願いいたします。

かどの いずみ

【門野 泉委員】

今年、創立60周年を迎える清泉女子大学の節目の時期に学長に就任し、学生・教職員・卒業生と共に、さらなる飛躍を目指しております。私の専門は、シェイクスピアを中心とした英国演劇、日本の古典劇と英国演劇との比較演劇学です。芸術文化は一国の姿を国内外にアピールする重要なものですが、日本の文化政策はまだまだ脆弱です。そこで、微力ながら地方の優れた劇団の活動を支援しておりますが、個人の力の限界を痛感いたします。その意味でも、以前から公益法人の活躍に大きな期待を寄せておりました。一般市民の目線を生かして、認定の任務に貢献する所存でございます。皆さま、どうぞよろしく。

きたち たつあき

【北地 達明委員】

この度、委員に任命されました北地です。私は公認会計士ですが、これまでは専ら企業社会と投資家のための業務をしておりました。なかでも新しい業態の企業を資本市場に登場してもらうという業務を多く致して居りましたが、いろいろな事業内容やその社会的意義を理解するという事は委員として貢献したいところであります。

公益法人というものは私は善意で成り立つ仕組みであると考えています。この温かい仕組みを日本でさらに増やしていくために、皆様から学ばせて頂きながら、私自身も善意をもってこの重責に臨みたいと考えております。

でぐち まさゆき

【出口 正之委員】

今回の常勤委員就任に当たって、重大な決意で大阪の国立民族学博物館を辞職致しました。同僚が一地域にじっくりと根を生やしたような研究を行っていたのに対して、私は蟹の横歩きのような研究生活でした。しかし、公益法人の実務をフィールドワークするような研究を行っていたと考えれば、ずっと一貫しております。具体的には、財団法人の事務局員、事務局長、理事、社団法人の理事、専務理事等の経験があります。また、本部が米国にある国際学会の会長の経験から、米国の内国歳入法501条C(3)団体関連組織の運営にも関わったことにもなります。こうした現場感覚を常に忘れないような委員でいたいと考えております。

ほり ゆたか

【堀 裕委員】

私、今般平成22年4月1日付をもちまして常勤でない委員に就任致しました弁護士堀 裕です。大変な重責では御座いますが、過去33年間に巨る弁護士実務を介して得た知識・経験、或いは知恵を活かし、事前規制から事後規制への新しい公益法人制度の枠組を踏まえ、偏することなく、粛々として職務を務めて参りたいと存じます。

今後、委員会に諮問される件数が逡増されることが予想されますが、委員長を中心として「民による公益」の更なる充実の為、迅速に諮問に應じて参りたいと存じます。

委員会から都道府県の合議制機関の委員へのメッセージ

民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すためには、従来の公益法人の約7割を所管している都道府県の合議制の機関と公益認定等委員会とが想いを共有し、連携して活動していくことが重要と考えております。今般、第二期公益認定等委員会のスタートにあたり、池田委員長より都道府県の合議制の委員へメッセージを発出していますので、ご紹介します。

平成22年4月28日

国・都道府県から民による公益の増進を目指して ～第二期公益認定等委員会のスタートにあたって～

公益認定等委員会の審議の基本的な姿勢

- 公益認定等委員会は、本年4月から第二期がスタートしました。第二期においては、「柔軟かつ迅速な審査」を旨として、これまでの審議の蓄積を有効に活かし、社会が求める公益法人のあり方に留意し、申請法人の実状をよく理解しながら審議を進めていきたいと考えています。
- 当委員会では、法令で明確にされている基準に拠り審議を行うにあたって、常に公益法人制度改革の本旨に立ち帰り、各法人の活動実態をふまえながら、それぞれの創意工夫や自主性をでき得る限り尊重し、民間人による合議制の機関らしく「温かく」審議に臨んでいます。
- また、審査の迅速化を図るため、事前に明確にした論点を中心に審議を行うなど、メリハリのある審査へと質を転換させることにより、答申数は飛躍的に増大しています。さらに、法人からの申請を待つだけではなく、外部の専門家の協力による相談会、業態別研修会への講師派遣、ホームページの改修などにより、新制度・審査に関する誤解を解くべく努力をするとともに、申請法人の視点で、これまで以上に積極的に法人をサポートすることにより、新制度の理解と早期の申請を促進していきます。

都道府県の合議制の機関と共に公益の増進を目指して

- 個人の価値観は多様化し、社会のニーズが多岐にわたっていることから、民間の公益活動に対する社会の期待は一層高まっています。民による公益の主要な担い手として、現在、都道府県所管の18,000弱、国所管の約6,500、合わせて約24,000の公益法人が全国で活動しており、新制度にあわせて衣替えした新しい公益法人が各地において多数誕生し、住民の生活に密着した公益活動を行うことが期待されています。
- 今後の社会における公益活動や法人のあり方に影響を与える意味で、公益認定等委員

会と都道府県の合議制の機関は、共に大変重要な役割を与えられているものと認識しています。このため、制度運用上の参考となる取組みや審査事例などについて積極的に情報交換し、国・都道府県が互いに連携・協力しながら、法人に対して制度の理解と早期の申請を促すとともに、適切な審査を進めていきたいと考えています。

- 都道府県の合議制の機関の委員の皆さんとは、審査を通じて、日本中に一つでも多くの志ある公益法人を世に送り出すことにより、民による公益の増進を実現し、共に手を携えて、温かみと深みのある社会を築いて参りたいと考えています。

公益認定等委員会 委員長 池田守男

Ⅱ 法人関係者の皆様へ「その1」

～早期の申請をサポートする取り組みをご紹介します！～

★ 外部人材を活用した相談会を新たに実施します！

新しい公益法人制度が施行され1年余を経過しましたが、平成22年3月31日現在で、内閣府に申請のあった法人は373件（移行認定申請：253件、移行認可申請：76件、公益認定申請：44件）であり、申請に向けた検討が十分に行われていない法人が依然として多数であると考えられます。

その中には、制度の理解が十分でないために、検討が進められないといった法人もあると思われます。

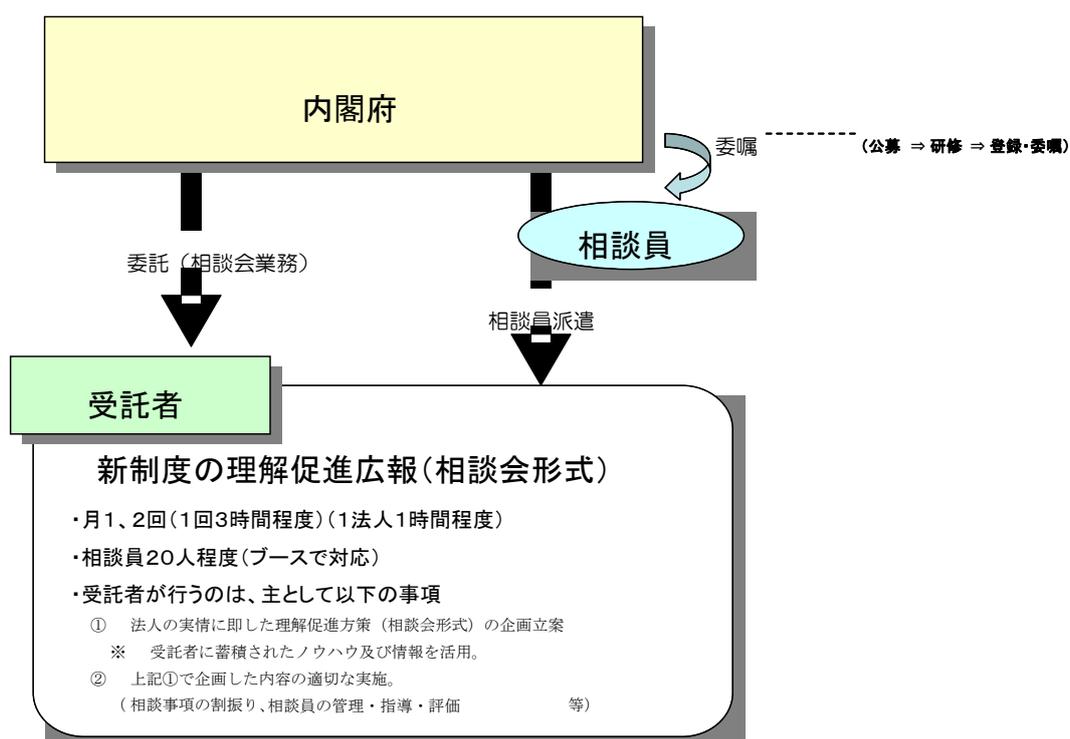
これまでも内閣府においては、電話相談及び窓口相談として、個別法人の事情に応じた制度の理解を深め、申請に向けた検討をサポートしてきたところですが、今般、相談の機会を拡充すべく、内閣府が委嘱する専門家を相談員として、相談会を開催することといたしました。

相談会のイメージは、下記の図をご参照いただければと思います。

相談者から事前に相談事項をご提出いただいた上で、相談会においては、1法人につき1時間程度、相談員にご相談していただくというのが基本的な流れになります。相談会は、月に1、2回程度の頻度で開催し、1回当たり、相談員は20名程度、時間は3時間程度を予定しております。

第1回目の相談会は、5月中下旬の開催を予定しております。具体的な内容等につきましては、ホームページ「公益法人 information」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) でお知らせいたします。

<相談会のイメージ>



★ 電話相談・窓口相談も引き続き実施します！

電話相談、窓口相談も引き続き実施しておりますので、ぜひご利用ください。

【電話相談】

資料を見てもわからないといった場合など、制度の内容や申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の相談専用ダイヤルをご利用下さい。専門相談員による電話相談を実施しております。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時～16時45分

【窓口相談】

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しております。受付のご案内につきましては、毎月、「公益法人information」で掲載しています。

(予約受付番号) 03-5403-9526 又は 9989

(相談内容) ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

なお、都道府県でも窓口相談等を行っておりますので、申請を都道府県に予定されている場合はご利用下さい。

★ 法人側が開催する研修会等へ当事務局職員を派遣しています！

内閣府公益認定等委員会では、新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、ご要望に応じ、法人等が開催する研修会等に講師を積極的に派遣しています。

特に業態別（例：医療、福祉団体（学会）等、ジャンル別）の研修会等においては、その業態によくある課題に焦点を絞るなど、より法人の皆様の個別事情に合わせた講義を行うことが可能と考えられ、新制度の理解が深まることが期待されます。

募集内容等は以下のとおりとなっておりますので、ぜひご利用ください。

<研修会の内容等>

■募集対象

- ◎ 法人等が開催する研修会であって、原則として以下の各項目を満たすもの。
 - ・多数の特例民法法人等（原則として30以上）を対象としたものであること。
 - ・主催者が特例民法法人又はこれに準ずる者（営利企業は除く。）であること。
 - ・主催者が主として経済的利益を得ることを目的としていないこと。（参加費が原則として無料又は実費相当額であること。）
 - ・内容が新公益法人制度の普及・啓発に資すると認められるものであること。

■研修内容

- ◎ 新公益法人制度（概要、認定、認可基準等）について、当事務局職員がパンフレット等を用いて、解説。
（※ 研修の所要時間は、質疑応答（原則説明内容に係るもの）を含めて概ね2時間程度となります。）

■留意事項

- ・ **講師派遣の申し込みについて**
研修会等開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。
（※ 申込み多数の場合は、日程の調整をお願いする場合がありますので、ご注意ください。）
- ・ **当事務局職員の派遣に係る経費について**
当事務局の派遣に係る旅費、その他必要経費については、主催者において負担をお願いします。

■本件に係るお問い合わせ先

- ◎ 内閣府公益認定等委員会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
電話：03-5403-9408 又は 9548 F A X：03-5403-0231

★ ホームページ(「公益法人 information」)が変わります！

「公益法人 information」(https://www.koeki-info.go.jp/)では、新しい公益法人制度に関する申請手続等を電子申請で行うことが可能となっています。新制度施行以降、実に9割以上の申請が電子申請によって行われています。

また、「公益法人 information」では、各種申請に役立つ様々な資料を掲載するとともに、各行政庁における相談会の開催案内等を随時掲載しています。

今回、これまでアンケートでいただいたご意見等を踏まえ、より分かりやすく、より使いやすいホームページとなるように、改修を行います。新しいホームページは、ゴールデンウィーク明けにはお使いいただけるように現在、準備を進めております。

ここでは、改修のポイントを紹介致します。

■皆様のニーズに応じたトップページになりました！

トップページでは、様々なお知らせ・資料を紹介・掲載していますが、これまでのところ「参照したい資料がどこにあるか分からない」、「電子申請をどこから始めたらいいのか分からない」といったご指摘をいただいていたまいりました。

そこで、①既に申請作業を行っている方、②これから申請を行う方、③新公益法人制度について知りたい一般の方に向けて、それぞれ、必要なコンテンツをまとめて配置することで、知りたい情報に辿りやすくなるよう修正しています。

また、P5及び7で紹介した外部人材を活用した相談会の開催案内や業態別相談会への講師派遣の案内等も内閣府からのお知らせをまとめたコンテンツに掲載します。

■申請に役立つ各種資料を紹介する新ページが加わります！

昨年12月24日に公表した「委員会だより(その2)」において、「公益法人 information」に掲載されている各種資料を、申請作業のどのような場面でご活用いただけるかについて、簡単にご紹介致しました。

「委員会だより(その2)」の公表後、当コンテンツについては、「資料の使い方・使う場面が分かった」という好評との声もいただいております。この度、「公益法人 information」においても、同様の考えに基づいて新ページを作成することと致しました。

また、新ページでは、「委員会だより(その2)」では、紹介しきれなかった資料の使い方や、ポイントとなる申請書類を手がかりとした申請に必要な書類を作成していく方法・作業の流れについても紹介しています。

加えて、これまで、ホームページの各箇所に散らばっていた、申請に役立つ資料について、新ページに索引を掲載することで、必要な情報に辿り着きやすくなるように工夫しております。

■電子申請できる書類が増えます！

既に多くの皆様にご利用いただいている電子申請ですが、この度、電子申請についても機能強化を行っています。

具体的には、これまでエクセルをダウンロードして作成いただいた申請書類の一部について、オンラインでも入力できるようにするとともに、必要最低限の項目のみ入力いただくと自動的に転記される項目を増やしています。

(認定申請に当たって、オンラインで入力できるようになる申請書類)

- ・別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表〔その1〕
- ・別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表〔その2〕
- ・別表C（3）公益目的保有財産配賦計算表
- ・別表F（1）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当）
- ・別表F（2）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当以外）
- ・別表G 収支予算の事業別区分経理の内訳表

※ 事業数が多岐に渡る場合には、オンラインで入力することはできず、エクセル様式での作成となりますので、予めご了承ください。

■是非「公益法人 information」を「お気に入り」に登録し、電子申請をご利用下さい！

「公益法人 information」では、内閣府・各都道府県からのお知らせが日々、更新されています。是非、「公益法人 information」を「お気に入り」に登録し、随時、参照してください。

また、申請に当たっては、便利な電子申請を引き続き、ご活用ください。

Ⅱ 法人関係者の皆様へ「その2」 ～よくある誤解等について回答します！～

★ よくある誤解について回答します！

公益認定等委員会には、申請を検討されている法人様から毎日たくさん問い合わせが寄せられています。その中でも公益法人制度について、法人の方々が誤解されていることが多い相談内容について、以下のとおりご紹介しますので、参考にしてください。

I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

【質問1】

医療事業は殆ど公益目的事業として認められないと聞いたのですが本当でしょうか。

【回答1】

そんなことはありません。法人において実施している医療事業を通じて、どのように社会に貢献しようとしているかといった特徴(申請書類の別紙2の事業概要等に記載いただいた内容)をもとに有識者で構成される委員会で判断されます。

(※ FAQIX⑩(医療事業)もご参照下さい。)

【質問2】

申請前に平成20年会計基準で決算を行うことは必須でしょうか。

【回答2】

必須ではありません。ただ、収支予算書が事業別に区分されていない場合には、G表(移行認定・公益認定の場合)又はE(2)-3表(移行認可の場合)を作成して下さい。

(※ 詳しくは、申請の手引き(認定編)の【G表】及び【その他の添付書類】、申請の手引き(認可編)の【E(2)-3表】及び【その他の添付書類】をご参照ください。またFAQでは問VI 4①及び同⑤に記載があります。)

【質問3】

収支相償(認定法第5条第6号)について、
である必要があるのでしょうか。

★ よくある誤解について回答します！の続き

【回答3】

必ずゼロ以下にする必要はありません。公益目的事業に係る（収入）－（費用）がプラスになっても認められるケースとして、公益目的事業の拡大にあてるようなケースが考えられます。例えば、当該事業の拡大にあてるための特定費用準備資金を積立てる場合には、この積立額が費用とみなされ、収支相償の基準は満たすものとされます。

（※ 詳しくは、公益認定等ガイドライン I 5、I 7（5）、FAQ の V 2⑤等をご参照下さい。）

【質問4】

過去の実績がないと公益認定を得られないのでしょうか。

【回答4】

活動実績が全くない事業でも事業計画が明確であれば、公益認定申請をすることは可能です。なお、これまで新規に設立した法人で、25件（内閣府に申請されたもの）が公益認定を受けています。

（※ 詳しくは、FAQ の I 10①、申請の手引き（認定編）II-4【数年後に実施予定の事業について】をご参照ください。）

II 一般社団・財団法人になるための申請（＝移行認可の申請）

【質問】

一般社団法人、一般財団法人に移行することにより、法人の資産をすべて消費しなければならないのでしょうか。

【回答】

いいえ。法人の資産そのものを消費することを求めるものではありません。

公益目的支出計画は、移行時の純資産額を基礎として確定した公益目的財産額の相当額分について、実施事業の赤字額又は特定寄附の金額の毎年度累計が相当額に達するまでそれらを行うことを求めるものです。

したがって、収益事業の黒字額が、実施事業の赤字額や寄附額を上回るような場合は法人の純資産額が増加することも想定されます。（※詳細に関しては、FAQ 問X-1-②をご参照下さい。）

Ⅲ その他

【質問 1】

一般社団法人、一般財団法人は、国等から補助金を受け取ることができないのでしょうか。



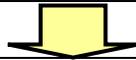
【回答 1】

いいえ。一般的に言えば、国等の補助事業は個人や株式会社をはじめとしていかなる組織体でも補助事業者となりうる場所ですので、一般社団法人、一般財団法人が国等からの補助金を受け取れないというものではありません。

補助金にも様々な種類がある中で、補助金によってはそれぞれの目的・趣旨などの考え方により補助事業者を限定している場合がありますので、個別に補助金の交付元に確認することが必要です。

【質問 2】

社団法人に評議員、評議員会を置くことはできますか。



【回答 2】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は、法定の機関以外の機関の設置を禁止していないので、法律に根拠のない任意の機関を置くことは差し支えありません。ただし、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会又は理事会の権限を奪うことのないように留意する必要があります（※詳細に関しては、移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内、「留意事項」Ⅱ-2-①（P61~62）参照）。

★ 申請書類(作成)のポイントを紹介します。

申請書類は一見複雑に見えるかも知れませんが、以下のような基本型(申請書類の位置付け)を理解しておくとなかなか難しいものではありません。

○ 公益社団・財団法人になるための申請(=移行認定又は公益認定の申請)

■ 申請書類の基本型

- －事業についての申請書類 →別紙2(法人の事業について)
- －財務についての申請書類
 - ・収支予算(フロー) →別表 G(収支予算の事業別区分経理の内訳表)
 - ・資産(ストック) →別表 C(遊休財産について)

以上が申請書類の基本型ですが、収支相償及び公益目的事業比率については個別事情に応じて調整額等が認められています。具体的には、別表 B(2)～B(5)、C(2)～C(5)で整理の上、別表 A(収支相償)、別表 B(公益目的事業比率)に整理してください。

また、上記の他、株式保有の場合等に記入が必要な別表 D(他の団体の意思決定に関与可能な財産)、経理的基礎を説明いただく別表 E(経理的基礎について)、別表 Gに関連して費用額の配賦を整理いただくための別表 F(各事業に関連する費用額の配賦について)がありますので、必要に応じて記載してください。

申請の手引きを参照しつつ、電子申請を利用すれば、必要な箇所に記入していただくことで、自動計算されますので、電子申請を利用ください。

(参考1) 別紙2及び別表Gの作成にあたっては、それぞれ、法人において作成されている「事業計画書」及び「収支予算書」がベースになります。また、申請する事業年度末時点を想定した貸借対照表を作成されると、別表Cの作成に活用できます。

(参考2) 別紙2は公益目的事業性、別表G収支相償及び公益目的事業比率、別表Cは遊休財産規制に関し、申請に当たって検討するのに活用できます。

○ 一般社団・財団法人になるための申請(=移行認可の申請)

■ 申請書類の基本型

- －公益目的財産額についての申請書類 →別紙2(公益目的財産額)
- －公益目的支出計画についての申請書類→別紙3(公益目的支出計画)
 - 実施事業等 →別表 C(1)～(3)(公益目的事業／継続事業／特定寄附の内容等)
 - 収支予算 →別表 E(2)3(収支予算の事業別区分経理の内訳表)

以上が申請書類の基本型ですが、公益目的財産額の算出に関して、別表 A(時価評価資産の明細等/時価評価資産以外の資産の明細/引当金の明細/基金等の明細)、別表 B(時価評価資産の時価の算定根拠)等があります。移行認定又は公益認定の申請と同様、申請の手引きを参照しながら、電子申請を利用くだ

さい。

Ⅱ 法人関係者の皆様へ「その3」 ～新制度の施行状況についてご紹介します！～

★ 委員会・法人ともに新制度を活用するよう努力しています！

(1) 迅速化を図るために、メリハリのある審査に努めています。

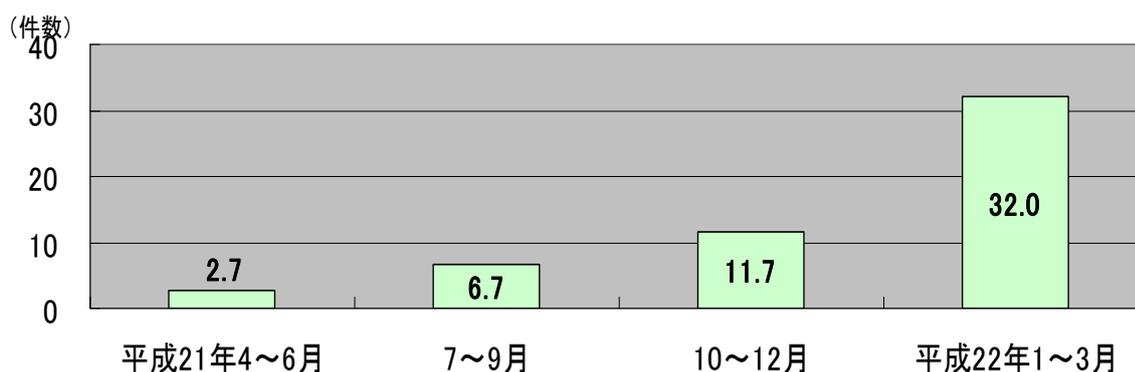
今後の審査の迅速化を図るべく、メリハリのあるものへと審査の質を転換するために、申請後、早期に常勤委員に相談して、法人への事実確認のポイントを絞った上で、法人への事実確認後は常勤委員のフリートキングによる検討により、論点を明確にするとした取組みを行っています。これにより公益認定等委員会における答申数は飛躍的に増えており、これまでの申請案件のうち4割強については、既に答申を行っています。

委員会としても、審査の迅速化に引き続き努めますので、申請法人においても、内閣府による申請をサポートする取組みなどを活用し、新制度の理解を深め、今後の法人運営の方針を決めた上で申請することをお勧めします。

(2) 答申件数が大幅に増加しています。

最近の答申件数を四半期別に見ると平成21年度第1四半期(平成21年4月から6月)が8件、第2四半期が20件、第3四半期が35件、第4四半期が96件となり、メリハリのある審査などを進めたことで、答申件数が大幅に増加しています。

公益認定等委員会の月別平均答申数の推移



(3) 新しい公益法人による積極的な挑戦！

新公益法人制度では、主務官庁制が廃止され、省庁の枠を超えた自由な事業展開が可能となりました。委員会としては、民間による公益活動を行いたいという志を持つ法人の創意工夫や自主性をできうる限り尊重し、多様な公益の担い手を一つでも多く積極的に世に送り出して行きたいと考えています。そして、公益法人には、認定申請を通して、新たな公益のあり方について様々な挑戦をされることを期待しています。今回は、新しい公益法人制度になって、積極的な取組みをされている法人の事例をご紹介します。

【例1】

旧主務官庁の枠を超えて事業を拡大

◎公益法人同士の合併による各事業の連携強化（旧制度では、所管が複数の省庁にまたがっていたが、新制度では国所管法人の行政庁が内閣府に一元化されたため、A財団（旧主務官庁：財務省・経産省）、B財団（旧主務官庁：文科省）、C財団（旧主務官庁：文科省）がそれぞれ公益認定を取得後に合併）

【例2】

活動範囲を広域に拡大

◎特例民法法人のときには各都道府県等の所管法人であったものが、公益認定申請を機に活動範囲を広域とするよう見直して、内閣府より公益認定を取得

【例3】

小規模の法人（事業費年間50万円）からの公益認定

◎新制度では、年間の事業費が50万円の社団法人や純資産300万円の財団法人といった比較的小規模の法人が一般社団・財団法人を設立して公益認定を取得

【例4】

認定NPOを断念したNPO法人等から事業を継承した一般法人が公益認定

◎国内外における子どもたちに教育機会を提供するため、学校建設、孤児院、就学支援、食糧支援等の事業を行っているNPO法人が、認定NPOの取得を目指したが断念し、一般財団法人を設立し、その事業を継承して、公益認定を受けた事例

◎その他、有限責任中間法人が新制度施行と伴に一般社団法人となった後、公益認定を取得した事例や、財団の設立が認められず、有限会社として出発したが、有限会社の収益部門を除いて一般財団法人に事業譲渡して公益認定を取得した事例

【例5】

企業内基金を母体とした一般法人が公益認定

◎民間の営利企業が内部に基金を設けて社会貢献を行っていたが、企業業績の変動に左右されずに継続的に活動を行っていくため、その基金を母体とした一般財団法人を設立して、公益認定を取得した事例

★ 国における申請・答申等の概況(平成 22 年3月末現在)について

① 申請・審査・答申等の件数

- 申請の総件数：12 月末の延べ 325 件から 395 件となっています。また、国所管の特例民法法人数（平成 20 年 12 月 1 日現在）6,625 のうち 329(注 1)が移行認定・移行認可関係の申請を行っており、その数は全体の 4.9%にあたります。
(注 1)申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない
- 審査中の件数：12 月末の 169 件（申請件数の 52.0%）から 159 件（同 40.2%）となっています。
- 答申の総件数：12 月末の 71 件（申請件数の 21.8%）から 170 件（同 43.0%）となっています。うち、不認定とするものが 1 件ありました。また、認定のうち、移行認定・移行認可関係は 141 件で、国所管の特例民法法人数の 2.1%にあたります。また、141 件のうち 107 件が財団法人となっており、答申件数の 8 割弱を占めています。
- 取下げ総件数：12 月末の 40 件（申請件数の 12.3%）から 66 件（同 16.7%）となっています。

申請・審査中・答申等の件数

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	262(77/185)	113(43/70)	110(19/91)	39(15/24)
移行認可	81(34/47)	33(11/22)	31(15/ 16)	17(8/ 9)
新規認定	46(20/26)	12(5/ 7)	24(10/14)	10(5/ 5)
変更認定	5(1/ 4)	1(1/ 0)	4(0/ 4)	0(0/ 0)
合併認可	1(0/ 1)	0(0/ 0)	1(0/ 1)	0(0/ 0)
合 計	395(132/263)	159(60/99)	170(44/126)	66(28/38)

(注) カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- 認定・認可後の法人からの変更届出等の件数は、12 月末の 31 件から 55 件(公益法人 51、移行法人 4)となっています。

(注 2) 移行法人とは、公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人をいいます。

② 審査の平均所要日数

移行認定申請が 188.4 日（12 月末で 168.6 日）、移行認可申請が 157.5 日（同 154.6 日）、新規認定申請が 174.8 日（同 172.8 日）となっています。なお、審査の迅速化に向けた取組みを進めた昨年 9 月以降の申請に限ると移行認定申請が 122.4 日、移行認可申請が 120.4 日、新規認定申請が 145.3 日となっており比較的迅速に処理されています。

③ その他

平成 22 年 1 月から 3 月までに答申された案件の中に、合併認可申請に対する認可が 1 件ありました。本事例は合併に伴い、旧主務官庁の枠を超えて事業を拡大するもの

です。

Ⅲ 委員会からのお知らせ

★ 最近の公表資料をご紹介します。

平成 22 年 1 月以降、委員会から公表した主な資料をご紹介します。内容など詳細は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。

- ・ 申請の手引き（移行認可編）の修正（平成 22 年 4 月 15 日掲載）
- ・ 移行認定等申請に関する最近の諮問、答申の状況（平成 22 年 4 月 2 日掲載）
- ・ その他の様式・その他の手引きの修正（平成 22 年 4 月 1 日掲載）
- ・ F A Q の修正（役員に対する報酬等、定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方）（平成 22 年 3 月 1 日掲載）
- ・ F A Q の追加（役員等に対する報酬等）（平成 22 年 3 月 1 日掲載）
- ・ 平成 21 年度公益認定等委員会の活動状況（平成 22 年 1 月 6 日掲載）

★ 申請書類に関する注意事項をご紹介します。

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから更新のあったものについて掲載しています。

（※全体版については、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。）

○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

1 別表 F(1) の記載について

- ・ 非常勤の役員・評議員に日当（役員報酬）を支給する場合にも記載が必要です。報酬規程で日当の金額が明確にされている場合には、各人毎に記載せず勤務形態等でまとめて記載することも可能です。（FAQ V - 6 - ⑥参照）

2 別表 F(2) の記載について

- 別表 F(2)に記載するのは、各事業に関連する共通経費です。直接事業に配賦した費用は記載する必要はありません。(申請の手引き(移行認定編)49頁、(公益認定編)52頁参照)
- 事業費や管理費等に関連する費用額の配賦について、配賦が困難なものについては、公益事業と収益等事業とに関連する場合には、収益等事業費として、公益事業又は収益等事業と管理費とに関連する場合には、管理費として法人会計に計上することができます(認定法規則19条但し書き)。

○ 一般社団・財団法人になるための申請(=移行認可の申請)

- 公益目的財産額の算定において、保有する未上場の株式を、「市場性がなく評価が困難」、「売買実例がない」などの理由で時価評価額を帳簿価額とする例があります。未上場の株式は、実質価額法等により算定した額を時価評価額としてください。(申請の手引き 移行認可編 13頁参照)
なお、法人自らが算定した場合は、その算定根拠を明らかにするため、別表B「時価評価資産の時価の算定根拠等」を用いて説明してください。(同 21頁参照)

公益認定等委員会だより(その4)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから 1 年半余りが経過しましたが、国の公益認定等委員会では 7 人の委員、事務局職員共々、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人のサポート、新制度の意義や委員会での最近の取組み等に関する広報活動を積極的に行っています。

今号では、早期申請をサポートする蓮舫大臣からのメッセージ、委員会の取組みの紹介を中心にお届けします。

【目 次】

I 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益法人の皆さまへ 移行申請はお早めに～	・・・ P 1
II 法人関係者の皆さまへ ～早期申請を促す取組みをご紹介します！～	
1. 役員の皆様へ ～申請検討開始の勧め～	・・・ P 3
2. 申請までの主な検討事項と機関決定の例をご紹介します！	・・・ P 3
3. まずは「電話相談」・「窓口相談」をご利用ください！	・・・ P 5
4. 民間の専門家による相談会を好評開催中です！	・・・ P 6
5. 研修会等へ講師を派遣しています！	・・・ P 7
6. よくある誤解について回答します！	・・・ P 8
III 委員会からのお知らせ	
1. 駒形新局長からの着任ご挨拶	・・・ P 11
2. 国における申請・答申等の概況（平成 22 年 7 月末現在）	・・・ P 11
3. 最近の公表資料	・・・ P 12
4. 申請書類に関する注意事項	・・・ P 13

I 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益法人の皆さまへ 移行申請はお早めに～

去る 7 月 22 日に蓮舫大臣より、民間による公益活動を積極的に応援する立場から、公益法人に向けて、「柔軟かつ迅速」をモットーにスピーディーな審査を進めていることを紹介し、早期申請の検討をお勧めするメッセージを发出了しました。

また、早期申請に関する蓮舫大臣からの動画メッセージも 8 月 18 日に出しておりますので併せてご紹介させていただきます。（内容は、当委員会ホームページ「公益法人 information」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) のトップページ又はホームページ「行政刷新」 (<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/index.html>) をご覧ください。

(蓮舫大臣からのメッセージの本文は 25 ページにあります。)

Ⅱ 法人関係者の皆様へ ～早期申請を促す取組みをご紹介します！～

1. 役員の皆様へ ～申請検討開始の勧め～

新公益法人制度は、100年以上前から「民」による公益の増進に寄与してきた「公益法人」を、「新しい公共」の代表的な担い手として改めて出発させるものです。

各法人役員の皆様におかれては、新制度の移行を法人のあり方を見直す絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。移行により、新たな事業を展開することが可能になるとともに、寄附税制の優遇措置により法人の財政基盤を充実させる良い機会になると考えられます。

また、役員の方には、移行期間が平成25年11月までであることから、時間的余裕を感じている方もいらっしゃると思います。しかし、申請作業を進めるにあたっては、制度のポイントをご理解の上、法人の将来像や機関設計、事業や財務状況の検討・確認など、法人全体として判断すべき事項があり、申請の準備には相応の期間が必要となります。役員の方には、十分な検討の上、事務局をリードしていただき、申請されるようお願いします。

現在、委員会では各法人の協力を得て、ご相談しながら審査を進める余裕があります。しかし今後、大幅な申請の増加や移行期間の終了間際に申請が殺到することなどが考えられ、予期せぬ申請の集中は、そうした対応を難しくすることが予想されます。過度に申請が集中していない現在は申請するには効率的な時期とすることができます。早期申請することにより、仮に不認定等の処分を受けたとしても、再申請の上、認定等を受けることができるということも含め、早急に申請検討を開始することをお勧めいたします。

何から始めれば良いかわからない法人の皆様必読！

2. 申請までの主な検討事項と機関決定の例をご紹介します！

特例民法法人が新公益法人へ移行するにあたって、何を検討すべきかわからないという声や、手続きがわからず総会等を何度も開かなければならないか心配だ、といったようなお話をいただいています。そこで、そのような懸念をお持ちの法人の手助けとなるよう、移行に向けた主な検討事項や機関決定を行う手続きをまとめました。

※実際の手続きや手順は各法人の実情に応じて、ご検討ください。

1 新公益法人制度への移行のための主な検討事項

(1) 検討すべき事項 (例)

- ① 将来の法人イメージ (どのような事業を行うのか)
- ② 機関設計 (どのような体制で法人を運営するのか)
- ③ 税負担等による財務状況への影響 (財源はどうして、財務状況はどうなるのか)
- ④ スケジュール (どの時期に申請を行い、いつ頃の認定・認可を目指しているのか)

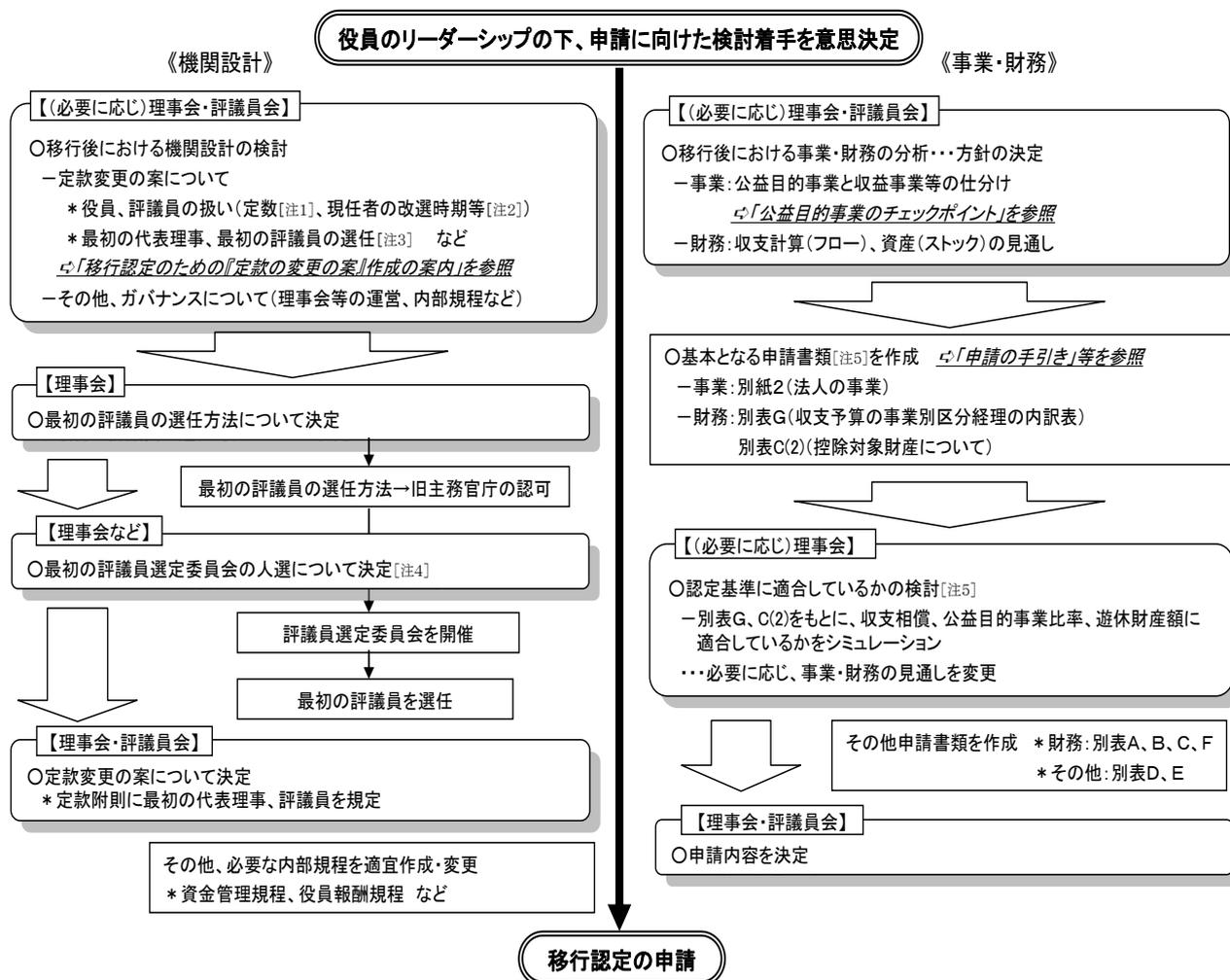
(2) その他

仮に、申請について不認定・不認可になった場合であっても平成25年11月までなら何度でも移行認定・認可申請を行うことができます。

また、申請の際の添付書類として、①登記事項証明書（有効期間3ヶ月）、②滞納処分を受けたことがないことの証明書（税務署、都道府県税事務所、市町村）（有効期限3ヶ月）が必要となります。

2. 移行申請に向けた機関決定の流れ（概略）

- 以下、財団法人の移行認定申請を例にとり、法人における機関決定等の主な流れを例示します（なお、社団法人の場合は、下図において、評議員に係る事項は該当しません。）。



※上記の図は、あくまで例示であり、法人固有の事情(役員任期、理事会の開催時期等)によって異なり得るものです。

注1:新制度においては、理事会・評議員会への本人出席が必要です。(FAQ II-6-①)

注2:理事、監事が移行をまたぐ場合の任期の扱いについては、FAQ II-4-②を参照下さい。

注3:新制度の最初の代表理事・評議員の選任については、FAQ II-1-⑤、II-2-①、II-3-①を参照下さい。

注4:評議員選定委員会の構成員については、外部委員:理事会で選任、評議員である構成員:評議員会で選任、監事である構成員:複数の監事がいる場合は監事の協議により定める方法が考えられます。詳細は「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項」II-6、同パブリックコメントへの回答No92を参照下さい。

注5:移行認可の場合は、別紙2(公益目的財産額)、別表C(1)~(3)(実施事業等)、別表E(2)3(収支予算)が基本となり、これに基づいて公益目的支出計画のシミュレーションを行います(別紙3を作成)。

3. まずは「電話相談」・「窓口相談」をご利用ください！

法人の方から「様々な誤解を招く情報等があり、どの情報を信じて良いか分からない」との声が寄せられることがあります。

法人が新制度へ円滑に移行し、継続的にしっかりと運営してゆくためには、何といても正確な情報を得る必要があります。新制度に最も詳しい内閣府や都道府県はその手助けをすることができると思いますので、まずは、内閣府または都道府県への相談をお勧めします。

内閣府公益認定等委員会では、以下のとおり、法人向けの電話相談、窓口相談も実施しておりますので、ぜひご利用ください（なお、都道府県でも窓口相談等を行っておりますので、申請を都道府県に予定されている場合はご利用下さい）。

【電話相談】

資料を見てもわからないといった場合など、制度の内容や申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の相談専用ダイヤルをご利用下さい。専門相談員による電話相談を実施しております。

（相談専用ダイヤル） 03-5403-9669

（時間） 平日10時～16時45分

【窓口相談】

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しております。受付のご案内につきましては、法人の皆さまの相談により的確に答えられるよう、事前に定款等の相談内容の資料をいただき、十分に検討した後、相談を行っているため一月前の予約をお願いしています。（募集内容は、毎月、「公益法人information」で掲載しています。）

（予約受付番号） 03-5403-9526 又は 9989

（相談内容） ・ 移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・ 定款の変更の案の内容等に関するもの

※窓口相談受付のお詫びと改善について

窓口相談では、現在は、受付の電話が繋がりにくい状況であり、皆さまにご迷惑をおかけして申し訳ございません。

今後、窓口相談の受付については、これまでの電話によるものから、インターネット等を活用した方法に改める方向で検討を進めています。

また、窓口相談のほか、相談の機会を拡充するために、次ページでご紹介する専門家を活用した相談会も行っておりますので、是非、ご活用いただきたいと思います。

4. 民間の専門家による相談会を好評開催中です！

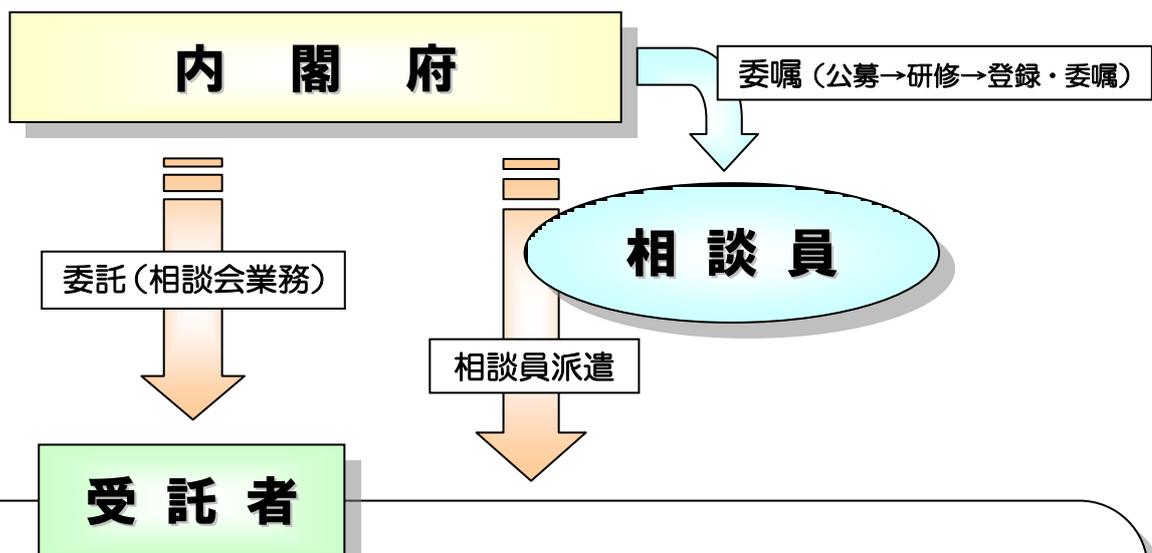
内閣府においては、今年度から新たに、新しい公益法人制度に関する相談の機会を拡充するため、内閣府が委嘱する専門家を相談員とした相談会を開催しております。

相談会のイメージは、下記の図をご参照ください。

相談者から事前に相談事項をご提出いただいた上で、相談会においては、1法人につき1時間程度、相談員にご相談していただくというのが基本的な流れになります。相談会は、月に1～2回程度の頻度で開催し、1回当たり、相談員は20名程度、時間は3時間程度を予定しております。

日時や会場、予約受付期間など、具体的な情報につきましては、ホームページ「公益法人 information」で随時お知らせしております。 (<https://www.koeki-info.go.jp/>)

相談は無料です。何から検討してよいか分からないという相談でも結構ですので、この機会に、ぜひ専門家の相談員にご相談いただいてみてはいかがでしょうか。



< 民間の専門家による相談会 >

- 月1～2回程度開催（1回3時間程度、1法人あたり1時間程度）
1回あたり相談員20人程度で対応（ブース形式）
- 受託者において、法人の実情に即した理解促進方策（相談会）を企画立案し、適切に実施（相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む。）
→ 受託者に蓄積されたノウハウ及び情報を活用

5. 研修会等へ講師を派遣しています！

内閣府公益認定等委員会では、新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、ご要望に応じ、法人等が開催する研修会等に講師を積極的に派遣しています。

特に業態別（例：医療、福祉団体（学会）等、ジャンル別）の研修会等においては、その業態によくある課題に焦点を絞るなど、より法人の皆様の個別事情に合わせた説明を行うことが可能と考えられ、新制度の理解が深まることが期待されます。

研修会の内容等は以下のとおりとなっておりますので、ぜひご利用ください。

■研修内容

- ◎ 新公益法人制度（概要、認定、認可基準等）、最近の審査（「柔軟かつ迅速な審査に向けた取り組み」等）の状況等について、当事務局職員がパンフレット等を用いて解説。
（※研修の所要時間は、質疑応答（原則説明内容に係るもの）を含めて概ね2時間程度となります。）

【申し込みについて】

（連絡先）

- 内閣府公益認定等委員会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
電話：03-5403-9408 又は 9548 F A X：03-5403-0231

（注意事項）

- 法人等が開催する研修会であって、原則として以下の各項目を満たすもの。
 - ・多数の特例民法法人等（原則として30以上）を対象としたものであること。
 - ・主催者が特例民法法人又はこれに準ずる者（営利企業は除く。）であること。
 - ・主催者が主として経済的利益を得ることを目的としていないこと。（参加費が原則として無料又は実費相当額であること。）
 - ・内容が新公益法人制度の普及・啓発に資すると認められるものであること。
- 講師派遣の申し込み期日について
研修会等開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。
（※ 申込み多数の場合は、日程の調整をお願いする場合があります。）
- 当事務局職員の派遣に係る経費について
当事務局の派遣に係る旅費、その他必要経費については、主催者において負担をお願いします。
（謝金は不要です。）

【お知らせ】

過去の「委員会だより」が読めます！

過去の委員会だより（その1～その3）は、当委員会ホームページ「公益法人information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）のトップページからご覧になれます。

6. よくある誤解について回答します！

公益認定等委員会には、公益法人の新制度について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、その中でも特にお尋ねの多い「収支相償」について、より詳しく分かりやすく説明します。その他、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

(なお、「よくある誤解」の全体版は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください)

I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

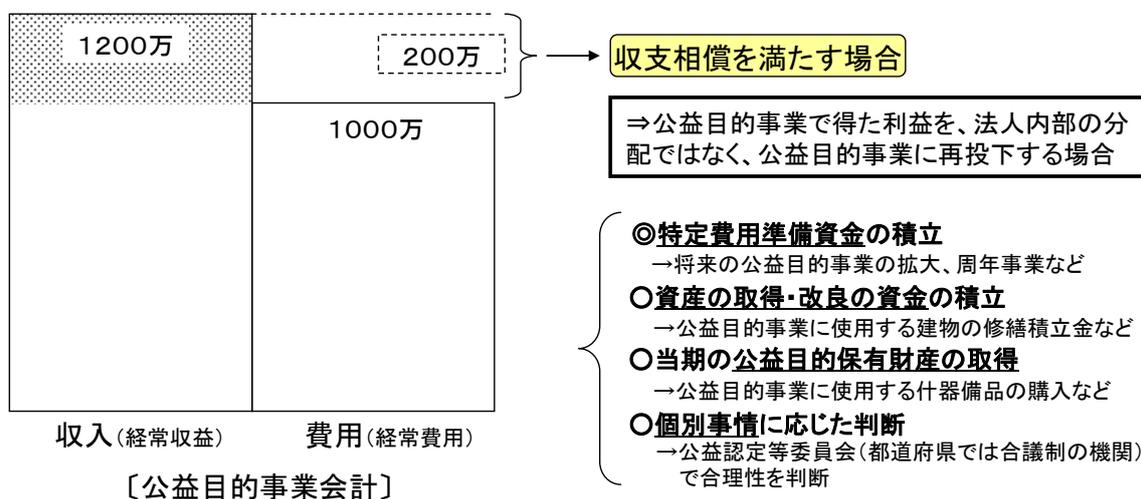
【質問1】

収支相償(認定法(注1)第5条第6号)については、(経常収益)－(経常費用)がゼロ以下である必要があるのでしょうか。

(注1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

【回答1】

必ずゼロ以下にする必要はありません。公益目的事業に係る(収入)－(費用)がプラスになっても認められるケースとして、下図のようにそのプラス分を公益目的事業に投下するようなケースが考えられます。

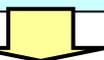


(※：“◎”は収支相償の第一段階(個別の公益目的事業単位)と第二段階(公益目的事業全体)共通で、“○”は収支相償の第二段階で、収支相償を満たすと認められる。)

(※ 詳しくは、公益認定等ガイドライン I 5、I 7(5)、FAQのV 2⑤等をご参照ください。)

【質問 2】

一般法人に移行した場合、公益認定を受けることはできなくなるのでしょうか。



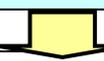
【回答 2】

そんなことはありません。一旦、一般法人に移行してから、その後、公益認定申請を行うこともできます。

また、公益認定申請を行い、不認定処分を受けたとしても、申請内容を認定基準に適合するよう変更後、再度チャレンジすることも可能です。

【質問 3】

公益目的事業に係る収入は公益目的事業に関してしか支出できないそうですが、公益目的事業のみを実施する法人の場合、収益事業を新たに実施しないと管理費を捻出できないのでしょうか。



【回答 3】

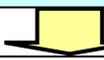
そんなことはありません。公益目的事業しか実施しない法人については、寄附金や公益目的事業の対価収入を合理的な範囲で管理費に割り振ることが可能です。

(※詳しくは、FAQ問VI-1-③、問VI-1-②、問VI-2-④をご参照ください。)

II 一般社団・財団法人になるための申請(=移行認可の申請)

【質問 1】

公益目的支出計画を作成するにあたって、従来の公益事業を継続事業として全て記載すると赤字にならないのですが、新たに公益目的事業を行うことや特定寄附をすることで赤字にする必要があるのでしょうか。



【回答 1】

従来の公益事業の全てを継続事業とする必要はありません。

公益目的支出計画に記載する実施事業は法人が選択できますので、赤字の公益目的事業のみを選択して公益目的支出計画を作成することも可能ですし、新たな公益目的事業や特定寄附を記載することも可能です。ただし、実施事業等は、ガイドラインに示した要件を満たす必要があります。FAQの問X-2-④をご参照ください。

Ⅲ その他

【質問 1】

申請書類は、難しいもので、しかも作成する量が多いのではないですか。



【回答 1】

申請書類は一見すると複雑に見えるかもしれませんが、基本となる書類の数はそれほど多くなく、公益認定申請においては、「事業」「収支予算」「資産」に関する三種類となります。

「申請の手引き」は、申請書類の記載方法を様式ごとにわかりやすく解説しており、また電子申請は、必要な箇所を記入すると自動計算しますので、申請にあたってはこれらのご利用をお勧めします。（※ 詳しくは、「申請書類についての考え方」をご参照ください。）

【質問 2】

電子申請を行いたいと思うのですが、難しくはないですか。



【回答 2】

内閣府では、電子申請をご利用いただく方のために、操作マニュアル・手引きも充実させています。また、ご質問がございましたら、お電話での相談も承っておりますので、是非、電子申請を行っていただきたいと思えます。

電子申請の便利な点は、修正・差替が簡便、自動計算機能を備えている、認定後の報告書の提出も電子申請で行うことができる、等です。

なお、今まで、内閣府に申請していただいた法人のうち 97.5% (平成 22 年 7 月末現在) が電子申請で申請いただいております。

Ⅲ 委員会からのお知らせ

1. 駒形事務局長からの着任ご挨拶

平成 22 年 7 月 27 日付けで公益認定等委員会事務局長に着任しました駒形健一です。公益法人の仕事は、総務省管理室長時代に各省の指導監督を調整する事務に 3 年ほど携わっていましたが、このたび、新しい制度を担当することになり、使命と責任の重さを感じています。今回の改革により法人のガバナンスや公益認定の要件が法律で明瞭になったことで、官による法人管理から、民による自立的な運営・公益の育成へと大きく転換し、Civil Society（市民社会）の活性化に向けて日本の非営利法人が新しい歴史を開くことになると期待しています。事務局スタッフの力を結集して、委員会が円滑に運営されるよう努めさせていただくとともに、フレンドリーな対応を心がけながら、法人関係者の支援を積極的に行っていきたくと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 国における申請・答申等の概況(平成 22 年 7 月末現在)

① 申請・審査・答申等の件数

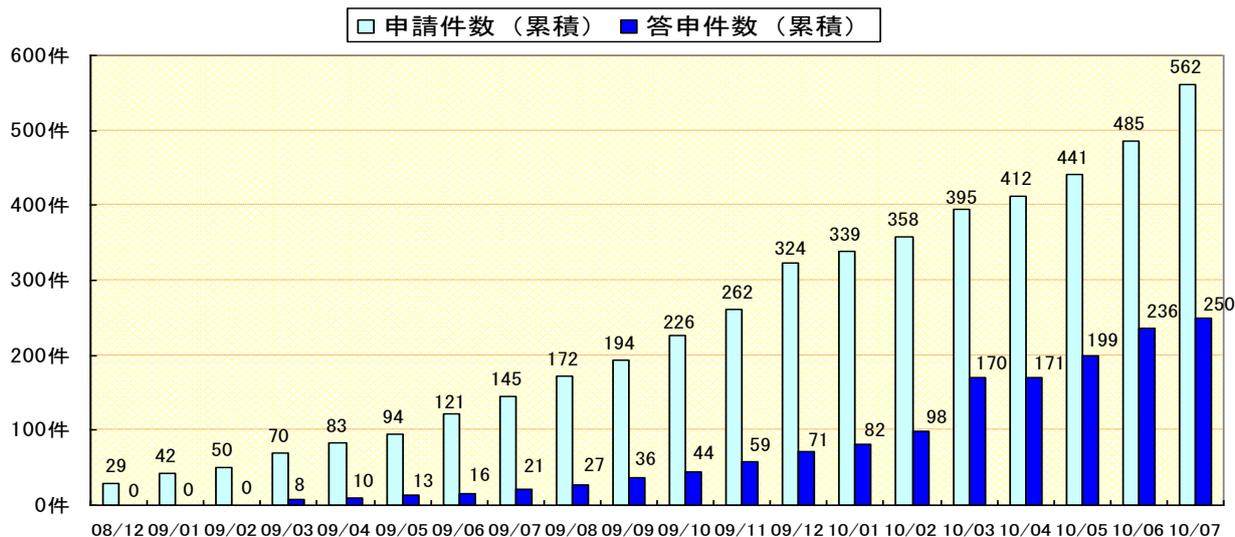
- ・ 平成 22 年 7 月末現在の申請・審査中・答申等の件数は、下表のとおりです。
- ・ 国所管の特例民法法人数 4,960（地方支分部局を除く、平成 20 年 12 月 1 日現在）に対し 428（8.6%）（注 1）が移行認定・認可の申請を行っています。
（注 1）申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない
また、答申件数のうち、移行認定・認可関係は 207 件で、上記国所管の特例民法法人数に対し 4.2%となります。

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	369(96/273)	156(41/115)	164(35/129)	49(20/29)
移行認可	128(59/69)	66(30/36)	43(21/22)	19(8/11)
新規認定	57(29/28)	9(8/1)	36(14/22)	12(7/5)
変更認定	7(3/4)	1(1/0)	6(2/4)	0(0/0)
合併認可	1(0/1)	0(0/0)	1(0/1)	0(0/0)
合計	562(187/375)	232(80/152)	250(72/178)	80(35/45)

（注 2） カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- ・ なお、平成 22 年 7 月末現在の月別の申請件数及び答申件数の推移は、次のグラフのとおりです。

内閣府への申請件数及び答申件数の推移



② 監督について

2 法人について、認定法（注 3）第 27 条第 1 項に基づく報告を求めることを決定しました。

（注 3）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

③ 審査の平均所要日数

移行認定申請が 188.1 日（平成 22 年 3 月末で 188.4 日）、移行認可申請が 163.4 日（同 154.6 日）、新規認定申請が 172.5 日（同 172.8 日）となっています。

なお、新制度施行から 1 年経過し、また審査の迅速化に向けた取組みが本格化した昨年 12 月以降の申請については移行認定申請が 118.7 日、移行認可申請が 108.3 日、新規認定申請が 112.3 日となっています。また、申請から 4 ヶ月以内に認定等を受けた法人は、平成 22 年 3 月以前においては約 3 割（26 件）でしたが、3 月以降では約 4 割（56 件）に増加しています。

3. 最近の公表資料

平成 22 年 4 月末以降、委員会から公表した主な資料をご紹介します。内容など詳細は、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）などをご覧ください。

- 6 月 9 日 「申請の手引き」の修正
（法人法第 131 条の基金がある場合の説明（移行認定及び公益認定））
- 7 月 22 日 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益法人の皆さまへ 移行申請はお早めに～
- 8 月 11 日 平成 22 年度特例民法法人に関する年次報告
- 8 月 19 日 蓮舫大臣からの動画メッセージ（移行申請はお早めに）
- 毎月初め 全国の申請状況（前月末現在）

こちらでも情報発信しています

・「公益法人」39巻8号（公益財団法人 公益法人協会）

〔対談〕公益認定等に関する最近の取組

－柔軟かつ迅速な審査、早期の申請促進に努める－

公益財団法人公益法人協会 理事長 太田達男

公益認定等委員会事務局 局長（当時） 丹下甲一

（柔軟かつ迅速な審査、今後の取組について、対談を行いました。）

・「ガバナンス」9月号（ぎょうせい）

〔寄稿〕公益法人制度が大きく開かれた！

新公益法人を新たな日本の推進力に

内閣府公益認定等委員会委員 海東英和

〔 新公益法人制度の意義と現在の申請の状況、地方公共団体の役割などについて寄稿しました。 〕

・「日本行政」9月号（日本行政書士連合会）

〔寄稿〕新公益法人制度の概要と最近の取組

～公益社団・財団法人の設立に向けて～

〔 公益認定申請の手続きの概要、申請を考えている法人関係者の皆さまへのメッセージ等を寄稿しました。 〕

4. 申請書類に関する注意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

（※全体版については、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）をご覧ください。）

○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

1 別表C(2)の記載について

- 基本財産の運用益を公益目的事業費と法人会計に充てる場合、基本財産の元本を公益目的保有財産（1号財産）と公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産（2号財産）に分け、それぞれ計上する必要があります。（FAQVI-3-①をご参照ください。）

2 滞納処分に係る納税証明書について

- 申請の手引きで「発行日から過去3年間以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書」と記載してありますが、発行日の前日までの3年間に滞納処分を受けたことがないことの証明書として発行されたもので構いません。

なお、国税は「納税証明書（その4 滞納処分を受けたことのない証明用）」の様式となりますが、地方税は様式が地方公共団体ごとに異なります。滞納処分を受けたことがないことの証明書でなければならず、「納税額の証明書」や「未納の税額がないことの証明書」や「受付印の押された納税申告書」では必要な書類になりませんので、ご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）52頁、（公益認定編）55頁をご参照ください。）

公益認定等委員会だより(その5)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから 2 年が経過しましたが、国の公益認定等委員会では 7 人の委員、事務局職員共々、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人のサポート、新制度の意義や委員会での最近の取組み等に関する広報活動を積極的に行っています。

今号では、蓮舫大臣からの新年のメッセージ、申請サポートの紹介、円滑な移行に関するアンケート結果の公表、公益認定等委員会の委員からのメッセージ、公益認定等委員会委員長からのメッセージ等をお届けします。

【目 次】

I 蓮舫大臣からのメッセージ 公益活動を応援いたします！

II 法人関係者の皆さまへ

1. 各種の法人サポートの取組を実施しています
2. 法人のお悩みに合った申請サポートを紹介します
3. よくある誤解について回答します

III 委員会からのお知らせ

1. 国における申請・答申等の概況（平成 22 年 11 月末現在）
2. 最近の公表資料
3. 申請書類に関する注意事項
4. 公益認定等委員会委員からのメッセージ

IV 公益認定等委員会委員長からのメッセージ

(公益認定等委員会委員長からのメッセージは表紙の裏にあります。)

I 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益活動を応援いたします！～

1 月 1 日に蓮舫大臣より、民間による公益活動を積極的に応援する立場から、公益法人に向けて、「柔軟かつ迅速」をモットーにスピーディーな審査を進めていることを紹介し、早期申請の検討をお勧めするメッセージを发出了しました。

(蓮舫大臣からのメッセージの本文は 26 ページにあります。)

II 法人関係者の皆さまへ

1. 各種の法人サポートの取組を実施しています

内閣府では、以下のような各種の法人サポートの取組を実施（又は予定）しています。ぜひ積極的にご活用ください（いずれも無料でご利用いただけます。）。

詳しい内容や予約方法等については、新公益法人制度に関する国と都道府県の公式総合情報サイト「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。

A 動画によるポイント解説 ※準備中（平成 22 年 12 月現在）

申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツをホームページで配信予定です。

B 申請書類の記載例公表

申請書類の記載例を「公益法人 information」で公表しています。

C よくある誤解への回答

6 ページをご覧ください（全体版は「公益法人 information」に掲載しています。）。

D 基礎的研修会の開催 ※準備中（平成 22 年 12 月現在）

基礎的な内容に特化した研修会の開催を予定しています。

E 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

F-1 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1 回 45 分の窓口相談を実施しています。「公益法人 information」からインターネットによる予約申込ができるようになりました。

（相談内容） ・ 移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・ 定款の変更の案の内容等に関するもの

F-2 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル） **03-5403-9669**

（時間） 平日 10 時～16 時 45 分

F-3 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に 1～2 回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1 法人につき 1 時間程度）。

今後は地方での開催の拡充も予定しています。

【写真】 第 11 回相談会（仙台開催）の相談風景



2. 法人のお悩みに合った申請サポートを紹介します

内閣府では、平成22年9月13日から24日にかけて、国が所管する未申請の特例民法法人に対し、新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケートを行いました（中間集計結果については次ページ参照（中間集計結果は86ページにあります。））

このアンケートから浮かび上がった課題への対応策として、前ページで紹介した各種法人サポートをうまくご活用いただき、新しい公益法人制度への移行を円滑に進めていただきますようお願いいたします。

法人サポートの活用にあたっては、貴法人の検討状況に応じて適切な方策を選択されることをお勧めします。

	A 動画	B 申請書類 例の公表	C よくある 誤解	D 基礎的 研修会	E 業態別 説明会	F 個別 相談	G その他 ※
・制度の基礎が分からない。	○	○	○	○			・パンフレット
・公益法人と一般法人のいずれを選択するのがよいか分からない。	○		○	○	○		
・機関設計がよく分からない。 (申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)	○			△		△	・パンフレット ・申請の検討にあたって(はじめに) ・FAQ
・小規模なので作業負担が重く感じる。 (申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)	○	○	○	○	△	△	・申請の検討にあたって(はじめに)
・申請書類の記載で分からない点がある。自信を持ってない。	○	○	○		△	○	・申請の手引き ・ガイドライン ・FAQ ・モデル定款

※ 前ページで紹介している法人サポートの他に、「Gその他」は、パンフレット、申請の検討にあたって(はじめに)、公益認定等委員会だより、よくある質問(FAQ)、申請の手引き、電子申請の手引き、公益認定等ガイドライン、モデル定款 等

(注)「申請の検討にあたって(はじめに)」は、「公益法人 information」ホームページの「～はじめに～」からもご覧いただけます。

(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/atari.pdf)

3. よくある誤解について回答します

公益認定等委員会には、公益法人の新制度について様々な問い合わせが寄せられています。その中から、お問合せの多い事項、間違いやすい事項について説明しています。

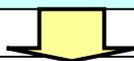
(なお、「よくある誤解」の全体版は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください)

I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

【質問1】

当協会では、退職給付引当資産、記念事業資金等の資産を所有し、同額を負債の部に引当金計上しています。

一部の引当金について負債計上が認められないと聞きましたが、負債として計上できる引当金とは一体どのようなもののでしょうか。



【回答1】

法人が任意で積立を行った～引当預金と、負債計上された～引当金は性質が全く異なります。

引当金とは、適正な期間損益を算定するため、一定の要件を満たした場合に、将来の費用または損失を見越し計上した際に生ずる貸方勘定です。

以下の4つ全ての要件に該当するものは引当金として負債計上し、当期の負担に属する部分の金額を費用または損失として計上しなければなりません。

- ・将来の特定の費用または損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因すること
- ・高い発生可能性があること
- ・金額が合理的に見積り可能であること

従ってこれらの要件を満たさない引当金は、負債として計上することは出来ません。

【質問2】

10年を超える特定費用準備資金は認められないのでしょうか。



【回答2】

そんなことはありません。事業の内容や時期が具体的であり、必要な費用を合理的に見積もることが可能であれば、実施までに10年を超える事業であっても、特定費用準備資金の対象とすることが可能です。

【質問3】

当社団法人〇〇協会では法人格を異にする団体を有し、本部たる〇〇協会が連携して事業を行うこととしていますが、移行認定後は、法人格を異にする団体は「〇〇協会××支部」を名乗ることはできないと聞きました。



【回答3】

従来、法人格を異にする団体が支部を名乗ることについては慎重に対応してきましたが、今後は以下のような扱いにしたいと思えます。

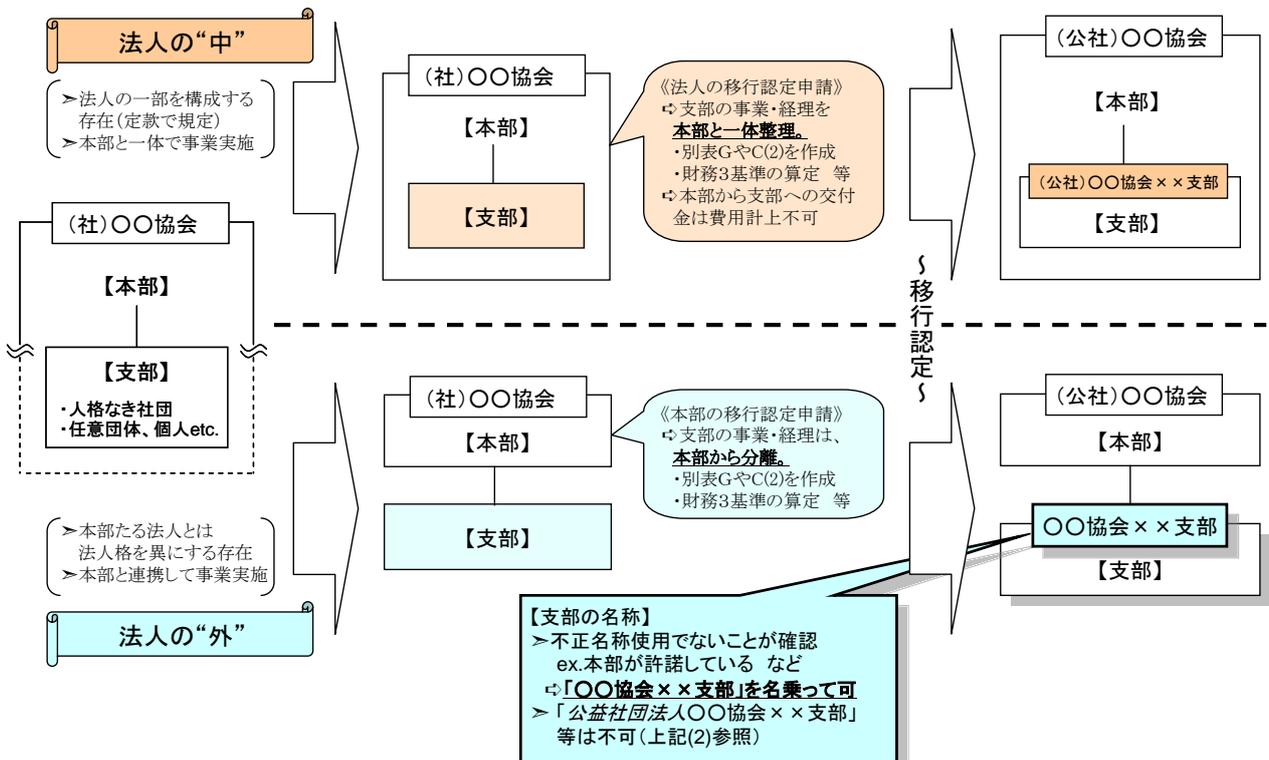
(1) 任意団体や個人を法人の支部として位置づけている場合、移行認定申請に当たっては、その支部は法人の“中”なのか（法人の一部なのか）、それとも“外”なのか（法人格を異にするのか）を整理する必要があります（下図参照）。

(2) 支部を法人の“外”と位置づけた場合でも、法人支部を名乗ることについて、不正目的での名称使用（認定法第9条第5項）に該当しないことが確認できるのであれば、当該支部が「〇〇協会××支部」を名乗ることは可能です。

※但し、特例社団法人でないものが「社団法人」を、公益社団法人でないものが「公益社団法人」を、その名称に冠することはできません（認定法第9条第4項、整備法第42条第5項・第6項）。

(3) なお、支部を法人の“中”と位置づける場合は、移行認定後、当該支部は「公益社団法人〇〇協会支部」を名乗ることになります。

(4) この他、支部の扱いについてはFAQ問Ⅲ-1-①・②を参照下さい（Ⅲ1①の3段落目は、趣旨を明確化するため、一部修正しています。）。



Ⅲ 委員会からのお知らせ

1. 国における申請・答申等の概況(平成 22 年 11 月末現在)

① 申請・審査・答申等の件数

- ・ 平成 22 年 11 月末現在の申請・審査中・答申等の件数は、下表のとおりです。
- ・ 国所管の特例民法法人数 4,960（地方支分部局を除く、平成 20 年 12 月 1 日現在）に対し 778（15.7%）（注 1）が移行認定・認可の申請を行っています。

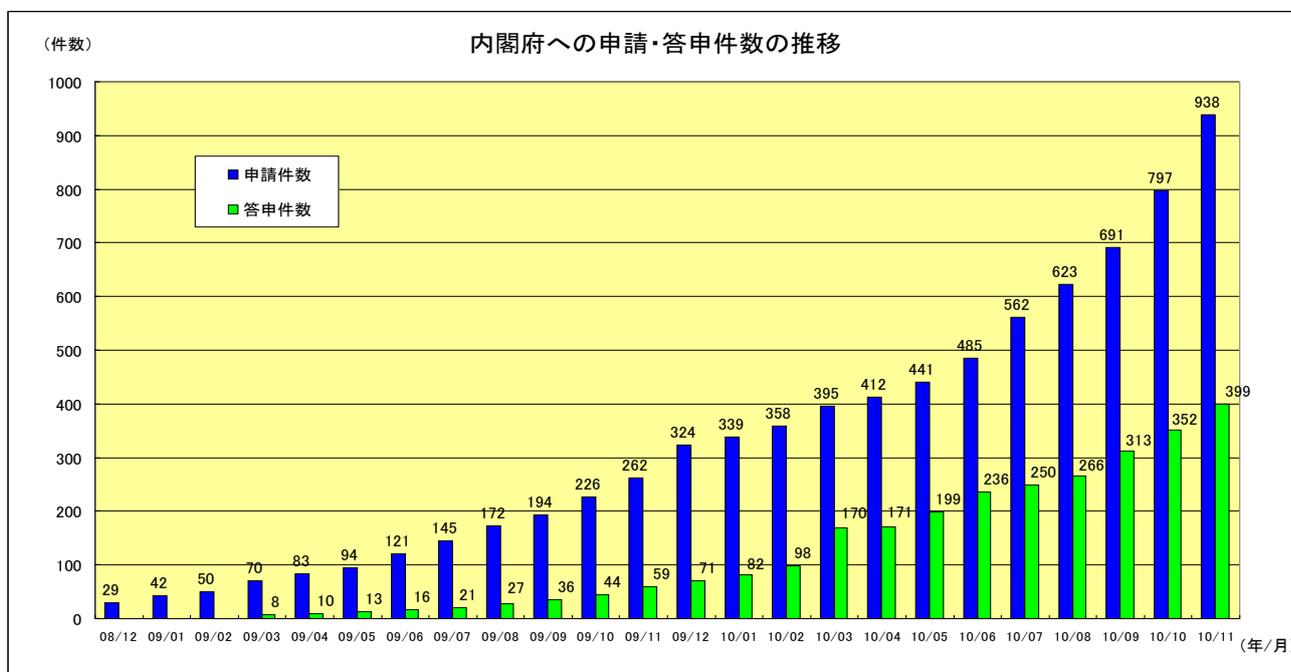
（注 1）申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない

また、答申件数のうち、移行認定・認可関係は 207 件で、上記国所管の特例民法法人数に対し 7.0% となります。

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	620(174/446)	289(96/193)	274(56/218)	57(22/35)
移行認可	237(122/115)	144(71/73)	71(39/32)	22(12/10)
新規認定	68(33/35)	10(4/6)	44(20/24)	14(9/5)
変更認定	12(6/6)	2(1/1)	9(4/5)	1(1/0)
合併認可	1(0/1)	0(0/0)	1(0/1)	0(0/0)
合 計	938(335/603)	445(172/273)	399(119/280)	94(44/50)

（注 2） カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- ・ 平成 22 年 11 月末現在の月別の申請件数及び答申件数の推移は次のとおりです。



② 監督について

これまでに 4 法人について、認定法（注 3）第 27 条第 1 項に基づく報告を求めることを決定しました。

（注 3） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

③ 申請の増加と審査の迅速化について

申請件数については、本年4～6月の申請件数が90件、7～9月が206件でしたが、10月は106件、11月は141件と最近になり急激に伸びており、前項のアンケート調査の結果からも引続き増加傾向にあると考えられます。

また、審査の迅速化については、本年4月以降、申請から4ヶ月で認定等することを目標に取り組んでおり、4月から7月に受け付けた165件の申請（移行認定、移行認可、公益認定）については、そのうち104件（約65%）の答申を行っております。なお、104件の平均審査日数は102.2日となっております。

2. 最近の公表資料

こちらでも情報発信しています

- ・「JFC VIEWS」10月号（（公財）助成財団センター）

〔寄稿〕 八つの疑問を解消して早めの申請を〔委員 出口正之〕

- ・「税理」11月号（（株）ぎょうせい）

〔インタビュー〕 公益法人の新制度移行は運営を見直す絶好のチャンス〔事務局 早川企画官〕

- ・「日経ビジネス・オンライン」11/29日UP

〔インタビュー〕 企業、個人こそ「公益」を担え〔委員長 池田守男〕

- ・「文化庁月報」NO. 507（文化庁）

〔寄稿〕 内閣府による公益認定等の基本的な姿勢〔事務局〕

3. 申請書類に関する注意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

（※全体版については、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）をご覧ください。）

○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

1 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類について

- ・ 非常勤理事や評議員に対して、職務遂行の対価として支給する日当や出席謝金は、一般的には報酬に該当しますので、規定する必要があります。
- ・ また、各監事の報酬等の上限額等を定め、その範囲内で理事又は理事会が各監事の具体的な金額を決定することはできません。特に「役員」とまとめて規定する場合には注意が必要です。
- ・ （※ 詳しくは、FAQ問V-6-①～⑥を御参照ください。）

4. 公益認定等委員会委員からのメッセージ ～柔軟・迅速な審査～

平成23年を迎えるにあたり、公益認定等委員会委員から「柔軟・迅速な審査」の観点から日頃感じていることをメッセージにさせていただきましたので、ご紹介させていただきます。

【池田 守男 委員長】

公益認定等委員会では、各法人の志を尊重し特徴を理解した上で、法人の衣替えのお手伝いをするという考えのもと「暖かい」審査に臨み、審査を進めるにあたっては法人の皆さまの協力を得ながら迅速な審査に心がけております。

今後も志のある多くの法人が誕生し、民間の公益活動が盛り上がることで、社会の多様なニーズに対して、行政部門や営利部門を補完する以上のものがもたらされることを期待しています。委員会としても、少しでも公益活動の発展の力になれるよう引き続き取り組んでまいります。

【雨宮 孝子 委員長代理】

2013年11月末の期限まで3年を切りました。公益認定等委員会は、これまでもまして『柔軟・迅速』を旨として認定・認可の作業に取り組んでまいります。柔軟・迅速とは、認定を緩やかにするというのではなく、細部にわたって厳格さを通すのではなく、本質的な部分は丁寧に、審査にメリハリをつけるということです。申請された法人の事業内容を見ますと、民間ならではの配慮や取り組みがなされています。寄付や会費で支援された公益法人が、社会のさまざまな分野で、自由に活躍できる社会の実現を私たちは後押しして行きたいと願っております。

【海東 英和 委員】

日本には素晴らしい非営利活動がこんなに沢山あるんだと実感する毎日。そんな公益活動に邁進される方々を広く世間に知らしめ、夢や意欲を与えたい。そして、何でも官に頼る国民性から一歩前進したいですね。

心配の種である収支相償の黒字は公益に資する活動や施設取得等に向くなら問題になりません。要は公益への志と、その方法が公正か。10月から申請も月100件を超え、新しき国創りの主人公が続々誕生する、めでたき年の幕開けです。

【^{かど}門野 ^{いずみ}泉 委員】

正義と寛大さのバランス

キリスト教の世界では、神ならぬ身の人間は、間違いや罪を犯す存在とみなす傾向が強い。ところが、日本では性善説が主流であり、失敗や間違いを犯すと、「あってはならない間違い」を犯したと糾弾され、深い反省を要求される。「柔軟・迅速な取り組み」は、正に、性善説に基づくもので、目標達成には人間への深い信頼が不可欠である。非常勤委員としては、正義と寛大さのバランスをとることが肝要な責務と考えている。

【^{きたち}北地 ^{たつあき}達明 委員】

公益の認定は試験ではありません。つまり、空欄に予め決められた答を入れてくれとか、技量の水準を測るとかいうようなものではありません。真に社会のために行われる事業であるのか？その有意義な事業を持続的に発展いただけるのか？というような観点で、むしろ試されているのは私たちの良識や洞察力であるともいえます。事務局と委員会は、素晴らしい公益法人がより多く社会に出ていただけるよう一丸となって取り組んでおります。

【^{でぐち}出口 ^{まさゆき}正之 委員】

「新しい公共」の担い手として絶好のチャンスです！

非営利組織には「エドセルの法則」と呼ばれる力が強く働くことが知られています。「市場」というフィードバックシステムがないために、時に社会的に重要性が失われたことでも、継続して実施してしまう力が働くということを意味しています。この慣性力に抗うことは存外難しいことかもしれません。しかし、今回の制度改革は、自らの組織を見直す契機にもなると思います。「新しい公共」の主要な担い手として、これまで以上に公益法人の皆様のご活躍に期待致します。

【^{ほり}堀 ^{ゆたか}裕 委員】

民による積極的公益参加の為に可能な限り柔軟に対応し、公益活動を支えて参りたく存じます。傍々、公益という名を借りた共益事業、或いは私益事業についてはその内容を充分事前に検討し、必要に応じ事後の適時適切な監督規制を通じ、適正な公益活動の維持に努めて参りたく存じます。透明性が高く可能な限り継続性を持った判断基準の構築・維持に微力では御座いますがその職責を果たして参りたく存じます。

<付属資料11> 「相談連絡先一覧」

		機関名	電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局	03-5403-9669(相談専用)
		大臣官房公益法人行政担当室	03-5403-9555(代)
都 道 府 県	北海道	総務部行政改革課	011-231-4111(代)
	青森県	総務部総務学事課	017-734-9079(直)
	岩手県	総務部総務室	019-629-5039(直)
	宮城県	総務部私学文書課公立大学・公益法人班	022-211-2295(直)
	秋田県	知事公室総務課	018-860-1057(直)
	山形県	総務部文書課	023-630-2056(直)
	福島県	総務部私学法人課	024-521-7048(直)
	茨城県	総務部総務課	029-301-2243(直)
	栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2067(直)
	群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148(直)
	埼玉県	総務部文書課	048-830-2537(直)
	千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160(直)
	東京都	生活文化スポーツ局都民生活 部管理法人課	03-5321-1111(代)
	神奈川県	総務部法務文書課	045-210-2461(直)
	新潟県	総務管理部文書私学課	025-285-5511(代)
	富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111(代)
	石川県	総務部総務課	076-225-1111(代)
	福井県	総務部情報公開・法制課	0776-21-1111(代)
	山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111(代)
	長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057(直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)
	静岡県	総務部文書局法規室	054-221-2866(直)
	愛知県	総務部法務文書課	052-954-6024(直)
	三重県	総務部法務・文書室	059-224-2163(直)
	滋賀県	総務部総務課	077-528-3118(直)
	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
	兵庫県	企画県民部文書課公益法人室	078-341-7711(代)
	奈良県	総務部総務課	0742-27-8353(直)
	和歌山県	総務学事課	073-432-4111(代)
	鳥取県	行政監察監公益法人・団体指導 室	0857-26-7884(直)
	島根県	総務部総務課	0852-22-5111(代)
	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256(直)
広島県	総務局総務管理部総務課	082-513-2246(直)	

山口県	総務部学事文書課大学・公益法人班	083-933-2140 (直)
徳島県	企画総務部法務文書課	088-621-2031 (直)
香川県	総務部総務学事課	087-832-3062 (直)
愛媛県	総務部私学文書課	089-941-2111 (代)
高知県	総務部法務課	088-823-9160 (直)
福岡県	総務部行政経営企画課	092-651-1111 (代)
佐賀県	経営支援本部総務法制課	0952-24-2111 (代)
長崎県	総務部学事文書課公益法人改革班	095-895-2114 (直)
熊本県	総務部私学文書課法制・公益法人室	096-383-1111 (代)
大分県	総務部法務室	097-506-2272 (直)
宮崎県	総務部行政経営課	0985-26-7111 (代)
鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111 (代)
沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074 (直)

<付属資料12>「新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート中間集計結果」

調査対象法人数	6,051法人(※)
回収数(回収率)	3,509法人(約58%)
調査期間	平成22年9月13日~24日

(※) 国が所管する特例民法法人のうち、調査開始時点で未申請の法人

問1 申請期間が平成25年11月末までとなっていることをご存知でしたか。

- ア. 知っていた (99%) イ. 知らなかった (1%)

問2 公益法人と一般法人のどちらに移行される予定ですか。

- ア. 公益法人への移行認定 (38%) イ. 一般法人への移行認可 (41%)
 ウ. 他法人との合併を予定 (1%) エ. 解散を予定 (3%)
 オ. 未定 (18%)

問3 いつごろに申請される予定ですか。

- ア. 平成22年度 (16%) イ. 平成23年度 (47%)
 ウ. 平成24年度 (22%) エ. 平成25年度 (2%)
 オ. 未定 (12%)

問4 どちらの行政庁に申請される予定ですか。

- ア. 内閣府 (64%) イ. 各都道府県 (30%) ウ. 未定 (6%)

問5 現在の検討状況はいかがですか。

- ア. 着手していない (8%) イ. 今後の方針を検討中 (29%)
 ウ. 申請書の作成準備中 (55%) エ. 申請書の作成中 (8%)

問6 申請に当たっての問題点はありますか。(複数回答可)

- ア. 何から始めればよいのか分からない (5%)
 イ. 公益法人と一般法人のどちらに移行すべきかが分からない (11%)
 ウ. 申請作業について技術的に分からない点がある (39%)
 エ. 法人内部で検討体制が組めない (23%)
 オ. 相談先が分からない(相談する相手がいない) (10%)
 カ. 電子申請の方法がよく分からない (11%)
 キ. その他 (17%)
 ク. 着々と準備中である(いまのところ問題点はない) (30%)

問7 (1)「公益法人 information」をご存知ですか。

- ア. 活用したことがある (59%) イ. 知っていたが、活用したことはない (31%)
 ウ. 知らなかった (9%)

問7 (2)「公益認定等委員会だより」をご存知ですか。

- ア. 活用したことがある (43%) イ. 知っていたが、活用したことはない (36%)
 ウ. 知らなかった (18%)

<付属資料13> 「都道府県の合議制機関の委員名簿」

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（平成22年11月30日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎河西 邦人（札幌学院大学経営学部経営学科教授） ○吉見 宏（北海道大学大学院経済学研究科教授） 大萱生 哲（弁護士（おおがゆ法律事務所）） 田中 新一（公認会計士（公認会計士田中新一事務所）） 三島 敬子（（株）セントラルプロモーション北海道代表取締役）
青森県	青森県公益認定等審議会	◎石下 雄三（公認会計士・税理士） ○熊谷 清一（弁護士） 青木 智美（公認会計士・税理士） 遠藤 哲哉（青森公立大学経営経済学部教授） 三浦 文恵（八戸短期大学ライフデザイン学科准教授）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎吉田 瑞彦（弁護士） ○遠藤 明哲（公認会計士・税理士） 伊藤 今子（税理士） 高嶋 裕一（岩手県立大学総合政策学部准教授） 宮本 ともみ（岩手大学人文社会科学部教授）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎稲葉 馨（東北大学大学院法学研究科教授） ○石沢 裕一（石沢公認会計士事務所 公認会計士） 増田 隆男（増田法律事務所 弁護士） 内田 直仁（宮城大学事業構想学部准教授） 西出 優子（東北大学大学院経済学研究科准教授）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎渡部 毅（ノースアジア大学法学部教授） ○松濑 秀和（財団法人秋田経済研究所専務理事） 木村 了（税理士） 沢田 祐治（公認会計士・税理士） 菅原 佳典（弁護士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎北野 通世（山形大学副学長） ○出井 信夫（東北公益文化大学教授） 伊藤 一雄（公認会計士） 宇野 和娘（弁護士） 今田 早百合（行政書士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎富田 哲（福島大学行政政策学類教授） ○齋藤 信一（株式会社東邦銀行監査役） 菅野 晴隆（弁護士） 須田 弘子（特定非営利活動法人まごころサービス福島センター理事長） 長谷川 貴子（公認会計士）
茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎横山 哲郎（公認会計士） ○阿久津 正晴（弁護士） 井上 拓也（茨城大学教授） 竹内 晶子（元日立市収入役） 村上 正子（筑波大学准教授）

栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎杉原 弘修 (宇都宮大学教授) ○神野 俊彦 (株式会社工フエム栃木代表取締役) 川村 壽文 (公認会計士) 小林 雅彦 (国際医療福祉大学教授) 白井 裕己 (弁護士)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○大平 良治 (新島学園短期大学学長) 権田 俊枝 (公認会計士) 寺石 雅英 (群馬大学社会情報学部教授) 森 由美子 (関東学園大学経済学部教授)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎竹内 俊雄 (駿河台大学法学部教授) ○平川 孝雄 (税理士) 荒木 直人 (弁護士) 石井 浩 (元 財団法人渋沢栄一記念財団常務理事) 河合 あゆみ (公認会計士)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎磯崎 育男 (千葉大学教育学部教授) 西村 勝司 (公認会計士) ○松崎 信 (千葉商科大学会計大学院教授・公認会計士) 三浦 亜紀 (弁護士) 恵 小百合 (江戸川大学社会学部教授、江戸川大学総合福祉専門学校校長)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎中田 裕康 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) ○市川 伊三夫 (久光製薬株式会社監査役) 小幡 純子 (上智大学法科大学院長) 香川 譽夫 (公認会計士香川誉夫事務所長) 鴨木 房子 (社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所主任研究員) 田中 弥生 (独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	○泉谷 和子 (相模女子大学短期大学部教授) 小川 佳子 (弁護士 横浜弁護士会) 小野 晶子 (独立行政法人 労働政策研究・研修機構副主任研究員) 齋藤 真哉 (横浜国立大学経営学部会計・情報学科教授) ◎能見 善久 (学習院大学法科大学院教授) 吉村 政穂 (横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科准教授)
新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎澤村 明 (新潟大学経済学部准教授) ○北村 敏雄 (公認会計士) 秋山 三枝子 (特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター理事長) 櫻井 香子 (弁護士) 渡邊 信子 (税理士)
富山県	富山県公益認定等審議会	◎林 晃司 (弁護士) ○蟹瀬 美和子 (前富山県社会福祉協議会専務理事) 桶屋 泰三 (税理士・北陸税理士会富山支部長) 宮田 伸朗 (富山国際大学子ども育成学部長) 山崎 佐和子 (富山商工会議所女性会常任理事)

石川県	石川県公益認定等審議会	加藤 順弘 (金沢星稜大学経済学部教授) 熊谷 士郎 (金沢大学人間社会研究域法学系教授) ◎中島 史雄 (弁護士、金沢大学名誉教授) 眞鍋 知子 (金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授) ○吉村 文雄 (愛知淑徳大学大学院ビジネス研究科教授、 金沢大学名誉教授)
福井県	福井県公益認定等委員会	◎安久 彰 (公認会計士) ○山川 均 (弁護士) ○山下 裕己 (福井新聞社論説副委員長) 稲田 栄美子 (福井県商工会女性部連合会会長) 小林 明子 (福井県立大学看護福祉学部教授)
山梨県	山梨県公益認定等審議会	◎早川 正秋 (弁護士) ○勝俣 高明 (公認会計士・税理士) 窪田 道也 (税理士) 岸本 千恵 (山梨県ボランティア協会事務局長) 實川 和子 (山梨学院大学准教授)
長野県	長野県公益認定等審議会	◎小山 邦武 (信州味噌株式会社代表取締役社長) ○小林 邦一 (朝日長野税理士法人代表社員) 石田 直裕 (財団法人地域活性化センター理事長) 角田 光隆 (信州大学大学院法曹法務研究科教授) 中嶋 実香 (弁護士)
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎山田 貞夫 (弁護士) ○市川 武雄 (公認会計士) 栗津 明博 (朝日大学法学部教授) 永井 京子 (税理士) 三井 栄 (岐阜大学地域科学部教授)
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎田中 克志 (静岡大学大学院法務研究科長・教授(民法)) ○立石 健二 (弁護士) 清水 文子 (前常葉学園中・高等学校長) 杉山 明喜雄 (公認会計士) 長岡 路子 (公認会計士)
愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎伊藤 高義 (愛知学院大学法学部教授) ○前川 三喜男 (公認会計士) 加藤 歌子 (税理士) 小池 康弘 (愛知県立大学外国語学部教授) 森 美穂 (弁護士)
三重県	三重県公益認定等審議会	◎遠島 敏行 (公認会計士、全国公益法人協会中部支部常任 顧問) ○河邊 毅寿 (公認会計士) 伊藤 庄吉 (行政書士、三重県行政書士会会長) 小林 明子 (弁護士) 杉浦 礼子 (高田短期大学准教授) 名島 利喜 (三重大学人文学部教授) 二神 律子 (中部学院大学経営学部教授)

滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎真山 達志 (同志社大学政策学部長、大学院総合政策科学研究科長) ○盛武 隆 (行政書士) 飯野 修 (公認会計士) 筒井 のり子 (龍谷大学社会学部教授) 中 睦 (弁護士)
京都府	京都府公益認定等審議会	◎川端 伸也 (弁護士) ○藤井 秀樹 (京都大学大学院経済学研究科教授) 浦坂 純子 (同志社大学社会学部准教授) 佐久間 毅 (京都大学大学院法学研究科教授) 前野 芳子 (公認会計士)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	◎岡部 崇明 (摂南大学法学部教授) 小西 ゆかり (パナソニック株式会社理事) ○高森 哉子 (追手門学院大学経営学部教授) 三宅 幸造 (公認会計士、監査法人アイ・ピー・オー 代表社員) 吉田 忠彦 (近畿大学経営学部教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	◎小森 星児 (神戸商科大学名誉教授、ひょうごボランティアプラザ名誉所長) ○松山 康二 (公認会計士) 西河 紀男 (三ツ星ベルト株式会社代表取締役会長) 正木 靖子 (弁護士) 山内 直人 (大阪大学大学院国際公共政策研究科教授、日本NPO学会会長)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	◎中川 幾郎 (帝塚山大学大学院法政策研究科教授) ○以呂免 義雄 (弁護士・弁理士) 里見 良子 (公認会計士・税理士) 福本 葵 (帝塚山大学法学部教授) 藤森 茂 (奈良県立大学地域創造学部准教授)
和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	◎水野 八朗 (弁護士) ○山本 茂 (きのくに信用金庫常務理事) 金川 めぐみ (和歌山大学経済学部市場環境学科准教授) 西平 都紀子 (株式会社信濃路代表取締役社長)
鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎駒井 重忠 (弁護士) 入江 道憲 (公認会計士・税理士) 岸田 寛昭 (特定非営利活動法人 未来 理事長) 山本 恵子 (特定非営利活動法人 鳥取青少年ピアサポート理事長)
島根県	島根県公益認定等審議会	◎玉樹 智文 (島根大学大学院法務研究科准教授) ○松原 三朗 (弁護士) 生田 昌子 (元島根県生涯学習センター所長) 大塚 真理子 (行政書士) 三島 明 (公認会計士)

岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎塚田 健二 (前吉備国際大学社会福祉学部教授) ○池田 敏弘 (前岡山県商工会議所連合会専務理事) 岩藤 美智子(岡山大学大学院社会文化科学研究科(法学系)准教授) 中原 文子 (弁護士) 福原 一義 (公認会計士)
広島県	広島県公益認定等審議会	◎越智 貢 (広島大学大学院文学研究科教授) ○石橋 三千男 (公認会計士) 織田 珖治 (広島商工会議所副会頭) 清水 憲一郎 (弁護士) 山田 知子 (比治山大学現代文化学部准教授)
山口県	山口県公益認定等審議会	◎天羽 満則 (天羽満則公認会計士事務所公認会計士) ○中山 修身 (中山・石村法律事務所弁護士) 秋山 一正 (秋山公認会計士事務所公認会計士) 石原 詠美子 (石原法律事務所弁護士) 加登田 恵子 (山口県立大学社会福祉学部教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎笹谷 正廣 (弁護士) ○豊永 寛二 (弁護士) 井関 佳穂理 (公認会計士・税理士) 喜多 三佳 (四国大学経営情報学部教授)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎小川 和彦 (香川銀コンピューターサービス株式会社顧問) ○辻上 佳輝 (香川大学法学部准教授) 桑原 正行 (香川大学大学院地域マネジメント研究科准教授) 藤本 英子 (弁護士) 安井 順子 (公認会計士)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	秋葉 見 (公認会計士) 兼平 裕子 (愛媛大学法学部准教授) 五味 久枝 (トヨタカローラ愛媛株式会社代表取締役社長) ◎武田 秀治 (弁護士) ○村上 宏之 (松山大学経営学部教授)
高知県	高知県公益認定等審議会	◎松岡 章雄 (弁護士) ○池田 知勢 (社会福祉法人 高知県社会福祉協議会事務局長) 根小田 渡 (高知大学名誉教授) 橋本 誠 (公認会計士)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎大隈 義和 (九州大学名誉教授、保健医療経営大学教授) 篠原 俊 (公認会計士) 田中 里美 (弁護士) 文屋 俊子 (福岡県立大学人間社会学部教授) ○村上 英明 (福岡大学法科大学院教授)

佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (はやて法律事務所 弁護士) ○田村 浩司 (田村公認会計士事務所 公認会計士) 伊佐 淳 (久留米大学経済学部 教授) 川副 知子 (特定非営利活動法人佐賀県CSO推進機構 代表理事) 本田 洋子 (税理士・行政書士)
長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎杉原 敏夫 (放送大学客員教授) ○堀江 憲二 (弁護士(堀江法律事務所)) 久保 義子 (NPO法人ふれあいフレンド副理事長) 久松 清彦 (公認会計士(久松会計事務所)) 平松 喜一郎 (ヤナセ産業(株)代表取締役社長)
熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎原田 卓 (弁護士) ○緒方 洋子 (NPO法人チェンジライフ熊本理事長) 立石 和裕 (くまもと監査法人公認会計士) 松崎 景子 (特定非営利活動法人ひと・学び支援センター 熊本常務理事) 岡本 友子 (国立大学法人熊本大学大学院法曹養成研究所 教授)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎岡村 邦彦 (弁護士) ○秦野 晃郎 (公認会計士) 安藤 恭子 (司法書士) 草野 義輔 (学校法人岩尾昭和学園理事長) 棕野 美智子 (大分大学福祉科学研究センター教授)
宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○土田 博 (南九州短期大学国際教養学科教授) 飯田 三和 (税理士) 三島 里都子 (弁護士) 高峰 由美 (販売戦略コンサルタント)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎宮廻 甫允 (鹿児島大学法文学部教授) ○野田 健太郎 (弁護士) 玉川 恵 (公認会計士) 宇都 由美子 (鹿児島大学大学院医歯学総合研究科准教授) 烏丸 聡 (シンクタンク・バードウイング代表)
沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎島袋 鉄男 (琉球大学名誉教授、NPO法人「沖縄知の風」代表) ○當真 良明 (弁護士(サイオン法律事務所)) 上江洲 純子 (沖縄国際大学准教授) 大島 順子 (琉球大学准教授) 翁長 朝常 (公認会計士(翁長公認会計士・税理士事務所)) 金城 智誉 (弁護士(こころ法律事務所)) 幸地 啓子 (税理士(幸地啓子税理士事務所))

<付属資料14> 平成22年11月30日までに移行の認定・認可等の処分を受けた法人の一覧

【内閣府】

○移行認定

法人名	処分日	登記日	旧法人名
公益財団法人公益法人協会	平成21年 3月18日	平成21年 4月1日	財団法人公益法人協会
公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団	平成21年 3月18日	平成21年 4月1日	財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団
公益財団法人佐藤陽国際奨学財団	平成21年 3月18日	平成21年 4月1日	財団法人サトー国際奨学財団
公益社団法人全国老人福祉施設協議会	平成21年 3月27日	平成21年 4月1日	社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人日本動物病院福祉協会	平成21年 4月27日	平成21年 5月1日	社団法人日本動物病院福祉協会
公益財団法人住友財団	平成21年 4月27日	平成21年 5月1日	財団法人住友財団
公益財団法人東京国際研究クラブ	平成21年 5月20日	平成21年 6月1日	財団法人東京国際研究クラブ
公益社団法人日本工業英語協会	平成21年 6月1日	平成21年 6月11日	社団法人日本工業英語協会
公益社団法人日本フィランソロピー協会	平成21年 6月24日	平成21年 7月1日	社団法人日本フィランソロピー協会
公益財団法人文化財建造物保存技術協会	平成21年 7月17日	平成21年 7月27日	財団法人文化財建造物保存技術協会
公益財団法人サントリー芸術財団	平成21年 8月18日	平成21年 9月1日	財団法人サントリー音楽財団
公益財団法人野村国際文化財団	平成21年 8月25日	平成21年 9月7日	財団法人野村国際文化財団
公益財団法人助成財団センター	平成21年 8月25日	平成21年 9月1日	財団法人助成財団センター
公益財団法人京都服飾文化研究財団	平成21年 8月25日	平成21年 9月1日	財団法人京都服飾文化研究財団
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成21年 9月17日	平成21年 10月1日	社団法人日本下水道管路管理業協会
公益財団法人似鳥国際奨学財団	平成21年 9月18日	平成21年 10月1日	財団法人似鳥国際奨学財団
公益財団法人樫の芽会	平成21年 9月18日	平成21年 10月1日	財団法人樫の芽会
公益財団法人すこやか食生活協会	平成21年 9月18日	平成21年 10月1日	財団法人すこやか食生活協会
公益財団法人東京海上日動教育振興基金	平成21年 9月28日	平成21年 10月1日	財団法人東京海上日動教育振興基金

*

*

公益財団法人生協総合研究所	平成 21 年 9 月 28 日	平成 21 年 10 月 1 日	財団法人生協総合研究所
公益財団法人野村マネジメント・スクール	平成 21 年 10 月 23 日	平成 21 年 11 月 2 日	財団法人野村マネジメント・スクール
公益財団法人ニッセイ文化振興財団	平成 21 年 10 月 23 日	平成 21 年 11 月 2 日	財団法人ニッセイ文化振興財団
公益財団法人財務会計基準機構	平成 21 年 10 月 30 日	平成 21 年 11 月 2 日	財団法人財務会計基準機構
公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団	平成 21 年 11 月 6 日	平成 21 年 11 月 9 日	財団法人クリタ水・環境科学振興財団
公益財団法人痛風財団	平成 21 年 11 月 18 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人痛風研究会
公益財団法人三井住友海上文化財団	平成 21 年 11 月 18 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人三井住友海上文化財団
公益財団法人租税資料館	平成 21 年 11 月 19 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人租税資料館
公益財団法人三井住友海上福祉財団	平成 21 年 11 月 19 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人三井住友海上福祉財団
公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団	平成 21 年 11 月 19 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人ソルト・サイエンス研究財団
公益財団法人太陽生命厚生財団	平成 21 年 11 月 24 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人太陽生命ひまわり厚生財団
公益財団法人旭硝子財団	平成 21 年 11 月 24 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人旭硝子財団
公益社団法人地域医療振興協会	平成 21 年 11 月 25 日	平成 21 年 12 月 1 日	社団法人地域医療振興協会
(不認定)	平成 21 年 11 月 25 日	—	社団法人日本下水道処理施設管理業協会
公益財団法人日本板硝子材料工学助成会	平成 21 年 11 月 27 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人日本板硝子材料工学助成会
公益財団法人日本花の会	平成 21 年 11 月 27 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人日本花の会
公益財団法人正力厚生会	平成 21 年 12 月 4 日	平成 21 年 12 月 16 日	財団法人正力厚生会
公益財団法人世界遺産賀茂御祖神社境内糺の森保存会	平成 21 年 12 月 4 日	平成 21 年 12 月 9 日	財団法人世界遺産賀茂御祖神社境内糺の森保存会
公益財団法人JR東海生涯学習財団	平成 21 年 12 月 14 日	平成 21 年 12 月 22 日	財団法人ジェイアール東海生涯学習財団
公益財団法人国連大学協力会	平成 21 年 12 月 18 日	平成 22 年 1 月 4 日	財団法人国連大学協力会
公益財団法人藤原科学財団	平成 21 年 12 月 24 日	平成 22 年 1 月 4 日	財団法人藤原科学財団
公益財団法人永青文庫	平成 21 年 12 月 25 日	平成 22 年 1 月 4 日	財団法人永青文庫
公益社団法人程ヶ谷基金	平成 21 年 12 月 28 日	平成 22 年 1 月 5 日	社団法人程ヶ谷カントリー倶楽部

公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン	平成 21 年 12 月 28 日	平成 22 年 1 月 8 日	財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン
公益財団法人上原記念生命科学財団	平成 22 年 1 月 19 日	平成 22 年 2 月 1 日	財団法人上原記念生命科学財団
公益社団法人日本愛玩動物協会	平成 22 年 1 月 20 日	平成 22 年 2 月 1 日	社団法人日本愛玩動物協会
公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター	平成 22 年 1 月 20 日	平成 22 年 2 月 1 日	財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター
公益財団法人学術振興野村基金	平成 22 年 1 月 26 日	平成 22 年 1 月 26 日	財団法人学術振興野村基金
公益財団法人よんでん文化振興財団	平成 22 年 1 月 26 日	平成 22 年 2 月 1 日	財団法人よんでん文化振興財団
公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団	平成 22 年 1 月 26 日	平成 22 年 2 月 1 日	財団法人エネルギー文化・スポーツ財団
公益財団法人ケア・インターナショナルジャパン	平成 22 年 1 月 28 日	平成 22 年 2 月 1 日	財団法人ケア・インターナショナルジャパン
公益財団法人どうぶつ基金	平成 22 年 2 月 1 日	平成 22 年 2 月 10 日	財団法人どうぶつ基金
公益財団法人日本文学振興会	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 2 月 22 日	財団法人日本文学振興会
公益財団法人日本生産性本部	平成 22 年 2 月 18 日	平成 22 年 3 月 1 日	財団法人日本生産性本部
公益財団法人労働問題リサーチセンター	平成 22 年 2 月 24 日	平成 22 年 3 月 1 日	財団法人労働問題リサーチセンター
公益財団法人日本生命財団	平成 22 年 2 月 24 日	平成 22 年 3 月 1 日	財団法人日本生命財団
公益財団法人大阪コミュニティ財団	平成 22 年 2 月 24 日	平成 22 年 3 月 1 日	財団法人大阪コミュニティ財団
公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団	平成 22 年 2 月 24 日	平成 22 年 3 月 1 日	財団法人在宅医療助成勇美記念財団
公益財団法人 SBI 子ども希望財団	平成 22 年 2 月 24 日	平成 22 年 3 月 1 日	財団法人 SBI 子ども希望財団
公益社団法人劇場演出空間技術協会	平成 22 年 2 月 26 日	平成 22 年 3 月 1 日	社団法人劇場演出空間技術協会
公益財団法人地方自治総合研究所	平成 22 年 3 月 4 日	平成 22 年 3 月 15 日	財団法人地方自治総合研究所
公益財団法人日本農業研修場協力団	平成 22 年 3 月 18 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人日本農業研修場協力団
公益財団法人教育資金融資保証基金	平成 22 年 3 月 18 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人教育資金融資保証基金
公益財団法人家計経済研究所	平成 22 年 3 月 18 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人家計経済研究所
公益社団法人能楽協会	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人能楽協会
公益社団法人日本経済研究センター	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人日本経済研究センター

*

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人日本パブリックゴルフ場事業協会
公益社団法人経済同友会	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人経済同友会
公益財団法人福田記念医療技術振興財団	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人福田記念医療技術振興財団
公益財団法人日本証券経済研究所	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人日本証券経済研究所
公益財団法人東日本鉄道文化財団	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人東日本鉄道文化財団
公益財団法人地球環境センター	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人地球環境センター
公益財団法人相模中央化学研究所	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人相模中央化学研究所
公益財団法人前田記念工学振興財団	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人前田記念工学振興財団
公益財団法人聖ルカ・ライフサイエンス研究所	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人聖ルカ・ライフサイエンス研究所
公益財団法人スペイン舞踊振興MARUWA財団	平成 22 年 3 月 19 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人スペイン舞踊振興マルワ財団
公益財団法人伝統文化活性化国民協会	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人伝統文化活性化国民協会
公益財団法人トヨタ財団	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人トヨタ財団
公益財団法人キリン福祉財団	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人キリン福祉財団
公益財団法人アステラス病態代謝研究会	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人病態代謝研究会
公益社団法人日本グラススキー協会	平成 22 年 3 月 24 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人日本グラススキー協会
公益財団法人東京財団	平成 22 年 3 月 24 日	平成 22 年 4 月 1 日	東京財団
公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人日本容器包装リサイクル協会
公益財団法人東京オペラシティ文化財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人東京オペラシティ文化財団
公益財団法人出光文化福祉財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人出光文化福祉財団
公益財団法人自動車リサイクル促進センター	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人自動車リサイクル促進センター
公益財団法人資生堂社会福祉事業財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人資生堂社会福祉事業財団
公益財団法人一般用医薬品セルフメディケーション振興財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人一般用医薬品セルフメディケーション振興財団

公益財団法人りそな中小企業振興財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人りそな中小企業振興財団
公益財団法人モロロジー研究所	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人モロロジー研究所
公益財団法人トステム建材産業振興財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人トステム建材産業振興財団
公益財団法人さわやか福祉財団	平成 22 年 3 月 25 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人さわやか福祉財団
公益社団法人国民會館	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人国民會館
公益社団法人日本力又一連盟	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 8 日	社団法人日本力又一連盟
公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会
公益社団法人ロングライフビル推進協会	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人建築・設備維持保全推進協会
公益財団法人日本ピアノ教育連盟	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人日本ピアノ教育連盟
公益財団法人日本テレビ系列愛の小鳩事業団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人日本テレビ系列愛の小鳩事業団
公益財団法人損保ジャパン美術財団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人損保ジャパン美術財団
公益財団法人出光美術館	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人出光美術館
公益財団法人持田記念医学薬学振興財団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人持田記念医学薬学振興財団
公益財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団
公益財団法人三菱UFJ国際財団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人三菱UFJ国際財団
公益財団法人三井文庫	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人三井文庫
公益財団法人高柳記念電子科学技術振興財団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人高柳記念電子科学技術振興財団
公益財団法人五井平和財団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人五井平和財団
公益財団法人ボーイスカウト日本連盟	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人ボーイスカウト日本連盟
公益財団法人NHK交響楽団	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 12 日	財団法人エヌ・エイチ・ケイ交響楽団
公益財団法人中部電気利用基礎研究振興財団	平成 22 年 3 月 30 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人中部電力基礎技術研究所
公益財団法人公正取引協会	平成 22 年 3 月 30 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人公正取引協会
公益社団法人日本南画院	平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人日本南画院

公益財団法人泉屋博古館	平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人泉屋博古館
公益社団法人日本環境教育フォーラム	平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人日本環境教育フォーラム
公益社団法人日本フラワーデザイナー協会	平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人日本フラワーデザイナー協会
公益財団法人東電記念財団	平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人東電記念科学技術研究所
公益社団法人長寿社会文化協会	平成 22 年 5 月 26 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人長寿社会文化協会
公益財団法人中富健康科学振興財団	平成 22 年 5 月 26 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人中富健康科学振興財団
公益財団法人高松宮妃癌研究基金	平成 22 年 5 月 26 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人高松宮妃癌研究基金
公益財団法人サントリー文化財団	平成 22 年 5 月 26 日	平成 22 年 5 月 26 日	財団法人サントリー文化財団
公益社団法人認知症の人と家族の会	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人認知症の人と家族の会
公益社団法人企業市民協議会	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人海外事業活動関連協議会
公益財団法人幼少年教育研究所	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人幼少年教育研究所
公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 14 日	財団法人矢崎科学技術振興記念財団
公益財団法人日本文化藝術財団	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人日本文化藝術財団
公益財団法人私立大学通信教育協会	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人私立大学通信教育協会
公益財団法人サイトウ・キネン財団	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人サイトウ・キネン財団
公益財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会	平成 22 年 6 月 9 日	平成 22 年 6 月 16 日	財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協会
公益財団法人黒住医学研究振興財団	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人黒住医学研究振興財団
公益財団法人結核予防会	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人結核予防会
公益財団法人立石科学技術振興財団	平成 22 年 6 月 22 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人立石科学技術振興財団
公益財団法人中国電力技術研究財団	平成 22 年 6 月 22 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人中国電力技術研究財団
公益財団法人栢森情報科学振興財団	平成 22 年 6 月 22 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人栢森情報科学振興財団
公益財団法人ユニジャパン	平成 22 年 6 月 22 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人日本映像国際振興協会
公益財団法人日本適合性認定協会	平成 22 年 6 月 23 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人日本適合性認定協会

公益財団法人東洋食品研究所	平成 22 年 6 月 23 日	平成 22 年 6 月 28 日	財団法人東洋食品研究所
公益財団法人倉田記念日立科学技術財団	平成 22 年 6 月 23 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人倉田記念日立科学技術財団
公益財団法人成長科学協会	平成 22 年 6 月 23 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人成長科学協会
公益財団法人松下政経塾	平成 22 年 6 月 23 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人松下政経塾
公益財団法人コニカミノルタ科学技術振興財団	平成 22 年 6 月 23 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人コニカミノルタ画像科学振興財団
公益財団法人大学コンソーシアム京都	平成 22 年 6 月 28 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人大学コンソーシアム京都
公益社団法人日本青年会議所	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人日本青年会議所
公益社団法人日本書芸院	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人日本書芸院
公益社団法人日本七宝作家協会	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人日本七宝作家協会
公益社団法人大日本書芸院	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人大日本書芸院
公益社団法人国際日本語普及協会	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人国際日本語普及協会
公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人平山郁夫シルクロード美術館
公益財団法人日本国防協会	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人日本国防協会
公益財団法人神澤医学研究振興財団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人神澤医学研究振興財団
公益財団法人京都新聞社会福祉事業団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人京都新聞社会福祉事業団
公益財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団
公益財団法人ポーラ美術振興財団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人ポーラ美術振興財団
公益財団法人セゾン文化財団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人セゾン文化財団
公益財団法人アルカディア音楽芸術財団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 6 月 29 日	財団法人アルカディア音楽芸術振興財団
公益社団法人日本国際民間協力会	平成 22 年 7 月 13 日	平成 22 年 8 月 17 日	社団法人日本国際民間協力会
公益財団法人医療科学研究所	平成 22 年 7 月 23 日	平成 22 年 8 月 2 日	財団法人医療科学研究所
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会	平成 22 年 7 月 27 日	平成 22 年 8 月 2 日	社団法人日本ロジスティクスシステム協会
公益財団法人日本教材文化研究財団	平成 22 年 7 月 29 日	平成 22 年 8 月 2 日	財団法人日本教材文化研究財団

公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会	平成 22 年 7 月 29 日	平成 22 年 8 月 9 日	財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会
公益社団法人日本鉄道広告協会	平成 22 年 7 月 30 日	平成 22 年 8 月 10 日	社団法人全国鉄道広告振興協会
公益社団法人映像文化製作者連盟	平成 22 年 7 月 30 日	平成 22 年 8 月 20 日	社団法人映像文化製作者連盟
公益社団法人日本三曲協会	平成 22 年 8 月 4 日	平成 22 年 8 月 11 日	社団法人日本三曲協会
公益財団法人日本中国国際教育交流協会	平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年 8 月 9 日	財団法人日本中国国際教育交流協会
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	平成 22 年 8 月 18 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人ロームミュージックファンデーション
公益財団法人東京生化学研究会	平成 22 年 8 月 19 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人東京生化学研究会
公益財団法人体質研究会	平成 22 年 8 月 20 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人体質研究会
公益財団法人渋沢栄一記念財団	平成 22 年 8 月 23 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人渋沢栄一記念財団
公益財団法人毎日新聞大阪社会事業団	平成 22 年 8 月 24 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人毎日新聞大阪社会事業団
公益財団法人日本アレルギー協会	平成 22 年 8 月 24 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人日本アレルギー協会
公益財団法人イオン環境財団	平成 22 年 8 月 24 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人イオン環境財団
公益財団法人関西盲導犬協会	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人関西盲導犬協会
公益財団法人環日本海経済研究所	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人環日本海経済研究所
公益財団法人アイザワ記念育英財団	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人アイザワ記念育英財団
公益社団法人日本鍼灸師会	平成 22 年 8 月 26 日	平成 22 年 9 月 1 日	社団法人日本鍼灸師会
公益財団法人軽金属奨学会	平成 22 年 8 月 26 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人軽金属奨学会
公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会	平成 22 年 8 月 27 日	平成 22 年 9 月 1 日	社団法人ビタミン協会
公益社団法人砥粒加工学会	平成 22 年 8 月 31 日	平成 22 年 9 月 9 日	社団法人砥粒加工学会
公益財団法人社会貢献支援財団	平成 22 年 8 月 31 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人社会貢献支援財団
公益財団法人認知症予防財団	平成 22 年 9 月 15 日	平成 22 年 9 月 16 日	財団法人認知症予防財団
公益社団法人大日本山林会	平成 22 年 9 月 17 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人大日本山林会
公益財団法人母と学生の会	平成 22 年 9 月 21 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人母と学生の会

公益社団法人日本工学教育協会	平成 22 年 9 月 22 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人日本工学教育協会
公益財団法人東京海上スポーツ財団	平成 22 年 9 月 22 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人東京海上スポーツ財団
公益財団法人第一三共生命科学研究振興財団	平成 22 年 9 月 22 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人三共生命科学研究振興財団
公益財団法人大阪ガス国際交流財団	平成 22 年 9 月 22 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人大阪ガス国際交流財団
公益財団法人宇部興産学術振興財団	平成 22 年 9 月 22 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人宇部興産学術振興財団
公益財団法人とうきゅう環境財団	平成 22 年 9 月 22 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人とうきゅう環境浄化財団
公益財団法人東京海上各務記念財団	平成 22 年 9 月 24 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人東京海上各務記念財団
公益社団法人日本セラミックス協会	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人日本セラミックス協会
公益社団法人計測自動制御学会	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人計測自動制御学会
公益財団法人日仏会館	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人日仏会館
公益財団法人東京経済研究センター	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人東京経済研究センター
公益財団法人東レ科学振興会	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人東レ科学振興会
公益財団法人国際科学技術財団	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人国際科学技術財団
公益財団法人ライオン歯科衛生研究所	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人ライオン歯科衛生研究所
公益財団法人ブレインサイエンス振興財団	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人ブレインサイエンス振興財団
公益財団法人あしたの日本を創る協会	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人あしたの日本を創る協会
公益財団法人文化財虫害研究所	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人文化財虫害研究所
公益財団法人日弁連法務研究財団	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人日弁連法務研究財団
公益財団法人東京子ども図書館	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人東京子ども図書館
公益財団法人東華教育文化交流財団	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人東華教育文化交流財団
公益財団法人大林都市研究振興財団	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人大林都市研究振興財団
公益財団法人新日鉄文化財団	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人新日鐵文化財団
公益財団法人花王芸術・科学財団	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人花王芸術・科学財団

公益財団法人日本音楽教育文化振興会	平成22年 9月29日	平成22年 10月14日	財団法人日本音楽教育文化振興会
公益財団法人赤枝医学研究財団	平成22年 9月29日	平成22年 10月7日	財団法人赤枝医学研究財団
公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団	平成22年 9月29日	平成22年 10月1日	財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団
公益社団法人日本プールアメニティ協会	平成22年 9月30日	平成22年 10月1日	社団法人日本プールアメニティ施設協会
公益社団法人全日本墓園協会	平成22年 9月30日	平成22年 10月1日	社団法人全日本墓園協会
公益財団法人日本対がん協会	平成22年 9月30日	平成22年 10月1日	財団法人日本対がん協会
公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団	平成22年 9月30日	平成22年 10月1日	財団法人大阪ガスグループ福祉財団
公益財団法人てんかん治療研究振興財団	平成22年 9月30日	平成22年 10月1日	財団法人てんかん治療研究振興財団
公益財団法人日独協会	平成22年 10月8日	平成22年 10月13日	財団法人日独協会
公益財団法人国際親善協会	平成22年 10月13日	平成22年 11月1日	財団法人国際親善協会
公益財団法人愛世会	平成22年 10月18日	平成22年 11月1日	財団法人愛世会
公益社団法人日本彫刻会	平成22年 10月19日	平成22年 11月1日	社団法人日本彫刻会
公益社団法人地盤工学会	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	社団法人地盤工学会
公益財団法人発達科学研究教育センター	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人発達科学研究教育センター
公益財団法人三菱UFJ信託奨学財団	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人三菱UFJ信託奨学財団
公益財団法人佐川留学生奨学財団	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人佐川留学生奨学会
公益財団法人海原会	平成22年 10月20日	平成22年 11月5日	財団法人海原会
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人メカトロニクス技術高度化財団
公益財団法人ハイライフ研究所	平成22年 10月21日	平成22年 11月1日	財団法人ハイライフ研究所
公益財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会	平成22年 10月22日	平成22年 11月1日	財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会
公益財団法人警察育英会	平成22年 10月22日	平成22年 11月1日	財団法人警察育英会
公益財団法人伊藤国際教育交流財団	平成22年 10月22日	平成22年 11月1日	財団法人伊藤国際教育交流財団
公益財団法人マツダ財団	平成22年 10月22日	平成22年 11月1日	財団法人マツダ財団

公益財団法人野口研究所	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人野口研究所
公益財団法人日印協会	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人日印協会
公益財団法人三菱財団	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人三菱財団
公益財団法人岩城留学生奨学会	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人岩城留学生奨学会
公益社団法人日本船舶海洋工学会	平成 22 年 10 月 27 日	平成 22 年 11 月 1 日	社団法人日本船舶海洋工学会
公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会	平成 22 年 10 月 27 日	平成 22 年 11 月 1 日	社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
公益社団法人全日本アーチェリー連盟	平成 22 年 10 月 27 日	平成 22 年 11 月 1 日	社団法人全日本アーチェリー連盟
公益財団法人日本盲導犬協会	平成 22 年 10 月 27 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人日本盲導犬協会
公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センター	平成 22 年 10 月 27 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人学習ソフトウェア情報研究センター
公益財団法人日母おぎゃー献金基金	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人日母おぎゃー献金基金
公益財団法人内視鏡医学研究振興財団	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人内視鏡医学研究振興財団
公益財団法人国際開発救援財団	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人国際開発救援財団
公益財団法人日本交通文化協会	平成 22 年 11 月 1 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人日本交通文化協会
公益財団法人札幌がんセミナー	平成 22 年 11 月 5 日	平成 22 年 11 月 25 日	財団法人札幌がんセミナー
公益社団法人日本口腔インプラント学会	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 11 月 11 日	社団法人日本口腔インプラント学会
公益財団法人東洋哲学研究所	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 11 月 18 日	財団法人東洋哲学研究所
公益財団法人日伊協会	平成 22 年 11 月 17 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日伊協会
公益社団法人日本ギター連盟	平成 22 年 11 月 18 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人日本ギター連盟
公益財団法人東京二期会	平成 22 年 11 月 18 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人東京二期会
公益財団法人庭野平和財団	平成 22 年 11 月 18 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人庭野平和財団
公益社団法人日本鉄筋継手協会	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人日本鉄筋継手協会
公益財団法人北野生涯教育振興会	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人北野生涯教育振興会
公益財団法人日本発明振興協会	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本発明振興協会

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人中央競馬馬主社会福祉財団
公益財団法人大同生命厚生事業団	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人大同生命厚生事業団
公益財団法人カシオ科学振興財団	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人カシオ科学振興財団
公益財団法人NEC C&C財団	平成 22 年 11 月 19 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人NEC C&C財団
公益財団法人大同生命国際文化基金	平成 22 年 11 月 24 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人大同生命国際文化基金
公益財団法人アシュラン国際奨学財団	平成 22 年 11 月 24 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人アシュラン国際奨学財団
公益財団法人加藤山崎教育基金	平成 22 年 11 月 24 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人加藤山崎教育基金
公益財団法人日本和紙ちぎり絵協会	平成 22 年 11 月 25 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本和紙ちぎり絵協会
公益財団法人日本ワックスマン財団	平成 22 年 11 月 25 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本ワックスマン財団
公益財団法人日本ペア碁協会	平成 22 年 11 月 25 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本ペア碁協会
公益財団法人村田学術振興財団	平成 22 年 11 月 25 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人村田学術振興財団
公益財団法人佐川がん研究振興財団	平成 22 年 11 月 25 日	平成 22 年 12 月 6 日	財団法人佐川がん研究助成振興財団
公益財団法人臨床薬理研究振興財団	平成 22 年 11 月 26 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人臨床薬理研究振興財団
公益財団法人日本交響楽振興財団	平成 22 年 11 月 29 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本交響楽振興財団
公益財団法人森永奉仕会	平成 22 年 11 月 29 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人森永奉仕会
公益社団法人日本地震学会	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人日本地震学会
公益財団法人武田科学振興財団	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人武田科学振興財団
公益財団法人日本スポーツクラブ協会	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本スポーツクラブ協会

*：現在は、公益財団法人野村財団（平成22年3月10日合併認可、同年4月1日合併登記）

○移行認可

法人名	処分日	登記日	旧法人名
一般社団法人日本商事仲裁協会	平成 21 年 3 月 18 日	平成 21 年 4 月 1 日	社団法人日本商事仲裁協会
一般社団法人日本鍛圧機械工業会	平成 21 年 3 月 18 日	平成 21 年 4 月 1 日	社団法人日本鍛圧機械工業会

一般社団法人日本メンズファッション協会	平成21年 6月25日	平成21年 7月1日	社団法人日本メンズファッション協会
一般財団法人工業所有権協力センター	平成21年 6月26日	平成21年 7月1日	財団法人工業所有権協力センター
一般財団法人住宅都市工学研究所	平成21年 8月4日	平成21年 8月5日	財団法人住宅都市工学研究所
一般財団法人日本特許情報機構	平成21年 8月31日	平成21年 9月1日	財団法人日本特許情報機構
一般財団法人日本気象協会	平成21年 9月17日	平成21年 10月1日	財団法人日本気象協会
一般社団法人映画演劇文化協会	平成21年 9月18日	平成21年 10月1日	社団法人映画文化協会
一般財団法人武田計測先端知財団	平成21年 11月25日	平成21年 12月1日	財団法人武田計測先端知財団
一般社団法人日本証券経済倶楽部	平成21年 12月24日	平成22年 1月4日	社団法人日本証券経済倶楽部
一般社団法人福井県商工会議所連合会	平成22年 1月20日	平成22年 2月2日	社団法人福井県商工会議所連合会
一般社団法人全日検	平成22年 1月26日	平成22年 2月1日	社団法人全日本検数協会
一般社団法人日本貨物検数協会	平成22年 1月26日	平成22年 2月1日	社団法人日本貨物検数協会
一般財団法人造水促進センター	平成22年 2月18日	平成22年 3月1日	財団法人造水促進センター
一般財団法人自治労会館	平成22年 3月4日	平成22年 3月10日	財団法人自治労会館
一般社団法人日本音楽著作権協会	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人日本音楽著作権協会
一般財団法人ベターホーム協会	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人ベターホーム協会
一般社団法人共同通信社	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	社団法人共同通信社
一般社団法人映画産業団体連合会	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	社団法人映画産業団体連合会
一般社団法人日本映画製作者連盟	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	社団法人日本映画製作者連盟
一般社団法人日本自動車工業会	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	社団法人日本自動車工業会
一般財団法人阪大微生物病研究会	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人阪大微生物病研究会
一般社団法人日本レコード協会	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	社団法人日本レコード協会
一般財団法人化学及血清療法研究所	平成22年 3月29日	平成22年 4月1日	財団法人化学及血清療法研究所
一般財団法人国際開発センター	平成22年 3月29日	平成22年 4月1日	財団法人国際開発センター

一般財団法人全国保健福祉情報システム開発協会	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人全国保健福祉情報システム開発協会
一般社団法人首都圏産業活性化協会	平成 22 年 3 月 29 日	平成 22 年 4 月 1 日	社団法人首都圏産業活性化協会
一般財団法人化学物質評価研究機構	平成 22 年 3 月 30 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人化学物質評価研究機構
一般財団法人日本経済教育センター	平成 22 年 3 月 30 日	平成 22 年 4 月 1 日	財団法人日本経済教育センター
一般財団法人衣服研究振興会	平成 22 年 5 月 19 日	平成 22 年 5 月 20 日	財団法人衣服研究振興会
一般財団法人日本造園修景協会	平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年 6 月 1 日	財団法人日本造園修景協会
一般社団法人日本アスファルト乳剤協会	平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年 6 月 10 日	社団法人日本アスファルト乳剤協会
一般社団法人日本自動車会議所	平成 22 年 5 月 25 日	平成 22 年 6 月 1 日	社団法人日本自動車会議所
一般社団法人日本かな書道会	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 6 月 15 日	社団法人日本かな書道会
一般社団法人情報処理学会	平成 22 年 6 月 17 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人情報処理学会
一般財団法人東北鉱業会	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人東北鉱業会
一般社団法人日本繊維倶楽部	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人日本繊維倶楽部
一般財団法人ファジィシステム研究所	平成 22 年 6 月 25 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人ファジィシステム研究所
一般財団法人共立国際交流奨学財団	平成 22 年 6 月 28 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人共立国際交流奨学財団
一般財団法人丸文財団	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	財団法人丸文研究交流財団
一般社団法人日本歌手協会	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 7 月 1 日	社団法人日本歌手協会
一般財団法人日本羊毛工業技術開発協会	平成 22 年 8 月 20 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人日本羊毛工業技術開発協会
一般財団法人電子回路基板技術振興財団	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 9 月 1 日	財団法人電子回路基板技術振興財団
一般財団法人クラフト・センター・ジャパン	平成 22 年 9 月 21 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人クラフト・センター・ジャパン
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会	平成 22 年 9 月 21 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
一般社団法人日本エネルギー学会	平成 22 年 9 月 21 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人日本エネルギー学会
一般財団法人日本工芸館	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	財団法人日本工芸館
一般財団法人本多日生記念財団	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 15 日	財団法人統一団

一般社団法人K E C 関西電子工業振興センター	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人関西電子工業振興センター
一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人コンピュータエンターテインメント協会
一般財団法人光文文化財団	平成 22 年 9 月 27 日	平成 22 年 10 月 14 日	財団法人光文シエラザード文化財団
一般社団法人日本音楽出版社協会	平成 22 年 9 月 28 日	平成 22 年 10 月 1 日	社団法人音楽出版社協会
一般社団法人日本インディアカ協会	平成 22 年 10 月 22 日	平成 22 年 11 月 1 日	社団法人日本インディアカ協会
一般社団法人日本毛皮協会	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年 11 月 5 日	社団法人日本毛皮協会
一般社団法人春陽会	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年 11 月 1 日	社団法人春陽会
一般社団法人日本記録メディア工業会	平成 22 年 10 月 27 日	平成 22 年 11 月 1 日	社団法人日本記録メディア工業会
一般財団法人海外投融資情報財団	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 11 月 1 日	財団法人海外投融資情報財団
一般財団法人かき研究所	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 11 月 11 日	財団法人かき研究所
一般社団法人送電線建設技術研究会	平成 22 年 11 月 18 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人共立女子大学・共立女子短期大学櫻友会	平成 22 年 11 月 26 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人共立女子学園櫻友会
一般財団法人日本経済研究所	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	財団法人日本経済研究所
一般社団法人中国研究所	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人中国研究所
一般社団法人日本音楽制作者連盟	平成 22 年 11 月 30 日	平成 22 年 12 月 1 日	社団法人音楽制作者連盟

○公益認定

法人名	処分日	旧法人名
公益財団法人 SchoolAidJapan	平成 21 年 4 月 1 日	一般財団法人 SchoolAidJapan
公益財団法人国際医学教育財団	平成 21 年 4 月 1 日	一般財団法人国際医学教育財団
公益財団法人東京コミュニティー財団	平成 21 年 6 月 1 日	一般財団法人東京コミュニティー財団
公益財団法人洲崎福祉財団	平成 21 年 8 月 3 日	一般財団法人洲崎福祉財団
公益社団法人子ども環境フォーラム	平成 21 年 8 月 3 日	一般社団法人子ども環境フォーラム
公益財団法人信頼資本財団	平成 21 年 9 月 1 日	一般財団法人信頼資本財団

公益社団法人日本人間ドック学会	平成 21 年 9 月 1 日	一般社団法人日本人間ドック学会
公益財団法人全日本拳法連盟	平成 21 年 10 月 13 日	一般財団法人全日本拳法連盟
公益財団法人小林がん学術振興会	平成 21 年 11 月 20 日	一般財団法人小林がん学術振興会
公益財団法人日本刀文化振興協会	平成 21 年 12 月 10 日	一般財団法人日本刀文化振興協会
公益財団法人江戸系あやつり人形結城座	平成 21 年 12 月 18 日	一般財団法人江戸系あやつり人形結城座
公益社団法人Civic Force	平成 21 年 12 月 25 日	一般社団法人Civic Force
公益財団法人JR西日本あんしん社会財団	平成 22 年 1 月 6 日	一般財団法人JR西日本あんしん社会財団
公益社団法人日本交通政策研究会	平成 22 年 2 月 1 日	一般社団法人日本交通政策研究会
公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金	平成 22 年 2 月 24 日	一般財団法人住友電工グループ社会貢献基金
公益社団法人危機管理協会	平成 22 年 3 月 10 日	一般社団法人危機管理協会
公益社団法人自転車道路交通法研究会	平成 22 年 3 月 10 日	一般社団法人自転車道路交通法研究会
公益財団法人キワニス日本財団	平成 22 年 3 月 19 日	一般財団法人キワニス日本財団
公益財団法人日本補助犬協会	平成 22 年 3 月 30 日	一般財団法人日本補助犬協会
公益財団法人国際口腔医療財団	平成 22 年 4 月 1 日	一般財団法人国際口腔医療財団
公益社団法人こんぴら賢人記念館	平成 22 年 4 月 1 日	一般社団法人こんぴら賢人記念館
公益社団法人セカンドハンド	平成 22 年 4 月 1 日	一般社団法人セカンドハンド
公益社団法人日本認知症グループホーム協会	平成 22 年 4 月 1 日	一般社団法人日本認知症グループホーム協会
公益社団法人日本文化財保護協会	平成 22 年 4 月 1 日	一般社団法人日本文化財保護協会
公益財団法人日本ヒューマン・ライツ・ウォッチ協会	平成 22 年 4 月 28 日	一般財団法人日本ヒューマン・ライツ・ウォッチ協会
公益財団法人CIESF	平成 22 年 5 月 20 日	一般財団法人カンボジア国際教育支援基金
公益財団法人タカタ財団	平成 22 年 5 月 25 日	一般財団法人タカタ財団
公益財団法人人・インフラ・テクノロジー	平成 22 年 5 月 25 日	一般財団法人人・インフラ・テクノロジー
公益財団法人芳泉文化財団	平成 22 年 5 月 31 日	一般財団法人芳泉文化財団

公益社団法人日本看護科学学会	平成 22 年 5 月 31 日	一般社団法人日本看護科学学会
公益財団法人運転代行振興機構	平成 22 年 6 月 10 日	一般財団法人運転代行振興機構
公益財団法人日本ライフ協会	平成 22 年 6 月 22 日	一般財団法人日本ライフ協会
公益社団法人薬剤師認定制度認証機構	平成 22 年 6 月 24 日	一般社団法人薬剤師認定制度認証機構
公益財団法人千賀法曹育英会	平成 22 年 7 月 15 日	一般財団法人千賀法曹育英会
公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本	平成 22 年 7 月 23 日	一般社団法人ジュニア・アチーブメント日本
公益社団法人日本地下水学会	平成 22 年 7 月 30 日	一般社団法人日本地下水学会
公益社団法人人権啓発センター	平成 22 年 8 月 11 日	一般社団法人人権啓発センター
公益社団法人学び力育成協会	平成 22 年 10 月 1 日	一般社団法人学び力育成協会
公益社団法人全国助産師教育協議会	平成 22 年 10 月 1 日	一般社団法人全国助産師教育協議会
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム	平成 22 年 10 月 1 日	一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
公益財団法人国際人材育成機関	平成 22 年 11 月 1 日	一般財団法人国際人材育成機関
公益社団法人Knots	平成 22 年 11 月 12 日	一般社団法人Knots

【都道府県】

○移行認定

法人名	行政庁	処分日	登記日	旧法人名
公益財団法人札幌交響楽団	北海道	平成 21 年 9 月 25 日	平成 21 年 10 月 1 日	財団法人札幌交響楽団
公益財団法人コープさっぽろ社会福祉基金	北海道	平成 21 年 10 月 16 日	平成 21 年 11 月 2 日	財団法人コープさっぽろ社会福祉基金
公益財団法人北海道盲導犬協会	北海道	平成 21 年 10 月 19 日	平成 21 年 11 月 2 日	財団法人北海道盲導犬協会
公益財団法人秋山記念生命科学振興財団	北海道	平成 21 年 11 月 20 日	平成 21 年 12 月 1 日	財団法人秋山記念生命科学振興財団
公益財団法人山口正栄記念奨学財団	北海道	平成 22 年 1 月 4 日	平成 22 年 1 月 6 日	財団法人山口正栄記念奨学財団
公益財団法人三浦綾子記念文化財団	北海道	平成 22 年 1 月 25 日	平成 22 年 2 月 1 日	財団法人三浦綾子記念文化財団

公益財団法人伊藤医薬学術交流財団	北海道	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人伊藤医薬学術交流財団
公益社団法人北海道森と緑の会	北海道	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	社団法人北海道森と緑の会
公益財団法人太陽北海道地域づくり財団	北海道	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人太陽北海道地域づくり財団
公益財団法人寿原記念財団	北海道	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人寿原記念財団
公益財団法人北海道自然体験学習財団	北海道	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人北海道自然体験学習振興財団
公益財団法人大友福祉振興財団	北海道	平成22年 5月19日	平成22年 6月1日	財団法人大友福祉振興財団
公益財団法人廣西交通遺児育英基金	北海道	平成22年 8月23日	平成22年 9月1日	財団法人廣西交通遺児育英基金
公益社団法人北海道理学療法士会	北海道	平成22年 10月19日	平成22年 11月1日	社団法人北海道理学療法士会
公益社団法人北海道臨床工学技士会	北海道	平成22年 10月28日	平成22年 11月1日	社団法人北海道臨床工学技士会
公益財団法人空知しんきん産業文化振興基金	北海道	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人空知しんきん産業文化振興基金
公益財団法人北海道脳神経疾患研究所	北海道	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人北海道脳神経疾患研究所
公益財団法人釧新教育芸術振興基金	北海道	平成22年 11月26日	平成22年 12月1日	財団法人釧新教育芸術振興基金
公益社団法人青森県栽培漁業振興協会	青森県	平成22年 7月20日	平成22年 8月2日	社団法人青森県栽培漁業振興協会
公益財団法人みちのく北方漁船博物館財団	青森県	平成22年 8月31日	平成22年 9月7日	財団法人みちのく北方漁船博物館財団
公益社団法人青森青年会議所	青森県	平成22年 8月31日	平成22年 9月1日	社団法人青森青年会議所
公益社団法人あおもり被害者支援センター	青森県	平成22年 10月8日	平成22年 10月20日	社団法人あおもり被害者支援センター
公益財団法人青森県暴力追放県民センター	青森県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人暴力追放青森県民会議
公益社団法人青森県老人保健施設協会	青森県	平成22年 11月29日	平成22年 12月1日	社団法人青森県老人保健施設協会
公益財団法人岩手労働基準協会	岩手県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人岩手労働基準協会
公益社団法人宮城県生活環境事業協会	宮城県	平成21年 12月28日	平成22年 1月4日	社団法人宮城県生活環境事業協会
公益財団法人慶長遣欧使節船協会	宮城県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人慶長遣欧使節船協会
公益財団法人七十七ビジネス振興財団	宮城県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人七十七ビジネス振興財団
公益社団法人仙台青年会議所	宮城県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人仙台青年会議所

公益財団法人一迫記念READ血液アカデミー	宮城県	平成22年 7月23日	平成22年 7月28日	財団法人一迫記念READ血液アカデミー	
公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団	宮城県	平成22年 8月30日	平成22年 9月1日	財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団	
財団法人宮城県暴力団追放推進センター	宮城県	平成22年 11月1日	平成22年 11月11日	財団法人宮城県暴力団追放推進センター	
公益財団法人山形オリエンタルモーター奨学財団	山形県	平成21年 7月28日	平成21年 8月4日	財団法人山形倉石育英会	*
公益財団法人福島県学術教育振興財団	福島県	平成22年 3月29日	平成22年 4月1日	財団法人福島県学術教育振興財団	
公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構	福島県	平成22年 6月3日	平成22年 6月10日	財団法人郡山地域テクノポリス推進機構	
公益財団法人福島県産業振興センター	福島県	平成22年 7月1日	平成22年 7月1日	財団法人福島県産業振興センター	
公益財団法人福島市スポーツ振興公社	福島県	平成22年 9月21日	平成22年 10月1日	財団法人福島市スポーツ振興公社	
公益社団法人かしま青年会議所	茨城県	平成21年 10月5日	平成21年 10月13日	社団法人かしま青年会議所	
公益財団法人広沢育英会	茨城県	平成22年 3月31日	平成22年 4月14日	財団法人広沢育英会	
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県	平成21年 6月26日	平成21年 6月29日	財団法人飯塚毅育英会	
公益財団法人栃木県暴力追放県民センター	栃木県	平成22年 9月24日	平成22年 10月1日	財団法人栃木県暴力追放県民センター	
公益社団法人被害者支援センターとちぎ	栃木県	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	社団法人被害者支援センターとちぎ	
公益財団法人群馬県児童健全育成事業団	群馬県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人群馬県児童健全育成事業団	
公益財団法人青雲塾	群馬県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人青雲塾	
公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター	群馬県	平成22年 8月25日	平成22年 9月1日	財団法人群馬県暴力追放県民会議	
公益財団法人群馬県市町村振興協会	群馬県	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	財団法人群馬県市町村振興協会	
公益財団法人埼玉県溶接技能協会	埼玉県	平成22年 1月20日	平成22年 2月1日	財団法人埼玉県溶接技能協会	
公益財団法人川口総合文化センター	埼玉県	平成22年 8月24日	平成22年 9月1日	財団法人川口総合文化センター	
公益社団法人埼玉県危険物安全協会連合会	埼玉県	平成22年 9月1日	平成22年 9月1日	社団法人埼玉県危険物安全協会連合会	
公益社団法人埼玉県緑化推進委員会	埼玉県	平成22年 9月27日	平成22年 10月1日	社団法人埼玉県緑化推進委員会	
公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団	千葉県	平成21年 3月30日	平成21年 4月10日	財団法人倉石育英会	*
公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金	千葉県	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人ひまわりベンチャー育成基金	

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議	千葉県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人千葉県暴力団追放県民会議
公益財団法人紙の博物館	東京都	平成21年 3月25日	平成21年 4月1日	財団法人紙の博物館
公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター	東京都	平成21年 3月25日	平成21年 4月1日	財団法人足立区勤労福祉サービスセンター
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	東京都	平成21年 6月18日	平成21年 7月1日	社団法人東京都障害者スポーツ協会
公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社	東京都	平成21年 6月22日	平成21年 7月1日	社団法人渋谷区勤労者福祉振興公社
公益財団法人東京防災指導協会	東京都	平成21年 6月25日	平成21年 7月1日	財団法人東京防災指導協会
公益財団法人東京救急協会	東京都	平成21年 9月24日	平成21年 10月1日	財団法人東京救急協会
公益財団法人足立区生涯学習振興公社	東京都	平成21年 9月29日	平成21年 10月1日	財団法人足立区生涯学習振興公社
公益財団法人オーディオテクニカ奨学会	東京都	平成21年 10月20日	平成21年 10月26日	財団法人オーディオテクニカ奨学会
公益財団法人第五福竜丸平和協会	東京都	平成21年 10月21日	平成21年 11月2日	財団法人第五福竜丸平和協会
公益財団法人静嘉堂	東京都	平成21年 11月26日	平成21年 12月1日	財団法人静嘉堂
公益財団法人新聞通信調査会	東京都	平成21年 12月22日	平成21年 12月24日	財団法人新聞通信調査会
公益財団法人岩手県学生援護会	東京都	平成21年 12月25日	平成22年 1月4日	財団法人岩手県学生援護会
公益財団法人アジア留学生奨学財団	東京都	平成22年 3月18日	平成22年 4月1日	財団法人アジア留学生奨学財団
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人江東区健康スポーツ公社
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人江東区地域振興会
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
公益財団法人新宿未来創造財団	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人新宿区生涯学習財団
公益財団法人多摩市文化振興財団	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人多摩市文化振興財団
公益財団法人大田区文化振興協会	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人大田区文化振興協会
公益財団法人諏訪郷友会	東京都	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人諏訪郷友会
公益財団法人東京都区市町村振興協会	東京都	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人東京都区市町村振興協会
公益財団法人東京都歴史文化財団	東京都	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人東京都歴史文化財団

公益財団法人特別区協議会	東京都	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人特別区協議会
公益財団法人東京都農林水産振興財団	東京都	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人東京都農林水産振興財団
公益財団法人東京動物園協会	東京都	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人東京動物園協会
公益社団法人練馬区体育協会	東京都	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人練馬区体育協会
公益財団法人東京都公園協会	東京都	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人東京都公園協会
公益財団法人斯文会	東京都	平成22年 5月28日	平成22年 6月1日	財団法人斯文会
公益財団法人渋谷区美術振興財団	東京都	平成22年 6月24日	平成22年 7月1日	財団法人渋谷区美術振興財団
公益社団法人三鷹市シルバー人材センター	東京都	平成22年 6月24日	平成22年 7月1日	社団法人三鷹市シルバー人材センター
公益社団法人東京都豊島区歯科医師会	東京都	平成22年 6月24日	平成22年 7月1日	社団法人東京都豊島区歯科医師会
公益財団法人大島育英会	東京都	平成22年 6月25日	平成22年 7月1日	財団法人大島育英会
公益財団法人武生郷友会	東京都	平成22年 8月23日	平成22年 9月1日	財団法人武生郷友会
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	東京都	平成22年 8月27日	平成22年 9月1日	財団法人暴力団追放運動推進都民センター
公益社団法人被害者支援都民センター	東京都	平成22年 8月27日	平成22年 9月1日	社団法人被害者支援都民センター
公益財団法人朝日生命成人病研究所	東京都	平成22年 9月28日	平成22年 10月1日	財団法人朝日生命成人病研究所
公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会	東京都	平成22年 9月29日	平成22年 10月1日	社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会
公益財団法人東京連合防火協会	東京都	平成22年 10月21日	平成22年 11月1日	財団法人東京連合防火協会
公益社団法人調布市医師会	東京都	平成22年 10月21日	平成22年 11月1日	社団法人調布市医師会
公益財団法人富山県学生寮	東京都	平成22年 10月26日	平成22年 11月1日	財団法人富山県学生寮
公益社団法人武蔵府中青色申告会	東京都	平成22年 11月8日	平成22年 11月15日	社団法人武蔵府中青色申告会
公益財団法人高砂協会	東京都	平成22年 11月22日	平成22年 12月1日	財団法人高砂協会
公益財団法人古代オリエント博物館	東京都	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	財団法人古代オリエント博物館
公益社団法人大森法人会	東京都	平成22年 11月26日	平成22年 12月1日	社団法人大森法人会
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	神奈川県	平成21年 6月19日	平成21年 7月1日	財団法人横浜市芸術文化振興財団

公益財団法人中尾奨学財団	神奈川県	平成21年 8月20日	平成21年 9月1日	財団法人中尾奨学財団
公益社団法人厚木青年会議所	神奈川県	平成21年 11月6日	平成21年 11月10日	社団法人厚木青年会議所
公益社団法人商連かながわ	神奈川県	平成22年 2月3日	平成22年 2月9日	社団法人神奈川県商店街連合 会
公益財団法人かながわ健康財団	神奈川県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人かながわ健康財団
公益財団法人起業家支援財団	神奈川県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人起業家支援財団
公益財団法人神奈川芸術文化財団	神奈川県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人神奈川芸術文化財団
公益社団法人鎌倉青年会議所	神奈川県	平成22年 4月12日	平成22年 4月21日	社団法人鎌倉青年会議所
公益財団法人かわさき市民活動セ ンター	神奈川県	平成22年 6月18日	平成22年 7月1日	財団法人かわさき市民活動セ ンター
公益財団法人神奈川難病研究財団	神奈川県	平成22年 8月2日	平成22年 8月10日	財団法人神奈川難病財団
公益財団法人高村育英会	神奈川県	平成22年 8月17日	平成22年 8月26日	財団法人高村育英会
公益財団法人横浜市国際交流協会	神奈川県	平成22年 10月19日	平成22年 11月1日	財団法人横浜市国際交流協会
公益財団法人神奈川県労働福祉協 会	神奈川県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人神奈川県労働福祉協 会
公益財団法人横須賀三浦教育会館	神奈川県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	財団法人横須賀三浦教育会館
公益財団法人こしじ水と緑の会	新潟県	平成22年 1月6日	平成22年 1月12日	財団法人こしじ水と緑の会
公益財団法人ユニオンツール育英 奨学会	新潟県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人ユニオンツール育英 奨学会
公益社団法人新潟県獣医師会	新潟県	平成22年 3月30日	平成22年 4月1日	社団法人新潟県獣医師会
公益財団法人新潟県暴力追放運動 推進センター	新潟県	平成22年 6月25日	平成22年 7月1日	財団法人新潟県暴力追放運動 推進センター
公益社団法人新潟県畜産協会	新潟県	平成22年 9月24日	平成22年 10月1日	社団法人新潟県畜産協会
公益財団法人新潟県健康づくり財 団	新潟県	平成22年 11月22日	平成22年 12月1日	財団法人新潟県成人病予防協 会
公益財団法人富山県アイバンク	富山県	平成21年 10月23日	平成21年 11月2日	財団法人富山県アイバンク
公益社団法人富山県計量協会	富山県	平成21年 10月23日	平成21年 10月27日	社団法人富山県計量協会
公益財団法人富山県移植推進財団	富山県	平成22年 3月30日	平成22年 4月1日	財団法人富山県腎臓バンク
公益財団法人富山第一銀行奨学財 団	富山県	平成22年 9月22日	平成22年 10月1日	財団法人富山第一銀行奨学財 団

公益財団法人ヤギメセナファンデーション	石川県	平成21年 12月10日	平成21年 12月22日	財団法人ヤギメセナファンデーション
公益社団法人石川県手をつなぐ育成会	石川県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人石川県手をつなぐ育成会
公益社団法人石川県植物防疫協会	石川県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人石川県植物防疫協会
公益財団法人石川県アイバンク	石川県	平成22年 8月2日	平成22年 8月4日	財団法人石川県アイバンク
公益財団法人いしかわ緑のまち基金	石川県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人いしかわ緑のまち基金
公益社団法人石川県理学療法士会	石川県	平成22年 11月18日	平成22年 12月1日	社団法人石川県理学療法士会
公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター	石川県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	財団法人暴力追放石川県民会議
公益財団法人嶺南医療振興財団	福井県	平成21年 7月24日	平成22年 8月4日	財団法人嶺南医療振興財団
公益財団法人福井県暴力追放センター	福井県	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人福井県暴力追放センター
公益社団法人武生青年会議所	福井県	平成22年 3月29日	平成22年 4月2日	社団法人武生青年会議所
公益財団法人身延山病院	山梨県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人身延山病院
公益財団法人山梨みどり奨学会	山梨県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人山梨みどり奨学会
公益財団法人山日YBS厚生文化事業団	山梨県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人山梨日日新聞厚生文化事業団
公益財団法人住吉偕成会	山梨県	平成22年 5月25日	平成22年 6月1日	財団法人住吉病院
公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センター	山梨県	平成22年 10月25日	平成22年 11月1日	財団法人山梨県暴力追放県民会議
公益財団法人H I O K I 奨学・緑化基金	長野県	平成22年 2月23日	平成22年 3月1日	財団法人H I O K I 奨学・緑化基金
公益財団法人信毎文化事業財団	長野県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人信毎文化事業財団
公益財団法人信州医学振興会	長野県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人信州医学振興会
公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会	長野県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会
公益財団法人十六地域振興財団	岐阜県	平成21年 3月25日	平成21年 4月1日	財団法人十六地域振興財団
公益財団法人みらい芸術・文化基金	岐阜県	平成21年 12月28日	平成22年 1月4日	財団法人みらい芸術・文化基金
公益財団法人加藤記念奨学会	岐阜県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人加藤記念奨学会
(不認定)	岐阜県	平成22年 6月1日	—	社団法人多治見青年会議所

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター	岐阜県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人岐阜県暴力追放推進センター
公益財団法人せきしん地域振興協力基金	岐阜県	平成22年 10月26日	平成22年 11月1日	財団法人せきしん地域振興協力基金
公益財団法人小川科学技術財団	岐阜県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人小川科学技術財団
公益財団法人静岡県腎臓バンク	静岡県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人静岡県腎臓バンク
公益社団法人浜松青年会議所	静岡県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	社団法人浜松青年会議所
公益財団法人柿田川みどりのトラスト	静岡県	平成22年 10月21日	平成22年 11月1日	財団法人柿田川みどりのトラスト
公益財団法人浜松国際交流協会	静岡県	平成22年 11月18日	平成22年 12月1日	財団法人浜松国際交流協会
公益財団法人静岡県漁業振興基金	静岡県	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	財団法人静岡県漁業振興基金
公益社団法人名古屋青年会議所	愛知県	平成21年 12月18日	平成21年 12月21日	社団法人名古屋青年会議所
公益財団法人豊田都市交通研究所	愛知県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人豊田都市交通研究所
公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	愛知県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
公益財団法人堀科学芸術振興財団	愛知県	平成22年 8月25日	平成22年 9月1日	財団法人堀情報科学振興財団
公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	三重県	平成21年 10月28日	平成21年 11月2日	社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター
公益財団法人石水博物館	三重県	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人石水会館
公益社団法人三重県獣医師会	三重県	平成22年 9月21日	平成22年 10月1日	社団法人三重県獣医師会
公益財団法人ハン六文化振興財団	滋賀県	平成21年 11月19日	平成21年 11月24日	財団法人ハン六文化振興財団
公益財団法人五峰興風会	滋賀県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人五峰興風会
公益財団法人佐川美術館	滋賀県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人佐川美術館
公益社団法人滋賀県環境保全協会	滋賀県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人滋賀県環境保全協会
公益社団法人滋賀県人権教育研究会	滋賀県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人滋賀県人権教育研究会
公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会	滋賀県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
公益財団法人近江八幡ロータリー奨学会	滋賀県	平成22年 6月18日	平成22年 7月1日	財団法人近江八幡ロータリー奨学会
公益財団法人西川文化財団	滋賀県	平成22年 8月20日	平成22年 9月1日	財団法人西川文化財団

公益財団法人秀明文化財団	滋賀県	平成22年 10月26日	平成22年 11月1日	財団法人秀明文化財団
公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター	滋賀県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	財団法人滋賀県暴力団追放推進センター
公益社団法人京都モデルフォレスト協会	京都府	平成21年 10月26日	平成21年 11月2日	社団法人京都モデルフォレスト協会
公益財団法人藤井斉成会	京都府	平成21年 12月16日	平成21年 12月22日	財団法人藤井斉成会
公益社団法人京都市児童館学童連盟	京都府	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人京都市児童館学童連盟
公益財団法人賞誉会	京都府	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人賞誉会
公益財団法人京都市障害者スポーツ協会	京都府	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人京都市障害者スポーツ協会
公益財団法人京都市生涯学習振興財団	京都府	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人京都市生涯学習振興財団
公益財団法人木津川市公園都市緑化協会	京都府	平成22年 5月19日	平成22年 6月1日	財団法人木津町公園都市緑化協会
公益財団法人松下社会科学振興財団	京都府	平成22年 9月22日	平成22年 10月7日	財団法人松下社会科学振興財団
公益財団法人宇治市公園公社	京都府	平成22年 9月27日	平成22年 10月1日	財団法人宇治市公園公社
公益財団法人月鉾保存会	京都府	平成22年 10月7日	平成22年 10月12日	財団法人月鉾保存会
公益財団法人長刀鉾保存会	京都府	平成22年 10月21日	平成22年 11月1日	財団法人長刀鉾保存会
公益社団法人吹田青年会議所	大阪府	平成21年 7月6日	平成21年 7月10日	社団法人吹田青年会議所
公益財団法人小野奨学会	大阪府	平成22年 1月27日	平成22年 2月1日	財団法人小野奨学会
公益財団法人西村奨学財団	大阪府	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人西村留學生奨学財団
公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団	大阪府	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人豊中市スポーツ振興事業団
公益社団法人臨床心臓病学教育研究会	大阪府	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	社団法人臨床心臓病教育研究会
公益社団法人大阪市獣医師会	大阪府	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	社団法人大阪市獣医師会
公益財団法人大阪腎臓バンク	大阪府	平成22年 3月29日	平成22年 4月1日	財団法人大阪腎臓バンク
公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団	大阪府	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日	財団法人千里ライフサイエンス振興財団
公益財団法人枚方体育協会	大阪府	平成22年 6月22日	平成22年 7月1日	財団法人枚方体育協会
公益財団法人大阪府暴力団追放センター	大阪府	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	財団法人大阪府暴力団追放推進センター

公益財団法人兵庫県青少年本部	兵庫県	平成21年 3月25日	平成21年 4月 1日	財団法人兵庫県青少年本部
公益財団法人ひょうご産業活性化センター	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人ひょうご産業活性化センター
公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構
公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人ひょうご豊かな海づくり協会
公益財団法人阪神北広域救急医療財団	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人阪神北広域救急医療財団
公益財団法人白鶴美術館	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人白鶴美術館
公益財団法人福嶋育英会	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人福嶋育英会
公益財団法人兵庫県国際交流協会	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人兵庫県国際交流協会
公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月 1日	財団法人兵庫県住宅再建共済基金
公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金	兵庫県	平成22年 3月31日	平成22年 4月 1日	財団法人阪神・淡路大震災復興基金
公益財団法人山村育英会	兵庫県	平成22年 6月 3日	平成22年 6月 8日	財団法人山村育英会
公益財団法人伊丹市文化振興財団	兵庫県	平成22年 6月22日	平成22年 7月 1日	財団法人伊丹市文化振興財団
公益財団法人三木記念会	兵庫県	平成22年 6月22日	平成22年 7月 1日	財団法人三木記念会
公益財団法人渋谷教育振興財団	兵庫県	平成22年 10月6日	平成22年 10月7日	財団法人渋谷教育振興財団
公益財団法人玄武洞ミュージアム	兵庫県	平成22年 10月12日	平成22年 10月15日	財団法人玄武洞ミュージアム
公益財団法人プラザ・コム	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人プラザ・コム
公益財団法人香雪美術館	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人香雪美術館
公益財団法人川西市体育・スポーツ振興事業団	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人川西市文化財団
公益財団法人川西市文化財団	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人川西市体育・スポーツ振興事業団
公益財団法人中山視覚障害者福祉財団	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人中山視覚障害者福祉財団
公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人暴力団追放兵庫県民センター
公益財団法人喜多美術館	奈良県	平成22年 11月25日	平成22年 12月6日	財団法人喜多美術館
公益財団法人天神崎の自然を大切にする会	和歌山県	平成22年 3月5日	平成22年 3月16日	財団法人天神崎の自然を大切にする会

公益財団法人和歌山県緑化推進会	和歌山県	平成22年 3月5日	平成22年 3月9日	財団法人和歌山県緑化推進会
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	和歌山県	平成22年 9月21日	平成22年 10月1日	財団法人和歌山県暴力追放県民センター
公益財団法人邑智郡広域振興財団	島根県	平成22年 8月10日	平成22年 8月12日	財団法人邑智郡広域振興財団
公益社団法人笠岡愛の善意銀行	岡山県	平成22年 10月18日	平成22年 11月1日	社団法人笠岡愛の善意銀行
財団法人岡山県暴力追放運動推進センター	岡山県	平成22年 11月22日	平成22年 12月1日	財団法人岡山県暴力追放運動推進センター
公益財団法人ひろしま文化振興財団	広島県	平成21年 3月25日	平成21年 4月1日	財団法人ひろしま文化振興財団
公益財団法人高木俊介パン科学技術振興財団	広島県	平成21年 12月24日	平成21年 12月25日	財団法人高木俊介パン科学技術振興財団
公益財団法人広島平和ライオンズクラブ福祉事業団	広島県	平成22年 3月8日	平成22年 3月15日	財団法人広島平和ライオンズクラブ福祉事業団
公益社団法人広島県放射線技師会	広島県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人広島県放射線技師会
公益社団法人広島県被害者支援センター	広島県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人広島県被害者支援センター
公益財団法人ひろしま美術館	広島県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人ひろしま美術館
公益財団法人ひろしま産業振興機構	広島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人ひろしま産業振興機構
公益財団法人広島県教育振興会	広島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人広島県教育振興会
公益財団法人呉海軍墓地顕彰保存会	広島県	平成22年 8月23日	平成22年 8月24日	財団法人呉海軍墓地顕彰保存会
公益財団法人小松育英会	広島県	平成22年 10月26日	平成22年 11月1日	財団法人小松育英会
公益財団法人ひろしん文化財団	広島県	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	財団法人ひろしん文化財団
公益財団法人徳島新聞社会文化事業団	徳島県	平成22年 1月20日	平成22年 2月1日	財団法人徳島新聞社会文化事業団
公益財団法人徳島経済研究所	徳島県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人徳島経済研究所
公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター	徳島県	平成22年 3月30日	平成22年 4月1日	財団法人徳島県埋蔵文化財センター
公益社団法人徳島地方自治研究所	徳島県	平成22年 6月29日	平成22年 7月1日	社団法人徳島地方自治研究所
公益財団法人瀬戸内海放送環境美化振興財団	香川県	平成22年 1月29日	平成22年 2月10日	財団法人瀬戸内海放送環境美化振興財団
公益財団法人丸亀市福祉事業団	香川県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人丸亀市福祉事業団
公益財団法人倉岡奨学会	香川県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人倉岡奨学会

公益財団法人中條文化振興財団	香川県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	財団法人中條文化振興財団
公益財団法人中津万象園保勝会	香川県	平成22年 8月5日	平成22年 9月1日	財団法人中津万象園保勝会
公益財団法人松平公益会	香川県	平成22年 9月1日	平成22年 9月1日	財団法人松平公益会
公益財団法人香川県暴力追放運動 推進センター	香川県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	財団法人香川県暴力追放運動 推進センター
公益社団法人坂出青年会議所	香川県	平成22年 11月25日	平成22年 11月25日	社団法人坂出青年会議所
公益財団法人三浦教育振興財団	愛媛県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人三浦教育振興財団
公益財団法人常盤同郷会	愛媛県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	財団法人常盤同郷会
公益財団法人愛媛県動物園協会	愛媛県	平成22年 5月26日	平成22年 6月1日	財団法人愛媛県動物園協会
公益財団法人愛媛銀行ふるさと振 興基金	愛媛県	平成22年 9月3日	平成22年 9月17日	財団法人愛媛銀行ふるさと振 興基金
公益財団法人愛媛県暴力追放推進 センター	愛媛県	平成22年 11月26日	平成22年 12月1日	財団法人愛媛県暴力追放推進 センター
公益社団法人高知県森と緑の会	高知県	平成21年 7月21日	平成21年 7月31日	社団法人高知県森と緑の会
公益財団法人高知県国際交流協会	高知県	平成22年 9月28日	平成22年 9月28日	財団法人高知県国際交流協会
公益財団法人暴力追放高知県民セ ンター	高知県	平成22年 11月25日	平成22年 12月1日	財団法人暴力追放高知県民セ ンター
公益財団法人渡邊育英会	福岡県	平成21年 10月7日	平成21年 10月16日	財団法人渡邊育英会
公益財団法人吉本章治奨学会	福岡県	平成21年 12月3日	平成22年 1月14日	財団法人吉本章治奨学会
公益財団法人北九州活性化協議会	福岡県	平成22年 2月23日	平成22年 3月1日	財団法人北九州活性化協議会
公益財団法人福岡国際育英会	福岡県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人福岡国際育英会
公益社団法人福岡県ビルメンテナ ンス協会	福岡県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人福岡県ビルメンテナ ンス協会
公益財団法人吉田学術教育振興会	福岡県	平成22年 5月11日	平成22年 5月18日	財団法人吉田学術教育振興会
公益財団法人九州盲導犬協会	福岡県	平成22年 5月17日	平成22年 5月17日	財団法人九州盲導犬協会
公益財団法人増田美術・武道振興 協会	福岡県	平成22年 5月31日	平成22年 6月15日	財団法人増田美術・武道振興 協会
公益財団法人二又教育文化振興奨 学会	福岡県	平成22年 8月2日	平成22年 8月17日	財団法人二又教育文化振興奨 学会
公益財団法人出光佐三記念美術館	福岡県	平成22年 10月19日	平成22年 11月1日	財団法人出光佐三記念美術館

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会	福岡県	平成22年 11月18日	平成22年 12月1日	財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会
公益社団法人佐賀県社会福祉士会	佐賀県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人佐賀県社会福祉士会
公益財団法人中富記念財団	佐賀県	平成22年 3月29日	平成22年 4月1日	財団法人中富記念財団
公益財団法人長崎ミュージアム振興財団	長崎県	平成22年 5月24日	平成22年 6月1日	財団法人長崎ミュージアム振興財団
公益財団法人佐世保地域文化事業財団	長崎県	平成22年 8月23日	平成22年 9月1日	財団法人佐世保地域文化事業財団
公益社団法人熊本県浄化槽協会	熊本県	平成21年 9月24日	平成21年 10月1日	社団法人熊本県浄化槽協会
公益社団法人くまもと被害者支援センター	熊本県	平成21年 11月25日	平成21年 12月1日	社団法人熊本犯罪被害者支援センター
公益財団法人肥後医育振興会	熊本県	平成21年 12月21日	平成22年 1月4日	財団法人肥後医育振興会
公益財団法人再春館一本の木財団	熊本県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人再春館一本の木財団
公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金	熊本県	平成22年 10月25日	平成22年 11月1日	財団法人肥後の水とみどりの愛護基金
公益財団法人大分県地域成人病検診協会	大分県	平成21年 5月20日	平成21年 6月1日	財団法人大分県地域成人病検診協会
公益財団法人人材育成ゆふいん財団	大分県	平成21年 10月27日	平成21年 11月4日	財団法人人材育成ゆふいん財団
公益社団法人大分被害者支援センター	大分県	平成22年 3月29日	平成22年 4月1日	社団法人大分被害者支援センター
公益財団法人暴力追放大分県民会議	大分県	平成22年 11月29日	平成22年 12月1日	財団法人暴力追放大分県民会議
公益社団法人みやざき被害者支援センター	宮崎県	平成22年 11月29日	平成22年 12月1日	社団法人宮崎犯罪被害者支援センター
公益財団法人昭代会	鹿児島県	平成21年 12月18日	平成21年 12月28日	財団法人昭代会
公益財団法人鹿児島県環境検査センター	鹿児島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人鹿児島県環境検査センター
公益社団法人鹿児島県理学療法士協会	鹿児島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人鹿児島県理学療法士協会
公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会	鹿児島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会
公益社団法人南九州市農業公社	鹿児島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人川辺町農業公社
公益社団法人日置市農業公社	鹿児島県	平成22年 6月23日	平成22年 7月7日	社団法人日置市農業公社
公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会	鹿児島県	平成22年 9月22日	平成22年 10月1日	財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会
公益社団法人鹿児島県共済会	鹿児島県	平成22年 9月29日	平成22年 10月1日	社団法人鹿児島県共済会

公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター	沖縄県	平成21年 11月25日	平成21年 11月26日	社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	沖縄県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	財団法人暴力団追放沖縄県民会議

*：現在は、公益財団法人オリエントルモーター奨学財団（合併し、行政庁を内閣府に変更）

（平成22年3月10日変更認定、同年4月1日合併登記）

○移行認可

法人名	行政庁	処分日	登記日	旧法人名
一般財団法人士別市体育協会	北海道	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人士別市体育協会
一般財団法人旭川生活文化産業振興協会	北海道	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人旭川生活文化産業振興協会
一般財団法人食と健康財団	北海道	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人北海道食と健康財団
一般財団法人札幌アイスホッケー連盟	北海道	平成22年 5月25日	平成22年 6月1日	財団法人札幌アイスホッケー連盟
一般財団法人北海道剣道連盟	北海道	平成22年 7月21日	平成22年 8月11日	財団法人北海道剣道連盟
一般社団法人北海道測量設計業協会	北海道	平成22年 8月26日	平成22年 9月1日	社団法人北海道測量設計業協会
一般社団法人札幌建設業協会	北海道	平成22年 9月17日	平成22年 10月1日	社団法人札幌建設業協会
一般財団法人開陽丸青少年センター	北海道	平成22年 9月21日	平成22年 10月1日	財団法人開陽丸青少年センター
一般財団法人旭仁会	北海道	平成22年 9月24日	平成22年 10月1日	財団法人旭仁会
一般社団法人北海道放射線技師会	北海道	平成22年 10月19日	平成22年 11月1日	社団法人北海道放射線技師会
一般財団法人北海道北方博物館交流協会	北海道	平成22年 11月22日	平成22年 12月1日	財団法人北海道北方博物館交流協会
一般財団法人中村由太郎記念会	青森県	平成21年 9月7日	平成21年 9月17日	財団法人中村由太郎教育振興財団
一般財団法人藤田尚徳会	青森県	平成22年 5月19日	平成22年 6月1日	財団法人藤田尚徳会
一般社団法人青森県工業会	青森県	平成22年 11月29日	平成22年 12月1日	社団法人青森県工業会
一般社団法人岩手県歯科衛生士会	岩手県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	社団法人岩手県歯科衛生士会
一般財団法人民族芸術研究所	秋田県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人民族芸術研究所
一般社団法人秋田県機械金属工業会	秋田県	平成22年 9月21日	平成22年 10月1日	社団法人秋田県機械金属工業会

一般社団法人山形県蚕糸業会	山形県	平成21年 10月27日	平成21年 11月2日	社団法人山形県蚕糸業会
一般財団法人地域協同社会研究センター	山形県	平成21年 10月29日	平成21年 11月6日	財団法人地域協同社会研究センター
一般社団法人山形県銀行協会	山形県	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	社団法人山形県銀行協会
一般財団法人山形県理化学分析センター	山形県	平成22年 6月9日	平成22年 6月28日	財団法人山形県理化学分析センター
一般社団法人山形県労働基準協会連合会	山形県	平成22年 9月21日	平成22年 10月1日	社団法人山形県労働基準協会連合会
一般財団法人福島県警察互助会	福島県	平成21年 3月27日	平成21年 4月1日	財団法人福島県警察互助会
一般財団法人二本松信金育英会	福島県	平成21年 11月19日	平成21年 12月1日	財団法人二本松信金育英会
一般社団法人福島県警友会	福島県	平成22年 3月30日	平成22年 4月1日	社団法人福島県警友会
一般社団法人茨城県観光物産協会	茨城県	平成22年 4月15日	平成22年 4月22日	社団法人茨城県観光物産協会
一般財団法人アジア農村交流協会	栃木県	平成22年 9月24日	平成22年 10月1日	財団法人アジア農村交流協会
一般財団法人群馬経済研究所	群馬県	平成22年 1月20日	平成22年 2月1日	財団法人群馬経済研究所
一般財団法人群馬県教育振興会	群馬県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人群馬県教育振興会
一般財団法人高崎経済大学後援会	群馬県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	財団法人高崎経済大学後援会
一般財団法人同仁会	千葉県	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人同仁会
一般社団法人京葉食品コンビナート協議会	千葉県	平成22年 11月1日	平成22年 11月5日	社団法人京葉食品コンビナート協議会
一般社団法人東京都農住都市支援センター	東京都	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	社団法人東京都農住開発協会
一般財団法人東京スポーツ新聞格技振興財団	東京都	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	財団法人東京スポーツ新聞格技振興財団
一般社団法人東京都ボート協会	東京都	平成22年 4月26日	平成22年 5月6日	社団法人東京都ボート協会
一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター	東京都	平成22年 6月25日	平成22年 7月1日	財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
一般財団法人不二学道会	東京都	平成22年 6月30日	平成22年 7月6日	財団法人不二学道会
一般財団法人東京都内湾漁業環境整備協会	東京都	平成22年 7月27日	平成22年 8月3日	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会
一般社団法人日本橋倶楽部	東京都	平成22年 8月27日	平成22年 9月1日	社団法人日本橋倶楽部
一般財団法人内田農業振興会	東京都	平成22年 9月24日	平成22年 10月1日	財団法人内田農業振興会

一般社団法人作楽会	東京都	平成22年 9月24日	平成22年 10月1日	社団法人作楽会
一般財団法人計量生活会館	東京都	平成22年 9月29日	平成22年 10月5日	財団法人計量生活会館
一般財団法人楽生塾	東京都	平成22年 9月29日	平成22年 10月1日	財団法人台東社会教育文化会館楽生塾
一般社団法人江戸消防記念会	東京都	平成22年 11月26日	平成22年 12月1日	社団法人江戸消防記念会
一般財団法人そごう美術館	神奈川県	平成22年 1月4日	平成22年 2月1日	財団法人そごう美術館
一般財団法人上越市環境衛生公社	新潟県	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日	財団法人上越市環境衛生公社
一般財団法人湯沢町総合管理公社	新潟県	平成21年 9月24日	平成21年 10月1日	財団法人湯沢町都市施設公社
一般財団法人金沢鉄道友愛会	石川県	平成22年 3月18日	平成22年 4月1日	財団法人金沢鉄道友愛会
一般財団法人地域環境研究所	福井県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人地域環境研究所
一般財団法人布能育英会	山梨県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	財団法人布能育英会
一般財団法人長野県建築住宅センター	長野県	平成22年 3月19日	平成22年 3月23日	財団法人長野県建築住宅センター
一般社団法人長野県情報サービス振興協会	長野県	平成22年 3月23日	平成22年 4月1日	社団法人長野県情報サービス振興協会
一般財団法人長野県労働者福祉基金協会	長野県	平成22年 11月19日	平成22年 11月22日	財団法人長野県労働者福祉基金協会
一般社団法人岐阜県美濃柴犬保存会	岐阜県	平成22年 5月17日	平成22年 5月21日	社団法人岐阜県美濃柴犬保存会
一般社団法人静岡県中部未来懇話会	静岡県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	社団法人静岡政経研究会
一般社団法人小松報徳社	静岡県	平成22年 3月29日	平成22年 3月31日	社団法人小松報徳社
一般財団法人静岡県サッカー協会	静岡県	平成22年 5月25日	平成22年 6月8日	財団法人静岡県サッカー協会
一般財団法人泉谷病院	京都府	平成21年 3月27日	平成21年 4月1日	財団法人泉谷病院
一般社団法人視力愛護協会	京都府	平成22年 3月25日	平成22年 4月1日	社団法人視力愛護協会
一般社団法人大阪自動車会議所	大阪府	平成22年 8月4日	平成22年 8月5日	社団法人大阪自動車会議所
一般社団法人此花工業会	大阪府	平成22年 10月25日	平成22年 11月1日	社団法人此花工業会
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会	兵庫県	平成21年 4月15日	平成21年 4月22日	社団法人兵庫県エルピーガス防災協会
一般社団法人実践人の家	兵庫県	平成21年 12月14日	平成21年 12月22日	社団法人実践人の家

一般財団法人神戸市民大学講座	兵庫県	平成21年 12月24日	平成22年 1月5日	財団法人神戸市民大学講座
一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会	兵庫県	平成22年 3月26日	平成22年 4月1日	社団法人兵庫県自転車防犯登録会
一般財団法人日工記念事業団	兵庫県	平成22年 6月22日	平成22年 7月1日	財団法人日工記念事業団
一般財団法人金ヶ崎コミュニティ協会	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人金ヶ崎コミュニティ協会
一般財団法人森具永保社	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人森具永保社
一般財団法人神楽自治振興会	兵庫県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人神楽会
一般財団法人東洋民俗博物館	奈良県	平成22年 7月23日	平成22年 8月2日	財団法人東洋民俗博物館
一般社団法人鳥取県電業協会	鳥取県	平成22年 9月6日	平成22年 9月9日	社団法人鳥取県電業協会
一般財団法人長和会	広島県	平成22年 8月18日	平成22年 9月1日	財団法人長和会
一般財団法人広島県食品工業振興財団	広島県	平成22年 9月8日	平成22年 9月9日	財団法人広島県食品工業振興財団
一般社団法人広島県食品工業協会	広島県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	社団法人広島県食品工業協会
一般社団法人広島県養鶏協会	広島県	平成22年 11月24日	平成22年 12月1日	社団法人広島県養鶏協会
一般財団法人やまぐち女性財団	山口県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人やまぐち女性財団
一般財団法人山口県文化振興財団	山口県	平成22年 11月19日	平成22年 12月1日	財団法人山口県文化振興財団
一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	香川県	平成22年 3月19日	平成22年 4月1日	財団法人東かがわ市スポーツ財団
一般財団法人福銀報公会 (※平成22年3月19日付で法人名 変更 旧法人名：一般財団法人ふくおかフ ィナンシャルグループ文化芸術財団)	福岡県	平成22年 3月15日	平成22年 3月16日	財団法人福銀報公会
一般財団法人貝原守一医学振興財団	福岡県	平成22年 3月19日	平成22年 3月25日	財団法人貝原守一医学振興財団
一般財団法人熊本県伝統工芸館	熊本県	平成22年 10月20日	平成22年 11月1日	財団法人熊本県伝統工芸館
一般社団法人鹿児島市商店街連盟	鹿児島県	平成22年 3月24日	平成22年 4月1日	社団法人鹿児島市商店街連盟
一般社団法人沖縄県レンタカー協会	沖縄県	平成22年 1月8日	平成22年 1月20日	社団法人沖縄県レンタカー協会
一般社団法人沖縄しまたて協会	沖縄県	平成22年 9月17日	平成22年 10月1日	社団法人沖縄建設弘済会

○公益認定

法人名	行政庁	処分日	旧法人名
公益財団法人そらぶちキッズ キャンプ	北海道	平成22年2月1日	一般財団法人そらぶちキッズ キャンプ
公益財団法人弦地域文化支援 財団	山形県	平成21年6月11日	一般財団法人弦地域文化支援 財団
公益財団法人新宿区勤労者・仕 事支援センター	東京都	平成21年11月30日	一般財団法人新宿区勤労者・仕 事支援センター
公益財団法人武蔵野市国際交 流協会	東京都	平成22年4月1日	一般財団法人武蔵野市国際交 流協会
(不認定)	神奈川県	平成22年9月14日	一般社団法人横浜みなとみら い21
公益社団法人にいがた被害者 支援センター	新潟県	平成21年3月26日	一般社団法人にいがた被害者 支援センター
公益社団法人石川県木材産業 振興協会	石川県	平成22年4月1日	一般社団法人石川県木材産業 振興協会
公益社団法人福井被害者支援 センター	福井県	平成21年4月1日	一般社団法人福井被害者支援 センター
公益社団法人ぎふ犯罪被害者 支援センター	岐阜県	平成21年12月1日	一般社団法人ぎふ犯罪被害者 支援センター
公益財団法人京都地域創造基 金	京都府	平成21年8月7日	一般財団法人京都地域創造基 金
公益財団法人四条町大船鉾保 存会	京都府	平成22年10月1日	一般財団法人四条町大船鉾保 存会
公益社団法人総合紛争解決セ ンター	大阪府	平成21年9月3日	一般社団法人総合紛争解決セ ンター
公益財団法人神戸国際医療交 流財団	兵庫県	平成21年12月14日	一般財団法人神戸国際医療交 流財団
公益社団法人紀の国被害者支 援センター	和歌山県	平成22年3月19日	一般社団法人紀の国被害者支 援センター
公益社団法人アクティブベー スくれ	広島県	平成22年4月1日	一般社団法人アクティブベー スくれ
公益財団法人流財団	香川県	平成21年4月7日	一般財団法人流財団
公益社団法人瀬戸フィルハー モニー交響楽団	香川県	平成22年1月25日	一般社団法人瀬戸フィルハー モニー交響楽団
公益財団法人水素エネルギー 製品研究試験センター	福岡県	平成21年9月1日	一般財団法人水素エネルギー 製品研究試験センター
公益財団法人佐賀国際重粒子 線がん治療財団	佐賀県	平成22年7月8日	一般財団法人佐賀国際重粒子 線がん治療財団
公益社団法人鹿児島県歯科衛 生士会	鹿児島県	平成22年9月29日	一般社団法人鹿児島県歯科衛 生士会
公益財団法人沖縄県平和祈念 墓苑管理協会	沖縄県	平成22年7月28日	一般財団法人沖縄県平和祈念 墓苑管理協会

